

第527回

三戸町議会定例会会議録

令和7年12月2日 開会

令和7年12月5日 閉会

三戸町議会

目 次

会期日程表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日 令和7年12月2日(木)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○応招議員	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	3
○職務のために出席した事務局職員等	4
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 諸般の報告	6
<議長の報告>	
日程第4 町長提案理由の説明	6
第5日 令和6年12月4日(月)	
○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	11
○出席議員	11
○欠席議員	11
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	11
○職務のために出席した事務局職員	12
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
山田 将之議員	13
1. 「沼澤町政の7本の柱」1年の進捗と今後の展望について	
五十嵐 淳議員	27
1. 観光協会との協働体制の再構築について	
番屋 博光議員	43
1. 鳥獣被害の拡大に伴う緊急的対応と今後の方針について	
久慈 聡議員	51
1. 沼澤町政1年目の成果について	
2. 教育長が目指すこれからの町の教育について	
第6日 令和6年12月5日(火)	
○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	74
○出席議員	74
○欠席議員	74
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	74

○職務のために出席した事務局職員	75
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
澤田 道憲議員	76
1. 認知症予防対策について	
2. 災害への備えについて	
千葉 有子議員	89
1. 町内浴場施設の現状と課題について	
2. 町立病後児保育施設の運営について	
松尾 道郎議員	99
1. 観光まちづくりについて	
日程第2 議員提案第3号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案改正する条例案	104
日程第3 議案第73号 三戸町職員倫理条例の制定について	105
日程第4 議案第74号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案	106
日程第5 議案第75号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	107
日程第6 議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	108
日程第7 議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	109
日程第8 議案第78号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	110
日程第9 議案第79号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第6号）	111
日程第10 議案第80号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）	114
日程第11 議案第81号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	115
日程第12 議案第82号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）	116
日程第13 議案第83号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）	117
日程第14 議案第84号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第2号）	119
日程第15 常任委員長の報告について	120
・総務文教常任委員会	
・民生商工常任委員会	
・建設農林常任委員会	
日程第16 常任委員会の閉会中における所管事務調査について	121
日程第17 諸般の報告	121
・議長の報告	
・一部事務組合の報告	
・視察報告	
閉 会	123
署 名	123

会 期 日 程 表

会 期 令和7年12月2日から12月5日（6日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	12月2日(火)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	12月3日(水)	休 会		議案熟考のため
第3日	12月4日(木)	本 会 議	午前10時	一般質問
第4日	12月5日(金)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 常任委員長の報告 常任委員会の閉会中における所 管事務調査 議員派遣の件 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議員提案第3号	三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	R7. 12. 5	原案可決
議案第73号	三戸町職員倫理条例の制定について	R7. 12. 5	原案可決
議案第74号	三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案	R7. 12. 5	原案可決
議案第75号	三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	R7. 12. 5	原案可決
議案第76号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	R7. 12. 5	原案可決
議案第77号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	R7. 12. 5	原案可決
議案第78号	三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	R7. 12. 5	原案可決
議案第79号	令和7年度三戸町一般会計補正予算（第6号）	R7. 12. 5	原案可決
議案第80号	令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）	R7. 12. 5	原案可決
議案第81号	令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	R7. 12. 5	原案可決
議案第82号	令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）	R7. 12. 5	原案可決
議案第83号	令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）	R7. 12. 5	原案可決
議案第84号	令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第2号）	R7. 12. 5	原案可決

第1日目 令和7年12月2日(火)

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員(14人)

○出席議員(13人)

- 1番 五十嵐 淳 君
 - 2番 松尾 道郎 君
 - 3番 柳 雫 圭 太 君
 - 5番 和田 誠 君
 - 6番 山田 将之 君
 - 7番 栗谷川 柳子 君
 - 8番 藤原文 雄 君
 - 9番 番屋 博光 君
 - 10番 千葉 有子 君
 - 11番 久慈 聡 君
 - 12番 澤田 道憲 君
 - 13番 佐々木 和志 君
 - 14番 竹原 義人 君
-

○欠席議員(1人)

- 4番 小笠原 君 男 君
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤修二君
委任説明員	副町長	本宿貴一君
	参事(農林課長事務取扱)	貝守世光君
	参事(会計課長事務取扱)	武士沢忠正君
	参事(総務課長事務取扱)	太田明雄君
	参事(住民福祉課長事務取扱)	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	健康長寿課長	中村正君
	まちづくり課長	櫻井学君
	税務課長	下村太平君

三戸中央病院事務長	松崎達雄君
三戸中央病院事務次長	中村義信君
まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷一弘君

○農業委員会事務局

説明員会長	梅田晃君
委任説明員事務局長	貝守世光君

○教育委員会事務局

説明員教育長	原寿君
委任説明員事務局長	奥山昇吾君
事務局次長	金子祐之君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井畑淳一君
総括主幹	相馬英生君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第527回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会、藤原文雄委員長。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果について報告します。

第527回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、11月19日、午前10時、委員会を招集。本宿副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定しました。

12月2日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を12月2日から12月5日までの4日間と定めます。諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

12月3日は、議案熟考のため休会。

12月4日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

12月5日、午前10時開議。一般質問を継続し、次に議案の審議、採決を行います。引き続き、各常任委員長からの報告、閉会中における所管事務調査の申出、諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定しました。

以上で報告を終わります。

令和7年12月2日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、千葉有子議員、11番、久慈聡議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月5日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月5日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から例月出納検査等の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、本定例会において受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告します。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第73号から議案第84号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。第527回三戸町議会定例会の招集に対し、議員の皆様にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき、提出案件のご審議を賜りますことに心から厚く御礼申し上げます。

私が昨年11月17日に町長に就任してから、早いもので1年が経過いたしました。この間「前進三戸」のローガンの下、着実に歩みを進めてこられましたのは、議員皆様の温かいお力添えとご指導のたまものと、心から深く感謝申し上げます。また、この歩みは、職員が力を合わせ、粛々と職務を遂行してきた成果であり、この場をお借りし、職員各位にも感謝を申し上げます。

提案理由の説明の前に、町政等の動向についてご報告申し上げます。

初めに、クマ対策について申し上げます。今年は、全国でクマが市街地にまで出没し、現在までで過去最悪の13人が亡くなるという異常事態となっております。このような中、10月30日にはクマ対策に関する関係閣僚会議が開かれ、11月5日からは自衛隊によるクマ対策支援が始まっております。また、11月14日には、警察官によるクマの駆除などが盛り込まれたクマ被害対策パッケージが決定されるなど、国においてもその対策の強化に乗り出したところでございます。

当町も今年は、民家付近でクマの目撃情報が多数寄せられていた中、11月9日の早朝に国道4号線沿いの飲食店舗裏で男性従業員がクマに襲われるという人的被害が発生しております。町では、翌10日にクマ出没に係る関係課長会議を開催し、県内及び町内における出没状況や国、県の動きについて情報共有を図るとともに、緊急銃猟対

応マニュアルの作成や学校、保育施設等の安全確保など、町の対策について協議を行っております。今後も町民の生命、身体を守ることを最優先し、安全安心な生活のため、多面的に各種対策を講じてまいります。

次に、農作物の状況でございますが、水稻の作柄状況につきましては、夏場の渇水や高温により、一部の水田では出穂時期の水不足による収量の減少が懸念されましたが、特定の時間帯に使用する番水などの取組によりまして、地域全体としては平年並みの収量が確保されております。また、JA八戸三戸管内における1等米の比率は約95%と、品質も良好でございます。リンゴにつきましては、夏場の高温による日焼けや肥大不足により全体の収量は減少しておりますが、取引価格は高値で推移しているところでございます。

農作物の鳥獣被害でございますが、クマ、イノシシ、シカ、カラスなどによる被害が例年に比べて多く、特にクマやイノシシによる農作物の食害や農地の掘り起こしなどが大幅に増加したところでございます。加えて、猛暑や干ばつ、局地的な大雨等の異常気象など、農業経営を取り巻く環境が厳しい中ではございましたが、実りの秋を迎えることができましたのは、ひとえに農業者皆様の日頃のご尽力のたまものと深く敬意を表する次第でございます。

私は、農業は町の基幹産業であり、持続的な発展が何よりも必要だと認識しております。このため今年度、農家の働き手不足の解消と担い手の確保の一助とするため、去る9月24日、株式会社タイミー様と青森県内の市町村では初めてとなる農業の労働力確保に関する協定を締結いたしました。早速3名の農業経営者からご利用いただき、延べ250人ほどの労働力の確保につながったところでございます。今後も町の基幹産業であります農業を守るとともに、次の世代につなげていくため、多面的な支援を積極的に進めてまいります。

次に、稼ぐ自治体、役場の構築についてでございますが、先月8日、9日に横浜市で開催されましたふるさとチョイス大感謝祭に出展し、三戸町の返礼品やふるさと納税の活用による取組を全国に向けて強力に発信してまいりました。また、同じく先月20日、東京都内で開催されました寄附金の使い道において優れた成果を上げた自治体を表彰する第1回ふるさと納税未来創造AWARDにおきまして、「11ぴきのねこ」のまちづくりが交流・にぎわい創出賞部門にノミネートされ、全国11自治体のうちから栄えある受賞を果たしました。この受賞を契機に、今後もふるさと納税制度のさらなる有効活用を図るとともに、オンリーワンのまちづくりを展開し、稼ぐ自治体、役場の構築並びににぎわいの創出に向けて取組を強化してまいります。

次に、子育て、教育の充実についてでございますが、本年10月の議会臨時会におきまして、教育長の任命について満場一致にてご同意を賜り、11月1日、原教育長を任命することができました。原教育長は、着任後精力的に渉外活動を展開するとともに、学校現場にも入り、町内小中学校の全教員に向けて、教育への思い、とりわけ小中一貫教育への熱い思いを伝達しているところでございます。本町の小中一貫教育の導入時の初心に立ち返り、新たな時代に向かって進化させ、子供たちのよりよい教育につなげてまいりますので、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、健康、長生きの推進についてでございますが、先日開催のさんのへ感謝祭の会場内に専用ブースを設け、関係機関のご協力の下、簡易版QOL健診と健康相談会を開催し、2日間で105人ほどが気軽に楽しみながら生活改善の意識を高めたところでございます。今後も取組を継続し、着実に町民の健康意識の高揚を図り、健康長寿につなげ、短命町を脱却してまいります。

次に、にぎわいの創出についてであります。令和元年度まで開催されておりました

た農林商工まつりがコロナ禍後も再開されず、イベントがなくなって寂しいなど、多くの町民からの復活を求める声を受けまして、去る11月29日、30日、6年ぶりにさんのへ感謝祭としてリニューアル開催いたしました。会場には、多くの地元事業者のほか、友好都市静岡県牧之原市健康ブースなど合計46のブースが設置されたほか、ステージでは餅まきや多彩なイベントが開催されました。私は、2日間終日会場内におりましたが、町民の皆様をはじめ、県内各地、そして岩手県北から訪れた方々も三戸町のほっこりとしたにぎわいを楽しんで、笑顔で会場を後にされていました。このほか、恒例のさんのへ秋まつり、南部俵づみ唄全国大会や、我々三戸町民の自慢の地、三戸城跡城山公園を会場にさんのへ城山ジャンボリー、同じく城山公園内の祥鷹閣を会場に100万人のクラシックライブなど、多様なイベントの開催により、大きなにぎわいを見せたところでございます。今後も町のにぎわいのため、各種事業に取り組んでまいります。

以上が本年9月議会定例会以降に実施した主な取組でございますが、解決すべき課題は、日々新たに、または姿を変えて現れてまいります。今後も新時代に向かって変化と前進を続ける三戸町のかじ取り役として、7本の柱に基づき、スピード感と危機感を持って、町民皆様、議会の皆様、そして職員と一体となって歩みを進めてまいりたいと存じますので、議員皆様の絶大なご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは引き続き、今回提案いたします案件の概要につきまして順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第73号 三戸町職員倫理条例の制定について申し上げます。

本案は、職員の職務に係る倫理の保持のために必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的とし、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第74号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告の内容に準じ、県の特別職の職員の期末手当の支給割合が改定されることを踏まえ、町の特別職の職員に係る期末手当の支給割合について改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給割合について、現行の3.25月分から0.1月分を引き上げ、3.35月分とするものでございます。

次に、議案第75号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に基づく県職員の給与改定に準じ、町職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、全ての年齢層の職員を対象に給料表の水準を引き上げるほか、期末勤勉手当の年間支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については0.10月分、定年前再任用短時間勤務職員については0.05月分、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について申し上げます。

本案は、青森県市町村総合事務組合から当該組合を組織する地方公共団体の数を減少し、当該組合同規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める

ものでございます。

規約の変更の内容でございますが、黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することを受け、当該規約中から同組合を削るものでございます。

次に、議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について申し上げます。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合から当該組合を組織する地方公共団体の数を減少し、当該組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の内容でございますが、黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することを受け、当該規約中から同組合を削るものでございます。

次に、議案第78号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、令和7年12月26日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員、竹原広実氏を再任いたしたく、提案するものでございます。

竹原氏は、農業を営む傍ら、農業委員会農地利用最適化推進委員を9年間務められる等、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員として適任者であると存じますので、何とぞ全会一致にてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第79号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額71億4,050万2,000円に、歳入歳出それぞれ9,567万2,000円を追加し、予算総額を72億3,617万4,000円にするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、地方交付税3,879万1,000円、町税3,000万円、県支出金2,185万4,000円を増額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、令和7年8月の大雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧費3,612万7,000円、中山間地域直接支払交付金1,120万7,000円、令和7年給与改定等に伴い、職員給与費、共済費2,424万1,000円を増額するものでございます。

次に、議案第80号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億5,269万2,000円に、歳入歳出それぞれ3,681万3,000円を追加し、予算総額を17億8,950万5,000円にするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、繰入金1,586万8,000円を減額し、繰入金5,215万円を増額補正するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、過年度負担金返還金等総務費4,212万円を増額し、地域支援事業費530万7,000円を減額するものでございます。

次に、議案第81号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億6,274万4,000円に、歳入歳出それぞれ619万1,000円を追加し、予算総額を12億6,893万5,000円にするものでございます。

歳入の内容といたしましては、保険給付費等交付金500万円、一般会計繰入金676万5,000円を増額し、国保財政調整基金繰入金557万4,000円を減額するものでござい

ます。

歳出の内容といたしましては、一般管理費119万1,000円、高額療養費500万円を増額するものでございます。

次に、議案第82号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入において、既決予定額から1億533万4,000円を減額し、総額を17億8,443万2,000円に、収益的支出において、既決予定額に8,009万1,000円を追加し、総額を19億6,985万7,000円にするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入におきましては、予定患者数の減少に伴い入院収益を6,019万円、病床数適正化支援事業費補助金の確定に伴い補助金を4,514万4,000円、それぞれ減額するものでございます。

収益的支出におきましては、医業費用について、給与費、経費を合計で8,009万1,000円増額するものでございます。

次に、議案第83号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町簡易水道事業会計の収益的収入において、既決予定額9,908万2,000円に32万2,000円を追加し、総額を9,940万4,000円に、収益的支出においては、既決予定額1億134万5,000円に32万2,000円を追加し、総額を1億166万7,000円にするものでございます。

補正の内容でございますが、収益的収入では他会計補助金を、収益的支出では総がかり費を、それぞれ32万2,000円追加するものでございます。

次に、議案第84号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町下水道事業会計の収益的収入において、既決予定額2億7,816万2,000円に35万円を追加し、総額を2億7,851万2,000円に、収益的支出においては、既決予定額2億5,369万6,000円に35万円を追加し、総額を2億5,404万6,000円にするものでございます。

補正の内容でございますが、収益的収入では他会計補助金を、収益的支出では総がかり費を、それぞれ35万円追加するものでございます。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり議決を賜りますようお願いを申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時31分 散会

第3日目 令和7年12月4日(木)

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 山田 将之議員 | 1. 「沼澤町政の7本の柱」1年の進捗と今後の展望について |
| 五十嵐 淳議員 | 1. 観光協会との協働体制の再構築について |
| 番屋 博光議員 | 1. 鳥獣被害の拡大に伴う緊急的対応と今後の方針について |
| 久慈 聡議員 | 1. 沼澤町政1年目の成果について
2. 教育長が目指すこれからの町の教育について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(13人)

- | | | | |
|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳 | 雫 | 圭太君 |
| 5番 | 和田 | 誠 | 君 |
| 6番 | 山田 | 将之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳子 | 君 |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 |
| 10番 | 千葉 | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈 | 聡 | 君 |
| 12番 | 澤田 | 道憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
| 14番 | 竹原 | 義人 | 君 |
-

○欠席議員(1人)

- | | | | |
|----|-----|----|---|
| 4番 | 小笠原 | 君男 | 君 |
|----|-----|----|---|
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|----------------|--------|
| 説明員 | 三戸町長 | 沼澤修二君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 本宿貴一君 |
| | 参事(農林課長事務取扱) | 貝守世光君 |
| | 参事(会計課長事務取扱) | 武士沢忠正君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 太田明雄君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 極檀浩君 |
| | 建設課長 | 齋藤優君 |
| | 健康長寿課長 | 中村正君 |
| | まちづくり課長 | 櫻井学君 |
| | 税務課長 | 下村太平君 |

三戸中央病院事務長	松崎達雄君
三戸中央病院事務次長	中村義信君
まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋敷一弘君

○農業委員会事務局

説明員 会長	梅田晃君
委任説明員 事務局 長	貝守世光君

○教育委員会事務局

説明員 教 育 長	原 寿君
委任説明員 事 務 局 長	奥 山 昇 吾君
事 務 局 次 長	金 子 祐 之君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井畑淳一君
総括主幹	相馬英生君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<6番 山田 将之議員>

1. 「沼澤町政の7本の柱」1年の進捗と今後の展望について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

6番、山田将之議員。

○6番（山田 将之君）

おはようございます。通告に従って、私の一般質問をはじめさせていただきます。

私の質問は、1項目6点にわたって質問させていただきます。1、「沼澤町政の7本の柱」1年の進捗と今後の展望について。町長就任から1年が経過しました。7本の柱を軸とした町政運営は着実に進み、まさに町長が掲げる危機感とスピード感を持って前進するという言葉どおり、町民生活にも確実に変化が見え始めていると受け止めております。特に今定例会1日目、町長からもふるさと納税、教育、健康、にぎわい、農業支援など、7本の柱に沿った具体的な動きが示され、前進への強い意志が伝わってまいりました。

その中でも、私がとりわけ注目しているのは、子供の学びや育ちを支える施策が前進し、将来に向けた土台づくりが動き出したことであります。子供の学びや育ちを支える環境づくりが町の重点施策として動き出しており、地域全体で子供を支える機運が高まっていると感じております。次の1年は、こうした取組を町民が実感として受け取れる段階へと高めていくこと、そして各施策が相互に連携し、町全体として一体感を生み出すことが重要であると考えております。

さらに、公民館や町民体育館の老朽化が進む中、子育て、文化、健康が一体となる多目的拠点として再構築が必要な時期にも来ています。三戸町がさらに前進するためには、行政、議会、町民が共通の未来像を描きながら、同じ方向を向いて進んでいくことが何よりも重要であります。以上の考えから、次の6点について町長のお考えを伺います。

1つ目、沼澤町政7本の柱のこの1年間の進捗と今後の展開について。

2つ目、子育て・教育分野における新規施策や拡充施策の成果、そして次年度以降の展開について。

3つ目、子供の遊び場整備に関する今後の方向性について。

4つ目、公民館及び町民体育館の更新に対する考え方と複合的な活用の方向性について。

5つ目、町民参画と情報発信の新しい形について。

6つ目、次年度に向けた町長の決意について。

以上、よろしくお願ひいたします。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。山田議員からの「町政の7本の柱」1年の進捗と今後の展望についての6点の質問にご答弁申し上げます。

初めに、1点目の町政7本の柱、1年の進捗と今後の展開についてでございますが、私は昨年町長選挙の際、「いま、変化のとき 前進さんのへ！」とスローガンを掲げ、7本の柱を立て、さらに具体的な政策として27の項目を掲げておりましたので、現在はこれを基本に町政を運営しているところでございます。

昨年11月17日の町長就任後は、令和6年度の出生数が前年度、令和5年度の31人の半分の15人にも満たないという見込みの報告を受け、少子化に待ったなしで対応するため、直ちに学び応援！入学祝い金支給制度を創設し、小中高に入学する児童生徒の保護者に対し、2月に祝い金を支給いたしております。

令和7年度に入りましてからは、27施策のうちの4分の3に当たる20の施策に着手しており、就任から1年で合計21施策について具体的な取組を開始しているところでございます。

7本の柱ごとにその一端を申し上げますと、まずかせぐ自治体、役場の構築についてでございますが、ふるさと納税制度を最大限に活用するため、4月1日にまちづくり課にふるさと納税強化室を新たにつくり、返礼品の数やバリエーション、種類を増強するとともに、募集ページの見直しにより、寄附金の受入れ拡大に努めているところでございます。

農林・畜産・商工の振興では、新たな補助制度を創設するとともに、既存の補助事業につきましては、補助率や補助の上限額の引上げを図っております。

高齢者の支援では、人生の終末、エンディングを支援するため、エンディングノートを作成するとともに、エンディングセミナーを開催し、現在も普及啓発に努めております。また、家族介護の充実を図るため、家族介護のための介護用品給付事業を拡充しております。

子育て・教育の充実につきましては、妊婦健診、分娩取扱施設アクセス支援、三戸っ子はぐくみ応援金、習い事応援補助金、小中学校修学旅行補助金、高校生修学支援金など、産む前、そして産まれてから高校を卒業するまで、切れ目のない補助制度を創設し、子育て世代を強力に応援しているところでございます。

健康・長生きの推進につきましては、健康寿命の延伸につなげるため、フッ化物洗口事業やQOL健診事業を新たに創設いたしました。

にぎわいの創出では、6年ぶりの秋の収穫祭をさんのへ感謝祭として先日リニューアル開催したほか、城山公園を活用したさんのへ城山ジャンボリー、100万人のクラシックライブの開催で、にぎわいの創出を図っております。また、さらなるにぎわいの創出、観光に欠かせない宿泊施設の誘致を実現させるため、宿泊施設誘致条例を制定しております。

今後もスピード感と危機感を持って新たな事業を積極的に展開し、町民皆様に成果を実感していただけるよう取り組んでまいります。

次に、2点目の子育て・教育分野における新規、拡充施策の成果と次年度以降の展開についてでございますが、妊婦の不安解消と経済的負担の軽減を図るため、今年度新たに妊婦健診等の交通費並びに分娩時の交通費及び宿泊費の助成制度を創設し、16人に助成しているところでございます。

また、妊婦や子供の歯と口の健康を守るため、歯科医院で行う妊婦に対する歯科検

診を新たに追加し、これまでに6人が受診、幼児のフッ素塗布につきましては、1歳から3歳までだった対象年齢を5歳までに引き上げるとともに、回数も1回から2回に拡充し、42人が受診しております。小中学生のフッ化物洗口につきましては、新たに週1回実施しており、これら歯科保健事業は全て無料で行っているところでございます。

子育ての分野では、未就学児童に対する支援として、支給対象が第3子以降だった制度を第1子から支給できるよう拡大し、三戸っ子はぐくみ応援金として毎年10万円支給することといたしております。受給者からは、第1子から支援を受けられることになってありがたいなど、喜びの声が届いております。

また、教育分野では、入学祝い金のほか、令和7年度から、子供たちのもっと学びたい、習いたいに応える事業として、1人月額3,000円を支給する習い事応援補助金事業を創設しております。これまで195人から申請があり、学習塾やピアノ、スポーツなど、多様な習い事の支援を開始しており、保護者からは、入学時に必要な物品購入の支援を受けられるようになってありがたい、子供が新しい習い事にチャレンジする機会になったなど、こちらも喜びの声が届いているところでございます。

今後も安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進するため、各種施策に取り組み、子育て・教育分野の支援を充実させてまいりたいと考えております。

次に、3点目の子供の遊び場の整備に関する今後の方向性についてでございますが、まず屋内の遊び場の新設につきましては、現在最新事例や優良事例の視察及び情報収集を進めているところでございまして、場所、規模及び内容につきましては、鋭意調査研究中でございます。子育て世代が強く望む施設であるということも認識しておりますので、魅力ある施設の早期の整備に向けて、鋭意検討を続けてまいります。

また、屋外の遊具の充実につきましては、現在関根ふれあい公園の全面的な改修に向けた作業を進めているところでございまして、大型遊具などの新しい遊具を設置するなど、子供たちの遊び場の充実を図ってまいります。

次に、4点目の中央公民館、町民体育館の更新と複合的活用の方向性についてでございますが、中央公民館、町民体育館ともに昭和43年の利用開始から57年が経過しております。やはり経年による老朽化はございますが、社会教育活動の拠点、スポーツ活動の拠点、そして本日傍聴においでの方の寿教室の皆様も利用頻度の高い施設であることから、これまでも必要な修繕を施し、利用してきたところでございます。

三戸町公共施設個別施設計画では、中央公民館の方向性につきまして、耐用年数を経過しているため、社会教育の拠点として文化ホール等を備えた新たな施設の建て替えも検討する必要があるとしており、また町民皆様からも建て替えを要望する声が寄せられているところでございます。将来に向けて、安全安心かつ快適な施設の利用環境を提供していくためには、公民館及び体育館機能のみならず、ほかの機能も備えた複合的な施設として建て替えを検討する必要があるものと認識しております。

次に、5点目の町民参画と新しい情報発信についてでございますが、情報発信は本町の魅力を広く伝えるための重要な施策の一つであり、昨年度までは広報さんのへ、回覧チラシ、ホームページに加え、エックス、インスタグラム、ラインなどのSNSを活用してまいりました。今年度はそれらに加え、新たに三戸町公式ユーチューブチャンネル、さんのへチューブを開設しております。今後は、このユーチューブの活用により、各種行政サービスやイベントの紹介などを強化するとともに、町民及び事業者の皆様にも町のPR動画に出演していただくなど、情報発信に工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

最後に、6点目の次年度に向けた私の決意についてでございますが、町長就任からあっという間に経過した1年でございます。これまで町民皆様、議会の皆様の温かいご支援、ご理解とご協力によりまして、前進さんのへのスローガンの下、7本の柱により、職員とともに着実に歩みを進めていくことができました。

2年目も引き続きこれまでの経験と人脈を最大限に活用し、町民皆様からお聞きした町政に対する思いやご意見をしっかりと受け止め、施策の内容及び実行力をさらに高め、新時代に向かって変化と前進を続ける三戸町のかじ取り役として、スピード感と危機感を持って、町民の皆様、議会の皆様、行政が一体となって全力で歩みを進めてまいり所存でございますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○6番（山田 将之君）

それでは、順に再質問のほうさせていただきたいと思えます。

1つ目の「沼澤町政7本の柱」1年の進捗と今後の展開についての再質問となります。ただいまの答弁で、町長のこの1年の取組が着実に前進していることを伺いました。町長が掲げられた7本の柱の中でも、特に1番目に位置づけられているのがかせぐ自治体、すなわちふるさと納税を最大限活用し、地域産業を元気にすることであると思えます。公約でも、当時の金額2億8,000万円から2倍以上の6億円以上にと明確に示されており、町の未来を支える重要な柱であると理解しております。

そこで伺いたいと思えます。ふるさと納税寄附金額6億円の達成に向けて、今年度町としてどこまで取組を進め、どの段階に来ているのか。また、来年度この1番目の柱をどのようにさらに強化していくのか、目標に近づけていくのか、具体的なプロセスをお示しいただければと思えます。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

沼澤町長の一つの大きな柱となるかせぐ自治体に向けてのふるさと納税の強化につきましてですが、6億円という目標に向けて、今年度につきましては、昨年度の3億5,000万円から1億円増の4億5,000万円という目標を掲げております。現在の状況であります。詳細につきましては、ふるさと納税も競争というところがありますので、詳細は申し上げますが、前年度よりは増という状況でこれまで来ております。

取組につきましては、返礼品の拡大、それから様々なサイト上でのPRの増、また直接首都圏などに行っているイベントへの参加といったことで、強化しているところでございます。引き続き次年度以降も、まず返礼品を増加して、魅力あるものをつくっていくというところが一番のところと思えますので、事業者等とも協力しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

山田議員の再質問に私からも補足でお答え申し上げます。

今年度ふるさと納税強化室を設置いたしました。この設置によりまして、返礼品の強化、充実が図られているということと、あとプロモーション、宣伝の強化ができていくということで、先般も全国で優良事例を表彰するふるさと納税未来創造AWARDで表彰されてまいりました。これによりまして、全国にまた三戸の名が大きく、広く周知されることとなったということ。

あと今年度は、今まで返礼品を提供されていなかった方々に向けても説明会を開いて、新しい返礼品提供事業者や、あるいは新しい返礼品を採用することができたということにつながっております。その結果、11月末現在で申し上げますと、先ほど担当課長申し上げましたとおり、具体的な数字は上げませんが、前年度比3割強の増ということで推移しているところでございます。ただ、今年度はふるさと納税の制度改正というものが9月にごさいます、9月に大きな駆け込み需要がございましたので、今の段階で3割増といっても、今後の4か月におきまして例年どおり推移するかどうかは、これは予断を許さない状況であるということで、今進捗管理をしっかりとしているところでございます。

今年度は、4億5,000万円という目標を掲げておりますので、その目標達成に向けてしっかりと進捗管理をしております。それで、将来的に令和8年度は5億円、令和9年度は5億5,000万円、最終年度は6億円という形で、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

ただいまの答弁で方向性、理解をいたしました。ふるさと納税強化室、間違いなく効果があったものだなと思っております。

そこで、もう一点伺いたいと思います。目標額である6億円という数字、単なる目標でなく、私は三戸町の未来像を映す指標だと受け止めております。町長が描く6億円のふるさと納税が実現した三戸町の姿とは、どのようなものなのか、そのビジョンを町民と共有することが大切だと思っております。例えば地元産業の強化だとか、寄附者にとって応援したくなる仕組みづくりだとか、そういった町長が描く6億円の意味を町民に分かりやすく示していただけたらと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

将来的に6億円あるいはそれ以上ということになったときには、やはり得た収益、そういったお金で、これまでできなかった町民サービスを充実させていくということは、もちろん考えていかなければならないと思っております。今皆様お使いいただいているコミュニティバスあるいはデマンドタクシー、これをもっと使いやすくする、あるいはタクシーの補助制度を高年齢者の皆様にもっと手厚くできないか、そういったこともやはり歳入が多ければ考えていけるものでございます。

また、返礼品を提供するための加工施設が整備できないか。この整備が実現したときには、今外でしか確保できないものを三戸町内で確保できるようになって、さらにその施設で返礼品の製造がなされて、それがまた返礼品として出て行って、寄附金が入ってくるといったことにつながられると思っておりますし、それこそ先般もむつ市で試行が開始されました自動運転バスといった取組も、今どんどん運転手さんの確保が難しくなっているという中で、今後運転手の確保が難しいバス業界において、自動運転バスという取組ができると思っておりますので、そういったところへの補助、あるいは町のコミュニティバスを自動運転バス化できないかといったような考えが取り込めるものと思っておりますので、様々な形で、今後人口が減少していく中であっても、今住んでいる方々が幸せになるサービスというものに使ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

町長の考えるかせぐ自治体のビジョンを共有できたのではないかなと思っております。私としても、この数字の達成だけでなく、町の自立した財源づくり、また地域循環の仕組みづくりとして位置づけていくことが大切だと考えております。このビジョンを議会としても共有し、共に力を尽くしてまいりたいと考えております。

次の項目に行きたいと思います。2つ目の子育て・教育についての再質問となります。最初の答弁で、今年度取り組まれてきた施策の成果、一定の形で表れているということは理解いたしました。その上で、次年度の取組に向けて伺いたいと思います。

子供の学びや育ちを支える取組について、新たに予算化を検討している事業、もしくは今年度手応えがあり、さらに拡充を予定している事業があれば、現段階でお示しいただきたいと思います。町民の関心は、次年度何が変わるのかという点にあると思っております。教育現場や子育て家庭に寄り添う支援をどのような形にしていくのか、新たな予算化や国、県の制度活用の見通しも含めて、お聞かせいただければと思います。

○健康長寿課長（中村 正君）

山田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、来年度の予算につきましては、これからの査定とかありますので、詳細については差し控えたいとは思いますが、今国の事業のほうで妊婦健診、今年度アクセス支援金、交通費の助成というものを行いましたけれども、そこからさらに拡大がされるということの情報が入っております、ぜひそちらのほうには手をつけたいなということで、今検討を進めているところでございます。

制度としては、ちょっと今詳細につきまして手元に資料はございませんが、不妊治療に係る交通費等、こちらのほうの治療費については、県のほうでもう既に全額助成というのが行われておりますので、その交通費の部分が助成できないかというところで今検討を進めているところでございます。

あと、今年度行いました事業等につきましては、すぐに結果が、例えば出生数が増えるとか、歯の健康とか虫歯ゼロというふうなことというのは、これから成果というのが表れてくるものかと思っておりますので、途中の経過等をちゃんと捉えながら、今後の事業に反映させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

子供の学びを応援する習い事応援補助金につきましてでございます。こちらのほうの評判が大変よろしゅうございます。保護者の方からは、大変助かっているというお声をいただいております。現在でございますが、小学生の場合は利用者が274人中145人、中学生の場合は188人中50人、利用率にしますと、小学生では52.9%、中学生におきましては26.6%ということで推移しております。大変好評な事業でございますので、今後も続けてまいりたいと、手応えを感じている事業であると考えております。

以上でございます。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

住民福祉課としてですが、子育てという関連でいきます。次年度以降どうするかということですが、今年度、三戸っ子はぐくみ応援金ということで、前の事業をブラッ

シュアアップして拡充したということがございますので、これについては引き続き続けていきたいと思っております。町長答弁にもありましたように、非常にありがたいというお言葉をいただいておりますので、これは続けていきたいなと考えております。以上です。

○町長（沼澤 修二君）

ただいま各担当課長からご説明申し上げましたとおり、子育て、教育の施策につきましては、真っ先に手厚く取り組むことができましたので、引き続き次年度以降も続けてまいります。そして、この中でまだこれから着手ということは、やはり先ほど申し上げました遊び場の整備、遊具の充実ということがございますので、これをしっかりと来年度から手がけていくということと、あとは教育の分野では英語教育の充実ということで、今よりさらに充実を図ってまいりたいと考えております。

それ以外のものは、もうほぼ着手あるいは施行済みということで、おかげさまでやっておりますので、これからも状況を見て、拡大するべきものは拡大していきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

ただいまの答弁で、来年度の方向性等確認できました。

2点ほど今のでちょっと質問したいのですけれども、学び応援、大変大好評だと。小学生、中学生、たくさんの方が利用されて、評判もいいということだったのですけれども、以前私も議場でちょっと質問させてもらった記憶があるのですけれども、幼児または高校生、そういったところまで拡充するというような考えはないでしょうか。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問、以前にも新年度予算の審議のときでしたでしょうか、幼児への拡大ということでご質問いただきました。幼児につきましては、今三戸っ子はぐくみ応援金を支給しておりますので、全体としてこの中で子育てに使ってほしいということでございますので、また新たに別枠としてということは、今のところ考えていないところでございます。

高校生につきましては、多様な学び、進学のためのということでの学びが多いものと認識しておりますので、そちらにつきましては町としてということではなくて、これまでどおりご家庭のほうで状況に応じて支出していただければいいのかなというふうには考えているところでございます。来年度拡充ということではなくて、現行どおりということでご理解いただければと思います。

○6番（山田 将之君）

もう一点の再質問です。先ほど町長答弁のほうで、英語の充実を今後やっていきたいというようなお話がありました。具体的には、どのような充実方法を考えていらっしゃるのかなと、そこをお聞かせいただければと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

お答えいたします。

ただいま小中学校では、英語の授業ということで、今年度からイングリッシュデーというようなことで、月1回程度、英語で過ごすということで、なるべく日本語を使

わないで英語で過ごすというようなことをやってございます。こちらにつきましても、来年度はもう少し学校の現場と調整をいたしまして、増やしていきたいと考えているところでございます。

また、今現在弘前大学の准教授の方をお招きいたしまして、英語に関するカリキュラムを再度構築しているところでございます。そういったものをまた現場のほうに落とし込みまして、新たな取り組み方ということで動いておりましたので、それをまた少しでも実現していきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

来年度以降の取組、こういうことをやっていきたいというものの方向性を確認できました。待ったなしだということで、子育て、学びに関しては、たくさん取り組んでおられると思います。

一方で、実際に町民の声を聞く中では、いい取組なのに情報が届いていないという指摘が少なくありません。特に子育て家庭は、SNSであったり、ラインであったり、様々な受け取り方、多様になってきております。知らなかった、もっと早く知りたかったという声も実際にありました。次年度に向けて、施策そのものの拡充に加えて、対象世帯に確実に届く工夫、例えば情報発信の改善、学校・園との連携強化など、来年度検討している工夫があれば、お示しいただきたいと思っております。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

せっかくいい制度も周知が行き届かなければ、ただの施策になってしまいます。町内の今そのサービスを受け取る世帯だけではなくて、これは町外に向けても発信して行って、三戸町がこんないい制度を持っている町だということで、家を建てるなら三戸町に行きたいというようなところまでつなげていかなければならないと思っておりますので、周知、宣伝は今の方々にしっかりと行き届くように、紙はもちろんなくされませんし、あとはいわゆるSNS、エックス、ツイッター、あと今ユーチューブなりを御覧になっている方が非常に多いということでございますので、ここを充実させていくということは、これまでも職員で共有しているところでございます。

ただ、今ホームページの改定も含めて、それがまだ少し整っていないということは自覚しておりますので、そこはしっかり進めてまいりますし、今後もサービスを受け取る世代に合わせた丁寧な周知に努めていくということでやってまいりたいと思っておりますので、何かいいアイデアがありましたら、随時ご提案いただければ、すぐにやらせていただきたいと思っておりますので、一緒にやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○6番（山田 将之君）

町民、中でも今子育て世代の情報の受け取り方、年々変化している現在ですけれども、行政の発信の仕方も時代に合わせて柔軟に進化していくことが求められているのかなと思っております。

今回の質問の5の項目にも関わってくるところなのですけれども、今おっしゃられたSNSの強化だけでなく、今後誰が発信していくのかという視点が大きな影響力を持つのかなと私は思っております。冒頭の答弁でも、町民の方を出演させてやっていくというようなご答弁いただいておりますけれども、公式の町が発信するというの

に加えて、学校であったり保育園、地域団体、そして当事者である保護者自身が町の取組を自分事として伝えるような連携体制ができれば、より信頼される温かい情報発信になるのではないかなと私は考えております。町として、行政発信と町民発信を組み合わせた協働型の広報の仕組みづくり、検討していくお考えはあるのかということをお伺いします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

町として、町民と協働型の情報発信の体制をつくっていく考えはあるのかということでございますが、町長答弁で申し上げたとおり、町民と一緒に進めていきたいということでございます。

ちょっと参考までにですけれども、現在のSNSの状況ということで申し上げますと、4月から11月末までの状況ですが、エックスが1.2%の登録者増、インスタグラムが19.1%の増、ラインが13.8%の増、ユーチューブのほうは7月1日から始めて現在133人ということで、インスタグラムが非常に増えているということがございます。それぞれSNSの特性がございますので、それぞれの特性に合わせてながら町民にも出演していただいて、例えばどここの誰が出ているから見ようよとか、そういった形で、どんどん町民に広がっていくような体制といったものをつくってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

町民と行政と一緒に発信していく形、住民参画の新しい形、5の項目になってきたので、またそちらのほうでも再質問しようかと思っておりますので、今後の取組、大いに期待しております。

次の項目、3つ目の項目です。子育て施策の充実を図る上で、町長からもありましたけれども、欠かせないのが子供たちの遊び場の環境整備であります。ふるさと公園の改修が多世代の交流拠点として、今後改修して進められていくということをお大変心強く感じております。

しかし、町民の声として、冬場や悪天候の日にも安心して子供を遊ばせたいという意見、これまでも多く寄せられております。さらに近年、特に今年、町内でもクマの出没が相次ぎ、実際に町内でも人的被害も発生しております。安全面を考えても、今は子供たちが外で遊ぶ機会というのが減っている中で、屋外の公園の整備だけでは限界があるのではないかと感じております。

これまでの検討段階とどまっていた屋内遊び場の整備について、現在は視察や調査研究を進めているということなのですけれども、今後どのような方向で進めていくのか、また早期実現の見通しなどあればお聞かせください。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまの屋内の遊び場ということでございます。議員がご指摘のとおり、近年はクマが出て外で遊べない、また地球温暖化のみならず地球灼熱化というふうなことになっています。冬や雨の日以外にも、夏の暑い日の子供の居場所というのも考えていかなければならないということで、それについてどういうふうな設備が必要なのか。当然ですがエアコン、また水遊びができるものなのかとか、いろいろ考えていかなければならないと思います。

住民福祉課としては、近隣の遊び場、十和田湖で今回できましたけれども、あれは

民間の施設ですけれども、それから十和田市でもタワーレでしたか、また新しくしている。あそこは、周りはだ一つと囲まれていて、屋根のない建物ですけれども、壁があって、その中に噴水があってということで、個人的にちょっと見に行ってきたのですが、子供たちも安心して遊んでいる。その周りには、カフェというかがあって、お母さんたちもそこにいる。お母さんというか、保護者の方ですね、いて、また部屋もあって遊べるというような、そういうところがいいものなのか。まず、施設として整備する場合なら、どういうふうなものが考えられるかというのを今検討している状態でございますので、それを早めに取りまとめて、皆様のほうにお知らせできればというところで今考えて進めてございます。

以上です。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えを申し上げます。

屋内の遊び場ということで、早急に進めたいということは思っておりますが、今調査研究中ということで、具体的に令和8年度からと、まだ申し上げる段階にはありませんけれども、基本的な方向性としてしましては、新設ということであれば、先ほど公民館、体育館の新設の話が出てまいりました。そういったものと複合的にということも考えられますが、公民館、体育館につきましては、まだもう少しそれよりも先の話になるということで、基本的には既存の施設内への整備ということを軸に考えているところでございます。

遊び場の整備によりまして、町内の子供たちはもちろんでございますけれども、今三戸町のお子さんをお持ちの方も同じだと思っておりますが、町内になれば外に行き遊んでいるということで、三戸町にできれば、三戸町内の子育て世代はもちろん遊ばずし、町外からも来ていただけるということで、逆の流れをつくることもできて、これは子育ての充実だけではなくて、にぎわいの創出にもつなげられるということで、そういった町外からのお客さんも足を運びやすいところといえば、いろいろと絞られてくるのではないかなと思っておりますので、そういった施設を検討して施設を整備するというを中心に、早期の整備を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

屋内遊び場の整備、この必要性というのはしっかり認識していただいているものと受け止めております。

先ほど町長答弁でも既存の施設を活用してというところで、1点提案というか、確認をさせていただきたいと思っております。町内には、かつて子供たちが学び、活動していた旧杉沢小中学校があります。このような廃校を子供、保護者、地域が集う屋内遊び場や交流拠点として再活用していく考えはないでしょうか。学校という場所は、子供の声と地域のつながりが生まれる場所だと思っております。その空間を再び笑顔が戻る場所として再生できれば、地域の再活性化にもつながると思っております。地理的に中心部から離れているという点が懸念されるのですけれども、行く価値のある場所として魅力を高めることができれば、町外からも人を呼び込める可能性があるとは私は考えております。こうした廃校活用も含めた柔軟な整備の検討は可能なのかというところを伺いたいと思っております。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまご提案のありました廃校等既存施設の活用というものは、整備する上で選択肢の一つとして含めていくということは、もちろん可能でございます。あとは、アクセスの問題、施設内部の問題、そういったことをもろもろ総合的に勘案していくということだと思います。その結果、そういった廃校あるいは今稼働している施設いずれか、とにかく既存施設に整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

選択肢の一つとして検討していただけるということで、もう一点また違う視点から提案と確認をさせていただきたいと思っております。

屋内遊び場の整備、本格的に検討していく間にも、スピード感を持って子供の居場所をつくることのできるのではないかと考えております。例えばですけれども、期間限定の取組として、アップルドームを屋内の遊び場イベントとして活用することができるのではないのでしょうか。時期としては、冬休みであったり長期休み期間、または土日祝日の限定で、内容としては大型遊具の設置であったり、スポーツアクティビティー体験であったり、先日さんのへ感謝祭でも大盛況であったキッチンカーとの連携など、このような形で、町内はもちろん、町外の親子も呼び込める可能性があるのではないかと考えております。

三戸の屋内遊び場はすごくよかったなと思ってもらえれば、リピーターにもつながり、結果的に移住、定住、交流人口の増加にも寄与できる可能性があると思っております。もちろん恒久的な屋内遊び場整備は重要ですが、本格整備に向けた準備期間にできることとして、こうした期間限定型のイベント的志向も十分に効果があるのではないかと考えております。スピード感ある対応として、期間限定モデル事業として、町としての見解をお伺いします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問でございますけれども、今年度という……恐らくお求めだということ……

（「違います」と言う者あり）

○町長（沼澤 修二君）

ではなくて。承知いたしました。

アップルドームで、例えば冬場の単発イベントとして、屋内の大型遊具を臨時的に設置してイベントを開催することはできないかということで受け止めました。それにつきましては、これまでも冬場、子供会が中心になって冬のイベントをやったりしていた時代がございました。時代の経過とともに、なかなか冬のそういったイベントができなくなってきたという経緯はございますが、今議員ご提案のとおり、冬にそういったイベントが開催されれば、周辺地域からもご来場がたくさん見込めるということで、非常にいいことかなと思っておりました。今後そういったイベントを開催できるかどうかも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

恒久的な屋内遊びは、今整備に向けて検討、調査研究している段階ということであ

ったので、本格的整備に向けた準備期間にできることを提案させていただきました。こちらのほうも検討して、まずはお試しというような形でやれば、どのような恒久的な屋内遊び場がいいのかということも見えてくるのではないかと考えておりますので、様々提案させていただいたことも含め、今後検討してもらえたらと思います。屋内と屋外の両面から、子供たちの居場所づくりが進んでいくことを期待しております。関根ふれあい公園の改修と併せて、早期実現に向けて、スピード感を持って進めたいと思います。

4つ目の項目、公民館、町民体育館についての再質問となります。町民の学びや文化活動、スポーツや健康づくりの場として長年親しまれてきた公民館、町民体育館の老朽化は、町民の皆さんからも多くの声が寄せられている課題であると思います。特に雨漏りであったり設備の老朽化、バリアフリー対応など、安全、快適に利用できるのかという不安の声も伺っております。

この施設は、子供から高齢者まで、幅広い世代が利用する町の共有空間であり、単なる修繕ではなく、将来を見据えた再整備や建て替えの検討が必要な時期に来ていると考えております。最初の答弁でも、建て替えも検討していかなければならないというような答弁いただいております。

以前この件について、令和4年、約4年前ぐらいですか、私一般質問させていただいておりましたけれども、現在の町としての考え方というところを伺いたいと思います。町として、公民館、町民体育館の現状をどのように捉えて認識しているのか、更新、建て替え含めた具体的な検討の有無、先ほどはしているということでしたけれども、改めて今後の方向性についてお伺いします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

公民館あるいは町民体育館の今後の方針ということでございますが、町としては三戸町公共施設等総合管理計画というものに基づきまして、方針を立てているところでございます。公民館あるいは町民体育館につきましては、人口減少もこれからある中で、公共施設の統合・整理、遊休施設の活用、施設の複合化等によって機能を維持しつつ、施設の総量、これは延べ床面積等を縮減して、維持管理や改修等にかかるコストを縮減できるように検討して、まず現状維持で施設の運用を行っているというところでございます。特に大規模なこういった施設につきましては、60年を超えた施設につきましては、機能維持については大規模な改修が必要であるというような、これは総合管理計画の中での方針がございまして、60年という大きな目安が3年後に迫っているということで、建て替えも含めた検討を行う必要があるというような方針の中にございまして、こういったものに沿って、今後はやはり建て替え等も検討すべきものと考えてございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

課題等もしっかり認識されて、建て替えもしていかなければならないのではというようなことだと思います。公民館、町民体育館、町民の利用頻度が非常に高い場所であり、また災害時、避難機能を担う重要な公共施設であると思います。検討していかなければならないという段階というのが、現時点で何か動きがあるのかということ、調査検討初期段階なのか、どの段階なのかということ、説明いただければと思います。

○町長（沼澤 修二君）

お答え申し上げます。

公民館、体育館の建て替えにつきましては、以前も見積り等を取ったことはございます。ただ、当時の時代から、また今は資材高騰等、人件費高騰ございますので、格段に跳ね上がっているものと思っております。また、規模も当時考えた規模よりは、また変わってきている部分もございますので、今現場のほうにはそういった見積書を取りましょうということで、話はいたしているところでございますが、実際上がってきているという段階ではございません。

また、見積りだけではなくて、財政面でどうかということも財政担当のほうに、今後建て替えをするとしたらどうなのかという面での検討は話をしているところでございますので、今後も引き続き建て替えをしていく、大規模改修ではなく建て替えていくという考え方で、ぜひ新設をさせていただいて、新しい環境の下で皆様、これまでお使いいただいている人にも使っていただきたいですし、イベント等も今、南部俵づみ唄全国大会、様々やっております。子供たちの発表披露、そういったものも、例えば文化ホールの的なところで、町民ホールの的なところでやっていただけるように考えてまいりたいなというふうに考えておりましたので、現段階ではそういうお答えを申し上げておきます。

○6番（山田 将之君）

町民が日常的に利用し、思い入れのある施設だからこそ、今後どうなるかというところの見通し、丁寧に共有していくことが大切だと思います。現在の町の考え方という部分、方向性、確認できました。財政面のところが一番なのかなと私は思っておりますけれども、今後の方向性に期待して、進めていただければと思っております。

5つ目の再質問です。情報発信の件です。先ほど利用状況等ご答弁いただいております。数字として一定の成果が出ていることが確認できました。非常に効果が出ているなと思っております。

先ほど2のところでも質問していましたが、情報発信がまだ十分に届いていない層に、今後どのようにアプローチしていくのかが次の課題になるのかなと感じています。特に子育て世帯、先ほど取り上げて質問しましたが、そのほかにも高齢者であったり、ジャンルでいうと防災関係であったり、移住関係であったり、または農業者、そういったそれぞれ必要としている情報の種類、タイミングが異なることを踏まえれば、情報発信は量だけでなく、届け方が求められる段階に来ているのではないかと思います。

そこで伺いますが、町が運用している公式ライン、今後属性別配信、つまり子育て、教育、防災、高齢者向けなど、様々なジャンルや世代ごとに必要な情報を絞って届ける配信方式を導入する考えはあるのか、現段階でのお考えをお伺いします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

現在の公式ラインを世代別等で分けての配信を考えているのかと、また目的別というのを考えているかという内容でございますが、現在ラインにつきましては、11月末現在964人というような登録者数になっております。今現在は、それぞれ目的、前世代等は区別ないものというところで、メニューのところに子育て、防災などのメニューがあり、それが町のホームページのほうにリンクして、情報を得られるというような形でございます。今後配信自体を分けるといったことは、現在のところはちょっと考えていない状況ではございますが、そういったやり方等も少し研究してまいりたい

というふうに考えております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

ラインというSNSの一つなのですけれども、必要な人に必要な情報を必要なタイミングで届けられるというところが特徴なのかなと。発信の効果を高める大きなポイントになると考えております。町民が見逃さない仕組みをつくるのが情報発信の次のステージであると考えて、ただいまの質問をいたしました。今後検討して、現段階ではないということだったのですが、今後ぜひやるべきものだと思っておりますので、検討を進めていただければなと思っております。

もう一つ、防災の情報発信についてですけれども、災害情報は一斉配信だけでなく、こちらこそ見逃さない仕組みが必要だと思います。ラインになるのですけれども、自治体向けに防災モードという機能があるのはご存じでしょうか。ラインの通知が鳴るのがうるさいということで、個人でオフにすることができるのですけれども、防災モードとなると、ふだんは通知オフでも、災害時に見逃さないように音が鳴ると、そういったモードがあるようです。こういったラインの防災モードの導入を検討しているのか、認識というところもお伺いしたいと思います。

○総務課長（太田 明雄君）

防災における情報発信ということで、ラインの防災モードの導入等検討しているかということでございます。現状は、防災行政無線を活用したり、ほっとスルメールでの情報発信ということで、例えば屋外で農作業をしている方とか、そういった方にも確実に、スマホとか、そういったものを持っていなくても確実に情報が届くということで、放送を中心とした情報発信というところはしてございます。

ただ、確実に届けるということも、議員がおっしゃるとおり重要でありますので、防災モードというところをこれから調査して、導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答え申し上げます。

ラインに防災モードという機能があることを実は今知りました。無料バージョンでもできるのかどうかはちょっと不明ですけれども、ぜひそういった考えも取り入れてまいりたいと思っております。

ただ、ライン、エックス、様々なSNSでもやはりフォロワー、ラインであればお友達が増えていないと効果が上がらないということで、とにかく今ラインにつきましては、町民皆様、高齢者の方々もお使いいただいている方が多数いらっしゃいますので、その登録を増やしていかなければならないと思っております。先ほど964人というふうにご案内いたしましたけれども、これは町民だけではなくて、町外の方も登録しての964人です。あとまた、1人で2つスマホを持っている方は2つ登録している等がありますので、実質町民で登録しているということになれば、もっと少ないと見込んでおります。

その中で、ラインの管理者モードで見ていきますと、もちろん県外、県内というのも私も見て知っていますけれども、様々属性を研究することができますので、まずはとにかくラインの普及、これを本当に事あるごとに、いろんな会議や人が集まる場面

で推奨していかなければならないなと思っておりました。

また、防災で言えばほっとスルメールというものもございますけれども、ほっとスルメールもクマの情報も出していますけれども、登録している人はまだまだ少ないということでございます。ほっとスルメールの紹介も丁寧にしていかなければならないなと思っておりましたので、引き続き届け方につきまして徹底してまいりたいと、工夫してまいりたいと、そのように考えております。

○6番（山田 将之君）

ラインというものが欲しい情報が一番得られやすいものなのかなということで、登録者数を増やさなければいけない。もちろんだと思って、今回ラインを特別に取り上げたのですけれども、登録者数が多くなればなるほど、やはりこちらは効果が出てくるものだと思っておりますので、引き続き増やす工夫をしていただけたらなと思っております。先ほど2の子育ての部分でも触れましたが、町民自身が受け手にとどまらず、地域や世代ごとに発信の担い手になっていく、こういった取組も併せてしていただけたらなと改めて申し上げておきます。

それでは、6点目、最後に伺います。町長就任から1年がたち、町政は確実に動き始めております。次年度は、これまで築いてきた基盤を実感へ変える年になると期待しております。町長として、どの分野に最も力を入れ、どのような姿勢で町政を推進していくのか、改めて、町長、町民の皆さんに向けた決意をお聞かせいただけたらと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいま私の2年目の決意ということで、ご質問ございました。どの分野に力を入れていくかということにつきましては、1回目に答弁いたしましたとおり、27の施策のうち21は手がけているということで、残り6つの施策の実現に向けて、まずは取り組んでまいります。どの分野ということではなくて、まだ手がけていないものについて、着実に歩みを進めていくということでございます。

町民皆様へのよりよいサービスの提供、そして町民皆様の幸せのため、そして三戸町を次世代へ元気な三戸町として引き継いでいくために、2年目も歩みを緩めることなく、町民皆様、議会の皆様、そして職員一体となって、「前進さんのへ！」のために歩みを進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○6番（山田 将之君）

町長の決意を共有させていただきました。町長が掲げる危機感とスピード感を持って前進するという言葉のとおり、町政が確実に動き、町民が変化を実感できる1年となることを心より期待しております。私自身も議会の一員として、町長の方針を支えながら、町民の声を現場からしっかりと届け、共に次世代へつなぐ未来というものをつくっていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

<1番 五十嵐 淳議員>

1. 観光協会との協働体制の再構築について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。
1 番、五十嵐淳議員。

○1 番（五十嵐 淳君）

それでは、通告に基づき一般質問に入ります。

沼澤町長が昨年11月に就任され、ちょうど1年がたちました。就任直後から精力的に活動され、町全体に様々な変化や新たな活気が生まれていることを私自身一町民として強く感じております。

また、今年6月には本宿副町長が就任され、副町長の強みでもある観光事業を中心に、沼澤町政がさらに厚みを増し、躍動感が広がったと受け止めています。副町長におかれましては、顧客対象がオープン、特定問わず、民間のイベントにも様々な積極的に参加されまして、主催者であったり参加する町民、観光客にも認知をされていまして、この辺の地域の副町長の中でも、認知度は非常に高いのではないかと感じております。さらに、先月原教育長が就任されました。教育分野においても大きな期待が寄せられ、教育長には、今後どのような形で子供たち、保護者、そして私たち町民を笑顔にしていくのか伺いたいと思っております。

このように、町政のかじ取り役となる三役がそろい、沼澤町政が掲げる7本の柱の各政策がこれまで以上に加速していくことを期待しております。その上で、今回はこれらの柱の中でも、特に農林、畜産、商工の振興及びにぎわいの創出を支える重要な要素となり得る観光協会との協働体制の在り方について質問いたします。

本日の質問事項は1点、観光協会との協働体制の再構築についてです。観光協会はNPO法人であり、町とは別組織ではありますが、町の観光行政を担う重要なパートナーです。しかし、現状では、長年にわたり町からの補助金に依存した運営が続いており、観光の専門人材が不在であることや、町の観光政策との連動が十分でないことが課題として挙げられると私自身感じております。

こうした認識の下、9月の決算特別委員会において観光協会に対する補助金、三戸町観光推進事業費補助金のうち、組織体制強化学業550万円の使われ方について、観光推進事業の補助金の使われ方をどう評価しているのか、課題の認識はあるのかと質問いたしました。そして、担当課長からは、課題はある、観光情報発信や誘客にシフトする必要があるとの答弁があり、町長からも強化・改善の余地がある、申入れを行いたいとの答弁が直接示されました。こちらは、会議録、ユーチューブの動画でも確認できる内容です。私は、これを過去の一般質問で町が「観光協会は別組織である」との答弁にとどまっていた状況から見ても、町の意識に大きな前向きな変化が生まれたと、そういった兆しであると捉えています。

その上で、本日は9月から約3か月が経過した現在、町として具体的にどのような動きがあったのか、そして今後観光協会との協働体制をどのように再構築していくのか、その方向性を伺うものであります。

現在観光協会への派遣を想定した地域おこし協力隊の募集が行われており、その内容については把握していますが、この取組を含め、町が観光分野においてどのような組織体制と方針で臨もうとしているのかを確認し、観光協会への支援を単なる財政支援から成果連動型・協働型へと再構築することを目的として、以下6点を伺います。

1点目、観光協会への財政支出の現状について。町が観光協会へ交付している補助金及び関連経費の総額と内訳。

2点目、補助金継続の妥当性と課題認識について。町は、観光協会の運営状況をどのように評価し、現行の補助水準を継続する妥当性をどのように考えているのか。

3点目、補助金運用形態の見直しについて。町の意向を反映できる委託型や人材配置型への転換を検討しているのか。また、補助の目的と成果の明確化をどのように進めるのか。

4点目、外部資金の活用と自立支援策について。国、県、財団等の補助金を活用し、町補助に依存しない運営体制への転換を促す考えがあるのか。

5点目、組織体制と人材確保の方針について。観光企画、情報発信等の専門人材や観光協会への派遣を前提とした地域おこし協力隊の活用を含め、組織強化にどのように進めるのか。

6点目、観光振興の将来像と町の関わり方について。観光協会を町の下請的存在ではなく、観光交流人口拡大のパートナーとしてどのように位置づけているのか。

観光は、三戸町の歴史、自然、文化といった資源を最大限に生かし、地域の活力やにぎわいを生み出す重要な柱です。そして、その中心的役割を担う観光協会との協働体制をどう再構築していくかは、まさに町の将来に直結する重要なテーマであります。この点について、町としての現状認識と今後の方向性をしっかりと議論したいと考えております。それでは、よろしく申し上げます。

○町長（沼澤 修二君）

五十嵐議員からの観光協会との協働体制の再構築についての6点の質問にご答弁申し上げます。

初めに、1点目の観光協会への財政支出の現状についてでございますが、町では観光協会が観光振興を目的に実施する三戸町観光推進事業に対し、議員先ほどご提示のとおり、補助金550万円を交付しているところでございます。

次に、2点目の補助金継続の妥当性と課題認識についてでございますが、補助対象となっている経費は、さんのへ春まつり事業、観光振興事業、観光情報発信等の組織体制強化事業に要する経費となっております。事業の内容に応じ、適切な補助内容であると認識しておりますが、補助効果のさらなる向上は期待しているところでございます。

次に、3点目の補助金運用形態の見直しについてでございますが、町では観光事業を進める際には、直営、委託または補助など、内容に応じ、より効果的に実施できる形態で各種事業を実施しているところでございます。

観光協会の行っている事業のうち、例えばさんのへ春まつりなど、個別のイベントであれば委託という選択肢はございますが、観光協会が定款で規定している活動全般につきましても、委託という考え方はなじまないことから、現在検討はしていないところでございます。

また、人材配置につきましても、この後にもお答えいたしますが、地域おこし協力隊や町職員の配置が考えられるところでございます。

補助の目的と成果の明確化につきましても、今後も補助効果がより高められるよう、観光協会と定期的に情報共有を図るとともに、密に連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、4点目の外部資金の活用と自立支援策についてでございますが、観光協会は法人格を有する独立したNPO法人でございます。町は、これまでその目的に沿った事業に係る補助申請を受け、内容を精査の上、必要な事業に対し補助金を交付してきたことから、町側から観光協会に対し、補助に依存しない運営体制に転換するよう促

す立場にはございませんので、現在考えは持ち合わせていないところでございます。

しかしながら、補助効果をより高めてほしいということは、これまでも考えておりますし、これまでも担当課を通じてお伝えしているところでございますので、引き続き国等の補助金の情報提供も含め、情報共有及び連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の組織体制と人材確保の方針についてでございますが、観光協会では事業の効果的な推進に当たり組織を強化するため、職員を募集しているところでございますが、確保に至っていないとお聞きしております。一方、町では以前観光協会に地域おこし協力隊を派遣した実績があることから、今年度派遣も視野に入れ、観光推進業務に従事する地域おこし協力隊員を募集いたしました。応募がないという状況でございます。

組織強化の必要性は、町及び観光協会の双方が認識しているところでございますので、今後も連携を図り、組織強化を支援してまいります。

次に、6点目の観光振興の将来像と町の関わり方についてでございますが、観光協会はこれまでも目的を掲げ、三戸町の観光振興に熱心に取り組まれてきた団体であることから、町の下請的な存在と位置づけたことはございません。これまでもよきパートナーとして一緒に観光振興を図ってまいりましたので、今後も観光協会がその目的を果たすための事業を継続していくという限りにおいては、町のさらなる観光振興のため、効果的に連携を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

答弁ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

まずは、1点目の協会への財政支出の現状についてお伺いいたします。今回の質問では、町が観光協会に対して行っている財政支出の全体像を前提として協議したいと思っております。議論を正確に進める目的で、先ほど答弁いただきました補助金以外の支出があれば、それも含めて整理をしたいなと思っております。その上で再質問いたします。

観光協会への支出について、補助金以外にも委託料、例えばパンフレットの買取り費など、あとはあるかないかというのは別として、広告関連費など、何かしら町が負担しているものがあれば、補助金と合わせた全体像として、改めてお示しいただきたいと思っております。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

観光協会への財政支出の現状について、先ほど申し上げた観光推進事業費補助金のほかにはないかといったご質問でございますが、このほかには観光ガイドブックの購入費ということで、今年度35万2,000円の支出がございます。こちらにつきましては、観光協会で作成した費用の原価でもっての買取りといった内容でございます。利益といったものはないものとなっております。

それからもう一つは、こちらは三戸町観光協会と三戸町商工会のほうで共同で行っているものでございますが、道の駅の指定管理料につきまして698万3,000円の支出というものがございます。これは、あくまでも共同体への支出というものでございます。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

先ほど課長より答弁いただきました指定管理料につきましては、こちらも今回議論の対象としては考えていなかったもので、参考として承知しました。

もう一点、ガイドブックの購入費で、原価で35万2,000円ということでお話ありましたが、例えばこちらは事前にそういった協会との話合いがなく、協会が自主的に作ったものについて購入されたのか、どういった経緯で購入されているのか、どういう契約になっているのか、伝えられる範囲で結構ですので、教えてください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

観光ガイドブックの件につきましては、以前は町のほうでもガイドブックを作り、観光協会のほうでもガイドブックを作るといったような体制になっておりましたので、これであれば三戸町として一つの観光ガイドブックを作成したほうがよいであろうということで、令和5年度に観光協会が主体となり、町のほうも協力しながら作成したというものでございます。そちら2万部作成しておりますが、そちらの費用につきましては観光協会のほうで支出しまして、そちらを町で必要な分買い取るという形で運用しているというものでございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ガイドブックの購入に関しましては、過去それぞれで経費をかけていた部分を、町の負担も極力減らすと、いわゆる原価で済ませることもできますしということで、前向きな中身での購入ということで理解いたしました。

では、引き続き財政支出の部分で、今度補助金の件についてなのですけれども、補助金制度のいわゆる妥当性見直しというところを考える上で、一番はやっぱり当初の目的とか創設経緯、もしあれば想定の実行期間なんかを明確にする必要があるのかなと思っておりまして、現在の協会の事業実態と創設時の想定が一致しているかどうかというのちょっと確認したく、再質問したいのですが、内容としましては、三戸町観光推進事業補助金はどのような目的で、どのような経緯で創出され、何年間の執行を想定していたものなのか、もしくは想定している、していないのも含めてなのですけれども、現在の協会の事業内容と当初目的が一致しているかも含めてお伺いしたいと思います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

こちらの補助金ですが、いつから始まっているかというものにつきましては、こちらのほうに資料がございませんので、今ちょっとお答えできない状態でございますが、以前から長い間続けてこられたという補助金でございます。

この補助金の目的というのは、あくまでも観光振興というところで、春まつり、それから情報発信等の観光振興事業、それから事業実施に当たっての必要な組織体制の強化ということで行っているものでございまして、こちらいずれも町の観光振興には必要なものであるということで交付しているものでございまして、こちらにつきましては、観光協会を運営していく上では基盤となる、必須となる補助というふうに捉えておりますので、今後も継続して交付していくことを考えております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ただいまの課長からの答弁を含めて、改めてお聞きしたい、確認したいのですけれ

ども、いわゆる執行に関しましては、町側としての確に執行しているというのは、私も理解しているのですけれども、観光振興という目的に対して課題等、あとは町からも考えている、想定しているものとの差異はない、乖離はない、目的が一致しているというところは間違いないのかどうか、お答えいただけますか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

町側の考えとの差異はないのかといったことですが、町としては観光振興といったところで、目的は果たしていただいているというふうには捉えておりますが、ただ観光というものがこれまで変化してきた中で、従来であればイベント中心のものから、外から人を呼び、地域経済に波及していく、産業としての観光を成り立たせていくといったような流れの中にあっては、これまでのイベント事業、それから情報発信、それらに加えて、やはり観光客に求められる観光地づくりという観点からすると、地域ならではの、三戸町ならではの自然や食、歴史といったものの魅力の発掘、そして観光コンテンツを開発して磨き上げていくといった業務については、まだまだ課題ではないかというふうには捉えているところでございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

先ほど課長からもお話のありました課題の部分につきましては、ちょっとこの後の再質問のほうでまた深掘りさせていただきたいと思えます。

では次に、まだ1点目の再質問をちょっと継続させていただきます。次は、観光協会の財務との整合性について見解を伺いたいと思っております。観光協会の財務状況を確認できるものが、内閣府のNPOホームページというもので2020年度から2024年度まですることができます。NPOですので、そういった公表をしているということで、こちらは誰しもが見ることができる情報なのですけれども、この財務状況を見ますと、2024年度はいわゆる民間でいうところの損益の現役の部分、これが活動計算書というNPOの計算方式にあるので、減額というふうに当たるのかとは思っておりますけれども、財産が減額しているというのは、2024年度を除き、2020年度から2023年度までは増額しております。こちらの活動計算書上のいわゆる次期繰越金という金額を見ると、1,000万円以上の次期繰越金があると。

この繰越金がどうかという議論というのは、ここでやるものではないということをお自身も理解はしているのですが、こういった財務状況を踏まえて質問したいことは、いわゆる財務余力の上積みだったり、体制強化事業としての実効性だったり、当初目的というのは、ちょっと今分からないということですが、現在の目的との適合性というところで、どこに位置づけられるのか、改めて町の評価を確認したく再質問したいのですが、協会の活動計算書を見る限り、2020年度から2023年度は正味財産増ということで、2024年度は正味財産減となっております。先ほど申し上げたとおり、次期繰越金も踏まえ、こうした財務状況の全体を踏まえて、補助金が財産余力の上積みになっていないのか、体制強化事業としての成果を上げているのか、目的に沿っているのか、改めてこの3点について町の評価を伺いたいと思えます。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

観光協会について、内閣府のNPOホームページのほうを見れば、決算の状況等が公表されております。その中では、1,000万円を超えるような繰越金があるというところで、町の補助が、まず1点目の財政余力につながっていないかといったところで

ございますが、こちらにつきましては、あくまで道の駅の管理の部分というところで、道の駅の商品の仕入れだとか、あとは今道の駅の管理職のほうの採用を考えているのですが、なかなか人材が見つからないといったことから、こういった資金を持ちながら運営しているということとございまして、観光振興事業とはまた別のものというふうに捉えておりますので、余力とは考えておりません。

それから、成果ということでございますが、情報発信等も様々やっただいておりまして、ガイドツアーも一部行っているといったところでの成果はあるものと捉えております。

また、目的に沿っているかといったこととございますが、これは観光の振興ということで、全ての業務が観光の目的に沿ったものであるというふうに認識しております。以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

大枠は理解いたしました。その中で、ちょっと改めてお伺いしたいです。先ほど体制強化事業としての成果を上げているのかというところで、成果は出ているというお話ありましたが、具体的に町のほうでは、体制強化事業としての誘客やSNSの情報発信というところにどのようなことを期待し、そこに観光協会のほうが補助金を活用して、どのような成果へつながっているのか、定量的なものがもしあれば、そこも含めて改めてお答えいただきたいです。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

体制強化についてどのような成果がといったところとございますが、情報発信についてはエックスのほうを通じて、様々町のイベント等々配信していただいております。また、誘客といったところでは、昨年度につきましては石像巡りとまち歩きガイドツアーといったものを行っております。昨年度は1回ということで、28人ということでございますが、その前につきましては、令和5年度につきましては糠部神社等の見学9人、それから令和4年度、石像巡り6回27人といったような実績がございます。

また、情報発信のところでは、これまでも指摘されておりましたが、ホームページのほうにつきましては今年度リニューアルしております、といった成果がございます。

また、先ほど申し上げました令和5年度の観光ガイドブックの作成といったような成果でございます。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答え申し上げます。

観光情報の発信という点につきましては、私も見ておりますが、まだまだ毎日1回、何らかの観光情報を投稿してもいいなと思っておりますし、また三戸町以外の地域のものもやられているようでございますけれども、そういったことではなくて、主に三戸町のことを上げていただけるように申入れをしてみたいと思っておりますし、そのことは既に担当課にも伝えているところでございます。議員もご承知のとおりだと思いますが、まだまだ情報発信については高められるというふうに認識しております。

○1番（五十嵐 淳君）

課長の答弁の後にちょっと私が聞こうと思ったことをもう町長のほうが全てお答え

いただきまして、まさに町長のおっしゃるとおりで、町自体が町長就任後からSNSで、恐らく最低1日1回情報発信されているのではないかなというふうに私自身が見ています。

その中で、いわゆる町の職員というのは、決まった給与水準の中でやっている中だと、今まで以上に何かしら意識を持って取り組まれているという、そういったものに対して、補助事業の中で町の補助というものを使ってこの現状というのは、まだまだ課題があるのではないかなというふうに感じておりました。そこに対して、もう既に申入れを行われ、指示もされているということで、こちらの件につきましては承知しました。ありがとうございます。

それでは、先ほどの町長答弁のところにもつながっていくのですが、9月以降、私が決算特別委員会で質問した際に、課題とか強化、改善の余地があるというふうに課長、町長のほうからも言葉がありました。この3か月の間で、先ほどおっしゃられたような申入れも含めて、課題整理がどういったものだったのか、そしてその課題整理を今後どのような改善の議論につなげていけたらいいのかなということを考えて、改めて観光協会の課題をどのように整理し、どの点を改善すべきと認識しているのか及びあとは進捗、ありましたら教えていただきたいです。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

9月の決算特別委員会以降、観光協会のほうとどのようなやり取りをして、課題整理等を行ってきたのかといったようなご質問でございますが、観光協会とは様々な細かな点についても協議いたしました。そして、特に11月17日ですが、観光協会の会長、それから副会長、それから事務局のほうとそろえまして、我がほうのまちづくり課のほうのスタッフ、そろっての協議をしたところでございます。

細かなところまでいろいろお話ししたのでございますが、具体的に申し上げますと、例えば春まつり期間の休日に連絡体制が取れていなかったといったところにつきましては、これは改善するといったことは、お互いにそこは共有できましたので、あとはどのような手法を取っていくかといったところの段階になっております。

また、集客についての取組といったところにやはりシフトしてほしいのだといったところもこちらからはお話をいたしまして、なかなか現体制でやるのは厳しいのだといったようなご発言もございましたけれども、そこはやはりお互い連携協力していけば、できるものはあるということで、お互いに一緒になって連携してやっていきたいと思います。町のほうでも今考えているものもございますので、そちらもご提案申し上げて、来年度は一緒にやるといったところで話を進めているということでございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

では、2点目の再質問については、こちらで一旦締めさせていただきます。3点目の補助金運用形態の見直しの部分についても、町長のほうからは現時点で見直す意思はないというお話ありましたので、そちらについても深掘りというのはすることは不要なのかなと思ひまして、そこで今度は人材活用の町からの派遣ですとか、地域おこし協力隊の採用を前提とした町からの派遣などについて、少し話を深掘りしていきたいなと思っております。

3点目の事例、いろいろ再質問でどのようなことをしていったらいいのかなと思ひて考えていたのですが、先日建設農林常任委員会のほうで長野県、あとは埼玉

県の北本市、さいたま市というところの視察を行った中で、埼玉県北本市の視察先で、目的としましては、三戸町よりも生産量がすごく少ないトマトを活用して地域ブランド化にしていったり、まちへの誘客、集客につなげたり、商品開発の先進事例があるということで北本市を視察させてもらったのですけれども、その中で、なぜこんなにブランド化がうまく進んでいるのか、情報発信ができているのかということも議論していったところで、出てきたのが北本市の観光協会の存在でした。三戸町同様に、北本市のほうから観光協会のほうに人件費強化費として約1,500万円、5名分、この単価につきましては、三戸町とほぼ同等と思われるのですけれども、そういった補助の結果、こちら後で共有させていただくのですけれども、こういったパンフレット、リーフレットですとか、農家さんごとにこういった形で、人、地域のプレーヤーに焦点を当てた、まさに今町のほうでユーチューブでやられているようなことを冊子でやったりですとか、あとはイベントを仕掛けたり、地域全体でトマトを使ったブランド化を推進していくための仕掛け、企画、そういったものを観光協会の内政で行っているということを知りました。

そこで、こういった形でそれを進めているのかということ、実際に卒業されて、北本市含めて、他の地域の仕事にも関わっている方もいるのですけれども、そういった方には委託という形を取って、基本的には全体的なブランディング、プロモーション、そういったものも一元化して、それぞれでデザイン要素も含めて関わっていると。やっぱりこういった人材がいると、非常に地域のことも内通していて、それを魅力化し、外につなげていく、外に発信していくという一連の流れを一つの機関でできるということは、三戸町として考えても、北本市の自治体としても、非常に有効なのではないかなと思いました。そこで、先ほどいわゆる観光協会としても人材採用がうまく進まない、三戸町としても地域おこし協力隊の応募がまだないという状況で、何かここを解決できることとか、大きなキーになるのかなと思っています。

ちょっと前段が長くなってしまいましたが、私自体は今回の補助金をなくしたらどうですかという話は一切考えておりません。活用して、町長が掲げられている7本の柱の重要な部分を推進させていくために、もっと活用すべきだと考えての質問になります。そういった観点から、専門知識を持った人材、あとは素養を持った方を採用していくということがキーになっていくと思っております、今回は残念ながら採用というか、現段階で応募になっていなかった地域おこし協力隊の採用などをどのように強化されていくのか、お考えがあればお聞かせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

専門人材の活用ということでございますが、様々な形で人材のほうの募集はこれからもやってはまいります、特に専門人材の活用ということを考えますと、やっぱり課題設定というのが非常に重要で、うまくマッチングをするかどうかということが大事になってくるのかなと思っております。課題を明確にして、人材マッチングがうまくいけば、この観光事業というのにも順調に進むということになると思います。

課題というのは様々あるとは思いますが、優先度とか難易度とかコスト、そういった要件を勘案しながら考えていく必要があるのかなと思っております。特に観光につきましては、副町長が様々なコネクションをお持ちでございますので、今現在も副町長の人脈を活用して進めている部分もございますので、もし課題解決のヒントになるようなものについて、五十嵐議員がいつも言われている壁打ちの議論とかと、そういったものを交わす方を紹介してもらおうということではできると思いますが、また五十嵐議員もそういったコネクションはお持ちであると思っておりますので、ぜひご紹介いた

できればというふうに考えております。

以上でございます。

○副町長（本宿 貴一君）

私からも少し補足したいと思います。

人材の配置ということで、まさに専門人材というのは、こういった観光の事業においても各団体のみならず、非常に課題にはなっています。その配置にも皆さん苦慮しているところだと思います。今課長からも答弁あったように、常駐すればベストですけれども、必要な部分で助言をいただいたり、何か壁打ちのような議論をするといった場合には、私も含めて、これまでの様々な人のお付き合いもあった中ですから、そういったところも頼ることもできますので、そこは十分私としても活用していきたいと思っております。

また、地域おこし協力隊の話もありましたけれども、観光協会のほうの配置でいうところは、現在応募はなかったということですが、情報発信の部分で今応募がありまして、今後採用していくというところの動きはありますので、そういった人材もしっかり活用しながら、観光協会も含めて、観光全体のところでの人材活用をしていくと。

あとはまた、今いる既存の方々も、職員も含めて、もっと勉強していった力をつけていくということも併せてやっていきたいと思っております。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。現時点で、なかなか……町のほうではSNS発信というところで、ミッションの候補者が上がっているという話があったのですが、観光協会自体が町の今描いているにぎわいですとか、かせぐ自治体というところのエンジンを補助といいますか、そこを加速させるような、ブーストになっていくような存在になるのかということ考えたときに、やはりどうにかして、いわゆる知見のある人材というものの確保というのが重要なかと、繰り返しになってしましますが、考えております。

その中で、例えばですけれども、今回の補助事業での人件費に当たっている部分を現在の職員の方のほかに、新たにというわけではないのですが、協会のほうでも実際に人材募集しているということですから、そちらの補助金の金額を新規人材採用のほうに転換させるというようなお考えとか、その辺の議論、協議、協会側とは特に行っていないのか、しているのかどうかということも含めて教えていただきたいです。また、町のほうではそういった考えがあるのかお聞かせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

現在組織体制強化事業で補助している部分について、現在の職員ではなく、別な新たな人ということですが、そちらについては協議はしてございません。NPO法人の団体の中のことということもございますので、そこまで踏み込んだ議論というのは現在まだしておりませんが、今後人材を採用していく中で、どういった方法、手法があるのかということは、これからも協議していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ぜひ協議いただきたいと思います。私自体は、先ほども述べましたが、この補助金をどう活用するかということを経験したく、今回一般質問の場に立っているのですが、観光協会の現在の人員というのは、もう誰が見ても人が足りないという状態だと思っております。

その中で、今回仮にですけれども、例えば専門知識のある、知見のある方と現在の職員が入れ替わったとしても、人数は変わらないのです。ということであれば、人数をどう1名、2名増やしていくかという考え方を持つべきかなと思っております。先ほどの繰り返しになりますが、例えば観光協会のほうで自前で人材採用をしようというお考えがあるのであれば、その予算を現在の職員の方に充て、今まで使っていた町の補助金を、そういった知見のある方にあてがう。そして、例えばですけれども、引き続き三戸町の地域おこし協力隊募集で観光協会に関わるミッションを持った方を募集する。2人増えると思うのです。町の負担としては変わらない。町のほうとしても、人数が増えるということも満たすこともできますし、質も、やりたいことも上がっていくと思っておりますし、町の地域全体でおもてなし大作戦を遂行していこうというところへの一番のエンジンになる可能性もあるかと思っております。そういったところをぜひ協議いただきたいと思うのですが、改めてその辺り、どうでしょうか。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご提案でございますが、非常に思いということは理解いたしました。今補助金の中から充当されている人件費部分を別な人に充てると。今の方の分は、今留保している観光協会の経費の中からということになるお話でございます。お金に色もついておりませんし、今の人には町の補助金を充てないでくれということもなかなかこれは言いかねますので、それよりもそもそも人をしっかりと雇っていただきたいということをお伝えしたいと思います。しっかりとよりよい業務を遂行できる体制にさせていただく、このことに尽きると思っておりますので、人材の確保のために、今募集しているやり方では来ないということであれば、やり方を変える、あるいは人づてもしっかりと経験のある人材を連れてくるといったところにつなげていただくということで、取り組んでいきたいなと思っておりますので、ぜひその部分は早期に人材をしっかりと確保できるように努めていきたいなと、連携してまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ぜひ進めていただきたいなと思っております。

そこで、3点目の再質問から、今度は4点目の再質問に移らせていただきたいのですが、先ほど町長のほうからも4点目の質問に関しては、やはり別法人であり、そういった考えから、いわゆる促すということは、ちょっと持ち合わせていないというお考えでしたけれども、そこは理解した上で、先ほどの採用の部分とかに関して、そこまで促すところまで行かないとしても、やはり町以外の調達活動というのを観光協会でもやるべきかなというふうに私個人は考えておまして、そこを町が押すということは不要だとは思いますが、例えば省庁ですとか県、民間財団とか、協会が申請可能な補助金メニューについて、こういったこともあるけれども、どうでしょうかというようなことを、過去にそういったアドバイスをしたり、そういう経緯が何かあったことがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

外部資金の活用についてということでございますけれども、町のほうからはメール等で国や県の補助等の情報については、観光協会のほうに流しております。ただ、これまでですが、そちらのほうの活用というところまでには至っていないし、その検討といったところまでもなかなか至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

それでは、少し方向性を変えて改めてお聞きしたいのですが、メールのほうでそういった調達メニューというのをご案内しているということでしたが、例えばですけれども、地域を活性化させるためとか、そういった目的で地域共同体、いわゆるコンソーシアムというものを組んで、国の交付金を活用した事業なんかというのも出てきていると思うのですが、そういったものを町と観光協会、両輪で観光推進をしていくのだというようなお考えや構想など、ありましたら教えてください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

町と観光協会が入ってコンソーシアムづくりといったような支援、これは観光だけではなくて、様々な業界でコンソーシアムづくりというものがあって、国の補助というのも様々な分野であるものというふうに考えておりますし、これまでほかのところでも検討したこともございますし、実際そのようなことに若干取り組んだ経験もございますが、こちらにつきましては、今の段階ではコンソーシアムづくりというところまではなかなか、まだ現状の観光協会の体制をどのようにしていくのかというところの段階でございまして、次の段階の議論までには進んでいない状況でございます。

○副町長（本宿 貴一君）

私からもちょっと補足させていただきます。

そういった国の補助金ですとか、様々な観光についても支援メニューがございます。その要件については、例えば自治体であったり、市町村であったり、観光協会であったり、そういった団体であったり、今議員おっしゃったコンソーシアムのような共同体をつくるという様々な要件がありますので、まずは我々としては、そういう支援メニューにどういった支援メニューがあって、それと町の課題と、まずはそのすり合わせだと思います。この課題を解決するためには、このメニューを使えば解決できるぞという形になれば、今度はその要件に合わせて単独で申し込めるのか、もしくは協力して申し込むのかというところの判断になるかと思っておりますので、それに応じて、必要であればそこを検討していくということは、町としても十分必要なことだと思っております。

また、それに合わせて、例えばそういうスタッフを、その事業に向けて人を雇い入れていくことができるメニューであれば、それはそれでまた人材の部分の強化にもつながりますし、そのメニューの情報は随時アンテナを高くして、我々としてはつかまえていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。先ほど副町長から答弁ありました、たればですけれども、

自分たちが、町のほうでもすごく推し進めたい事業にマッチした交付金事業があった際に、例えばそこに人件費が使えるような、人材配置ができるような予算、交付金であれば、それも活用していきたいというお話があったとおり、私も今現在で、国の観光庁のこういった事業を使うべきではないかとかという話ではなく、補助金だけではなく、国の交付金なんかを活用した際に新たな人材を採用できるような、そういったケースも様々あるのかなと思っております。

仮にそこで非常に優秀な人材だなと、非常に町に寄与できる人材だなという方を採用できた際に、今後そこに、例えば先ほどのような補助金ですとか、どういうふうに地域おこし協力隊への転換ですとか、そういった選択肢のバリエーションも増えてくるのかなと思っていて、そういった交付金の活用というのも、もちろん検討しているとは思いますが、いろいろとお調べされているのは分かるのですけれども、ぜひ注視していただきたいなと思っております。

その上で、再度質問なのですが、今の段階では非常に変数が多く、設定条件も非常に曖昧なのですが、国の交付金を使う、その際に観光協会とコンソーシアムを組んでいく、観光協会以外等も含めて、地域でコンソーシアム、共同体を組んでいくとなった際に、現時点で観光協会のほうで一緒に組むに当たって、課題となり得るような場所、例えば先ほど言った人材の数ですとか、あとは現在での意識の差ですとか、そういったものがあるのかなのか、想定範囲で非常に難しい回答になるかもしれないのですけれども、もしそういったところがあればお聞かせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

関係者、関係団体でコンソーシアムをつくっていくということについての課題ということでございますが、コンソーシアムのようなものをつくる時に大事なものは、やっぱり事務局だと思います。どこが事務局をやって、リーダーシップを取っていくのかということが大事になってくると思いますので、その点ではやはり人材が一番大事なことというふうに捉えております。また、特にリーダーシップを取っていただく方が必要になってくるのかなと、そこが課題というふうに捉えております。

○1番（五十嵐 淳君）

リーダーシップを取る方が課題ということで、そこを一から見つけるというのは、様々な手段を用いて手探りでやっていかなければいけないということで、非常に難しいところではあるのですが、非常に大事なところだと理解しております。その上で、例えばですけれども、現時点ではやっぱりどうしても人材の採用が難しい。協力隊を募集しても、まだ手が挙がっている方がいらっしやらない、観光協会のミッションに関して、というところや、観光協会でも人材募集してもなかなか人が手を挙げてくれないといった中で、そのまま、だからしょうがないよね、次どうしようかということよりも、改めて今ある町のほかの事業の連携とか、そういったことも何か一つ有用なものではないかなと思っていて、例えばこれは櫻井課長が教育委員会事務局長の頃から関わっているクリエイティ部、こういったところの講師の方とか、あとは三戸高校生、クリエイティ部の部員となっている高校生のほうでも、今動画やポスターなど、様々な地域の魅力、町の魅力の発信に寄与していると思います。こういった方々と三戸の観光協会とのコラボレーションですとか、何か共同事業というところで、先ほどの北本市ではないのですけれども、一旦内政下で何か町の魅力を発信するようなエンジンとして協働できるかどうかということも1つキーなのかなと思っているのですけれども、この辺というのは今まで検討されたり、何か考えられていることがあったのか

どうかというのも含めて、お考えをお聞かせいただきたいです。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

町の他の事業との連携というところで、例えば三戸高校のクリエイティ部とか、三高生のところとのというお話がございましたが、これまで考えてきたかということでございますが、私も関わってまいりましたので、今までやってきたものが今の観光にうまく連携できないかなというのは、常日頃から考えておりますが、今まではまだ実行できていないというのが状況でございます。ただ、いろんなイベント等では三戸高校のほうに参加していただいて、盛り上げていただいているということで、本当に感謝はしております。

このクリエイティ部に関わった人たち、特にクリエイターの皆様というのは、もちろん指導している方は全国で活躍している方、また県内で多く活躍しているクリエイターの方も、県内の中心的な方はほとんどクリエイティ部に関わっているぐらいに、多くの方が関わっていただいているというのがありますので、非常にこれは大きな力、財産だと思っておりますので、こういったものを観光のほうにもどのように活用させていただくかということは、今後も考えていきたいというふうに考えております。

○1番（五十嵐 淳君）

先ほどあった、特に県内のクリエイターの方々というところのお話もありましたが、1つ仕組みの部分でも何か共同的なことができるのではないかと考えておまして、例えばクリエイティ部で取り組んでいる地域の魅力発信に関わる業務、業務といいますか取組、仕組みを観光協会が活用できるようなフレームにするということで、今まではですと、例えば町に1つ権利、所有権みたいなものを持っていたものを観光協会のほうで所有権が使えるようなものですとか、あとは観光協会自体の課題をクリエイティ部に解決してもらうような取組とか、そういった仕組みの部分でも何か協働はできるのではないかなというふうに思っています。

もう一点、SNS発信が、先ほど町長答弁のほうでも、もう少し力を入れたほうがいいのではないかとのお話もあったのですが、例えば高校生はエックス、インスタグラム、とても活用しているというか、どういった人を見るのかとか、どういった人の発信方法が有用なのかということも含めて、恐らくクリエイティ部のメンバーであれば、分析も含め、自分自身の発信というところにも生かしているのではないかなと考えておまして、そういったところを観光協会のSNS発信事業とコラボということもできるのではないかなというふうに思って、改めてその辺はご検討いただきたいというふうに思っています。

では、次の5点目の再質問なのですけれども、先ほど3点目の再質問のところ、協力隊の募集等々というのはちょっと触れておりましたが、現時点ではまだ候補者もないという中で、難しいとは思いますが、協力隊の活用方法について、いわゆる3年後のキャリアパスも含めて、大卒のミッションではなく、具体的にどういったことを観光協会のほうで担ってもらう、派遣という言葉も使われておりましたが、どういった形で活動してもらい、どういったキャリアパスを町として描かれているのか、そういったところをお聞かせいただきたいです。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

地域おこし協力隊の活用とキャリアパス、今後ということでございますけれども、今回の観光振興ミッションにつきましては、特にお願いしたいと考えていたのが、新

たな観光コンテンツの開発というところを特に重視はしておりました。既存の三戸城跡、それから11ぴきのねこ、それから道の駅等を活用したもののほかに、できれば新たな視点でのものを開発したり、掘り起こしするといったことをぜひとも、もし応募があればお願いしたいというふうに考えてございました。

協力隊後でございますが、そちらにつきましては、もしできるのであれば、観光ミッションの業務を収益として成り立つようなものにしていただきながら、自立していただくような形になれば、最高であるなというふうには捉えております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

新しいコンテンツ開発ができるような人材を想定されているということで、あとはキャリアパスも、その後も同じように続けていっていただきたいということで理解しました。

そうすると、なかなかコンテンツ開発というのは言葉だけとっても、実際の業務を考えても、非常に難易度、ハードルが高い、そういった業務だと思います。それを一般的な地域おこし協力隊の募集条件とともに、こういった方をということだと、なかなかマッチングというか、応募自体がやっぱりないのかなというふうに思っております。この辺りを課題解決というところも含めて、どのように結びつけていくのか。例えば現在SNSの情報発信のミッションに応募された方というのは、今回お試し住宅に住まわれている方だと思っております。いわゆるインターンとして町の業務に関わった上で、手を挙げてくださった方というふうに認識しておるのですけれども、何かしら町のことを知ってもらったり、いわゆる何かしら丁寧な説明とか、何か共有するようなものがなければ、非常に細かいクモの糸をつかむような感じなのかなと思っております。コンテンツ開発をしてもらえるような人材を確保するために何か手だてというか、どのような形で今募集をしているのかも含めて、あとはそれをどういうふうにつなげていこうと思っているのか。恐らく引き続き募集をしたとしても、ただ条件だけ並べて、業務内容並べても、マッチングの前に応募者が出てこないのかなと思っているという糸です。そういったところを踏まえて、どのように考えられているのか、お聞かせいただきたいです。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

今回の協力隊のミッションの中での新たな観光コンテンツの開発といったところは、いきなり来て、なかなかできないのではないかとございまして、確かに新たなものを探して、さらにツアーにするとか、そういったことになれば、なかなか経験がない方が一からやっていくというのは、大変なことだと思います。これは、あくまでも1人でやるということではなく、まずは三戸町を外からの視点で見ていただいて、どういったところに魅力があるのかといったところを探していただくということがまず1つだと思います。

それに対して、外部で協力しながらコンテンツに仕上げていくといったような組立てになってくるのかなというふうには考えておりますので、少し協力隊のほうの募集の仕方も、比較的入ってきやすいようなものと、いきなり高度なものを求めるものではなくてといったところも少し考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

町のほうでも、今まで成果が上がったこと、成功事例というものもぜひ意識していただきたいと思うのですが、例えば三戸町の地域おこし協力隊でいうと、直近でも今も活躍している、新卒から活躍している協力隊の方もいらっしゃると思います。新卒というところは、なかなか経験がない中でやっていくのですけれども、やはり素養があったりというところでは、1つは実務経験はないけれども、例えばですけれども、地域にある程度ゆかりがあって、そういった知見を持っているような方とか、そういった学校に通っている方とのつながりというのを、例えばSNSとかでつながるといっても1つ、あとは募集をしていくためのリーチをしていくというのも1つだと思います。

あとは、例えばですけれども、まだ先にはなってくるのですけれども、クリエイティブ部の卒業生というのは、当時1年生だった生徒たちがこれから卒業していくと思います。そういったことで、生徒たちのところで興味があって、実際にそういった専門性のあるような学校に通おうと思っている生徒もいるということも、私自身も知っているというか、話の中で出てきているのですけれども、そういった方の活用ということも1つなのかなと思っておりまして、ぜひ町のほうで実際にうまくいったこととか成功体験ということも、一旦それで結果論として終わらせるのではなくて、何か再現性を持つことはできないのかどうかということも検討いただきたいなというふうに思っています。

そういうことで、5点目の再質問は終わりました、6点目の再質問に関しましても、私自身として通告書に観光協会を町の下請的存在ではなくという言葉をちょっと入れさせてもらったのは、何か深い意図があるわけではなく、あくまでも両翼、町との両翼で、パートナーとして両輪で町を盛り上げてほしいという意図で使わせてもらいました。町長のほうからも、そう位置づけたことはないという言葉もはっきりいただいておりますので、もちろんその部分に関しましては、何か触れるところはないのですけれども、最後に改めて、三戸町の観光、にぎわい、誘客、集客というところの加速をさせていくというところで、観光協会と町の役割、町の役割はこうであって、観光協会というのはこういう部分の役割を担ってもらいたいのですとか、何か役割分担というものが考えられているか、もしくは協働で何かを成し遂げていくのだというものがあるのであれば、そちらをちょっとお示しいただけないでしょうか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

町と観光協会の役割分担といったようなお話がございましたが、町のほうでもおもてなしを含めて、様々なことを今年度も行ってまいりました。

今後につきましてですが、観光協会の一番の強みというのは、65の会員と、事業者または個人が65、それから賛助会員が2つといったところで、町内の多くの事業者、個人が関わっている団体であるということがございますので、その方々が連携しながら観光振興のプレーヤーとか、あと協力者になっていただけるというのが観光協会の強みであると思いますので、町のほうでも様々な考えを観光協会にお伝えしながら、観光協会の会員の皆様と一緒に、観光振興に向けて進めていくということが大事なものというふうに捉えております。

以上でございます。

○1番（五十嵐 淳君）

ありがとうございます。先ほど答弁ありました観光協会、たくさんの方で構成されている、町の事業者ですとか個人の方含め、たくさんの方で構成されている組織とい

うことで、まさに民間側の歴史を含め、文化を含めた町の魅力ですとか、あとは課題も含めて、そういったものに対処できるような英知が集まっているような団体だと思っています。やっぱりその引き出し方といいますか、お互い町と協働することによって、町の課題解決、目的達成に非常に寄与できるような団体になり得ると思っています。

その反面、今現在ではやはり人員不足というところイコール活動量も見える化をする上では、非常に見えにくい部分があるというふうに考えておりますので、そういったところを町としても、本日の中でいろいろとお話いただいた内容も含めて、しっかりとお互い協働体制を構築して行って、町長が掲げられている政策の推進に生かしていただきたいなというふうに思っております。

そういった形で、今回私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

午後2時再開予定をもって休憩いたします。

（午後 零時33分）

休 憩

（午後 2時00分）

< 9 番 番屋 博光議員 >

1. 鳥獣被害の拡大に伴う緊急的対応と今後の方針について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

9 番、番屋博光議員。

○9 番（番屋 博光君）

それでは、私の一般質問を行わせていただきます。

鳥獣被害の拡大に伴う緊急的対応と今後の方針について伺います。質問の趣旨として、これまで4度にわたり、鳥獣被害対策を取り上げてきましたが、今期の秋についても、町内ではクマやイノシシの出没が急増し、シカや鳥類による被害も拡大しております。被害は、山間部や農地にとどまらず、市街地、宅地などにも及び、人身被害も発生しております。町民の生活や安全に深刻な影響が生じている中で、このような状況を踏まえて、以下4点についてお伺いします。

1 目として、町長の認識と今後の対応方針について。

2 目として、被害の現状と緊急対応について。

3 番目として、広域的、中期的な対策について。

4 番目として、ワイヤーメッシュなどによる面的防除の可能性についてをお伺いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

番屋議員の鳥獣被害の拡大に伴う緊急的対応と今後の方針についての4点の質問に答弁申し上げます。

1点目の私の認識と今後の対応方針についてでございますが、今年は全国でクマが市街地にまで出没し、被害が多数報告される中、現在までで過去最悪の13人がお亡くなりになられるという異常事態となっております。当町でも、民家付近でのクマの目撃情報が多数寄せられていた中、11月9日早朝に、国道4号線沿いの飲食店舗裏で男性従業員がクマに襲われるという人的被害が発生しております。町では、翌10日にクマ出没に係る関係課長会議を開催し、県内及び町内における出没状況や国、県の動きについて情報共有を図るとともに、緊急銃猟対応マニュアルの作成や学校、保育施設等の安全確保など、町の対策について協議を行ったところでございます。

今後も町民の生命、身体を守ることを最優先し、国、県及び関係機関と連携し、安全安心な生活を確保するため、国が示したクマ被害対策パッケージによる対策を中心に、各種対策を講じてまいります。

2点目の被害の現状と緊急対応についてでございますが、被害の状況につきましては、農作物被害が前年比45件増の56件、人身被害が1件確認されております。現在クマの目撃情報があった場合は、猟友会の会員及び町職員で構成する鳥獣被害対策実施隊や警察、役場関係各課で情報を共有するとともに、防災無線、SNS、ほっとスルメールなどの活用により、町民への注意喚起、警察との連携によるパトロールを実施しているところでございます。あわせて、実施隊が被害状況の確認を行い、状況に応じて追い払い、箱わなによる捕獲など、適正な対策を講じているところでございます。

本年9月、緊急銃猟制度が創設され、クマが人の日常生活圏に侵入した場合、住民の生命に危険を及ぼす前の予防的対応として、自治体の判断により、市街地での銃猟が可能となりましたので、この要件に該当する場合は関係者と連携し、緊急銃猟を実施してまいります。

3点目の広域的、中期的な対策についてでございますが、今後は農地周辺だけではなく、市街地周辺を含めた範囲を対象に、クマなどの捕獲体制を強化し、人の生活圏から排除するとともに、人とのすみ分けの実現を目標に、国、県と連携し、適切な対応を取ってまいります。

4点目のワイヤーメッシュ等による面的防除の可能性についてでございますが、全国的に面的防除の有効性が示されていることから、町ではワイヤーメッシュ及び広域的な電気柵の設置について、農業者と意見交換を行っておりますので、今後は具体的な設置に向けて、集落での座談会等の開催を計画しているところでございます。

○9番（番屋 博光君）

再質問させていただきます。

まず、1番目の町長の認識と今後の対応についてでございますが、先ほど説明がありましたとおり、今後豚熱など様々あると思えますけれども、それについて県からの要請もあると思えますけれども、町のほうではどの程度まで把握しているのか。ほかでは、血液を取って保健所のほうへ提出するとかやっていると、それなりに補助金が出るようなのですけれども、その辺の内容についてどういうふうになっているのか、お伺いします。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

ただいまの件は、青森県が国の交付金を活用して猟友会が実施しておりますイノシ

シ・ニホンジカ広域捕獲事業のことだと思われませんが、こちらのほうでイノシシを捕獲した場合に、豚熱の感染状況等を把握するため、捕獲したイノシシの血液を八戸家畜保健衛生所に提出するというものがございます。そうしますと、通常の捕獲単価にプラス6,000円を追加交付してもらえるとというものでございます。今年度は、実績はございませんが、令和6年度にイノシシの成獣2頭を捕獲しまして、その血液を八戸家畜保健衛生所のほうに提出してございます。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

昨年度は2頭、今年はないわけですね。今捕獲している頭数はかなり、私も数十頭ぐらい捕獲していると聞いていますけれども、今年はないというのは、役場のほうにそういう連絡はないのか、それとも手続が面倒なのか、その辺お願いいたします。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

先ほどのイノシシ・ニホンジカ広域捕獲事業というのは、奥山と農地の間で捕獲した、要は豚熱を警戒するものですから、奥山と農地の間で捕まえたイノシシについて血液を出すということですので、そのエリアで捕ったものと、通常農作物の食害を起こす有害鳥獣として捕獲するものとはまた別なものでございます。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

そうすると、捕獲する場所によって申告するのが違うということですか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

有害鳥獣の捕獲は町内全域ということで、先ほどの広域捕獲事業は奥山と農地の間ということで、エリアが異なっております。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

分かりました。

それでは、2番目の被害の現状、今までの被害状況のところは、現在どういうふうな状況になっているのかお伺いします。

○農林課長（貝守 世光君）

有害鳥獣の被害件数、面積、被害額等について、11月末現在のデータをお知らせいたします。目撃件数は、クマ、イノシシ、シカ、あと獣の種類が不明なものを含めまして61件、被害件数が73件、被害面積は175アール、被害金額は183万円となっております。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

私の持っているデータとはちょっと違いますけれども、被害状況の中身についてはどういうふうになっていましたか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

11月末現在のデータでございます。クマについては、目撃件数が48件、被害件数が30件、被害面積が108アール、被害金額が68万円、リンゴや桃の食害、あと果樹の枝折り、飼料作物の食害、あと牛舎への侵入等がございました。

イノシシについては、目撃件数が13件、被害件数が36件、被害面積が65アール、被害金額が109万円、水稻の倒伏、飼料作物の食害、田んぼの畦畔や果樹園の掘り起こしの被害が出ております。

シカにつきましては、目撃件数はゼロですが、被害件数6件、被害面積1アール、被害金額が5万円、リンゴの食害と花芽や下枝の食害が報告されております。

あと、獣の種類は不明でございますが、被害件数1件ございまして、被害面積0.5アール、被害金額が1万円、枝豆の食害が報告されております。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

ありがとうございます。それで、今後の対策として、イノシシ、シカ、クマでもそうですけれども、今後の対策としてはどのように考えていますか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

農作物等の食害が起こった報告がありましたら、現地のほうに赴きまして、現状調査いたします。そして、追い払いというものがあるのか、捕獲ということがベストなのか、対応を検討して、その状況に合った対策を講じてまいります。

○9番（番屋 博光君）

その状況に対する対応というのは、具体的にどういうふうな内容で支出していくのか、それとも農家と行政とで話し合っ、どのような対策を実施していくのか。そのほかにいろんな施策があると思いますけれども、どういうふうに持っていきたいのか、詳しくお聞かせください。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

農作物の被害が出ておりますので、農家の皆さんも捕獲をしてほしいという要望があって、我々としましても捕獲を推進してまいります。ただ、餌場としてその果物が食べられたのか、いたずらとして果実を落とされたのか、そういうのを現場のほうで確認して、その状況に合った追い払いであるとか、寄せつけないための忌避剤を設置するとか、箱わなをかけて捕獲するとか、その状況に合った対策を選択してまいります。

○9番（番屋 博光君）

その状況に対しての対策は分かるのですけれども、具体的に電気柵を使うとか、箱わなとか、様々カメラつけるとかセンサーも、昨年も今年もやっていると思いますけれども、その中でどういうふうな対応というのか、わなであっても、今年よりも来年増やすのか、それとも現状維持なのか、その辺どういう方向性を……当然農家の方々

と話をし、それなりの状況判断ではいくと思っておりますけれども、その中において、どういう方向性で持っていくのか。また、この後ワイヤーメッシュについてもちょっと質問させていただきますけれども、具体的にどの方向に持っていくのか、ちょっとその辺伺いたいと思っております。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

有害鳥獣につきましては、できる限り捕獲をしていきたいと思っております。そのために、箱わなの購入であるとか、あと捕獲するために猟友会の皆さん、実施隊の皆さんの協力をいただくわけですが、そういった方々の人材確保であるとか、もちろんセンサーカメラであるとか、そういったもの、あとわなが作動したときに、携帯電話にわなが作動しましたという通知があるシステムがあるのですが、そういうものを導入して、実施隊の皆さんの負担を少しでも減らすようにして、そういったことを総合的に展開しまして、有害鳥獣を捕獲してまいりたいと思っております。

○9番（番屋 博光君）

猟友会との連携も大事なのですが、猟友会も今話を聞くと、もうせっぱ詰まっている状況なのです。結局クマが発見されましたという、見回りに行かなければならない。おりをかけると、それも見回りに行かなければならない。そのほかに、昨年自宅の前で襲われた件もありますし、今年も市街地でも襲われております。緊急銃猟では自治体が判断して撃つてもいいのか、それとも警察の許可なのか、周りの住民への配慮とか、その辺の中身に関して、どういうふうになっていますか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

猟友会の皆さんと、あと農林課の職員で構成しております鳥獣被害対策実施隊というのがございまして、有害鳥獣の捕獲に当たっているのですが、通常の有害鳥獣、リンゴの果実を食べられたとか、畑を掘り返されたとかというものについては、自治体としてこれまでどおり捕獲を進めてまいります。

あと、先ほど話が出ました市街地でのクマの駆除については、今年9月から緊急銃猟制度というものが運用されまして、町長の判断で市街地でも銃猟できるというものが運用されております。

ただ、これには4つの条件というものがございまして、4つの条件を満たした場合にだけ可能となるものです。それは、危険な鳥獣が人の日常生活に侵入しているまたは侵入するおそれがあるかどうかということ。あと、緊急性ということで、人の生命、身体に危害を与える可能性が高いかどうか。あと、方法として銃猟以外の方法がないかどうか。あと、先ほど申し議員も申しました町民の安全をいかに確保できるか、そういった条件をクリアした場合にのみ緊急銃猟ができるという制度になっておりますので、これまでの有害鳥獣の駆除と、今度は緊急銃猟ということも併せて対応してまいります。

猟友会の皆さんも消防団員の方々と同じように、ほかに仕事を持ちながら調査に出してもらったり、パトロールに出してもらったりしております。私どもも心から感謝をしているところでございますし、また緊急銃猟についても重要な役割を果たしてもらわなければならないというのがございますので、猟友会の方々としっかりと話をしながら、有害鳥獣の捕獲に努めてまいりたいと考えております。

○9番（番屋 博光君）

緊急銃猟に関しても、市街地での発砲とか、畑作の場合でも近くに民家があったりとか、そういう場合は撃てない場合もあると思います。そういった場合の対応として、町長の判断で撃ってもいいとなれば撃つかも知れませんが、もしその弾丸がどこかへ飛んでいったりとか、市街地の場合ではコンクリートとか、様々に当たって飛んで被害が出たり、またけがをしたり、また死亡したり、そういった場合の責任の有無というのは、撃った猟友会の責任になるのか、自治体の判断で撃ったほうが責任を負うのか、その辺は法律的な面としては、どういうふうに解釈すればいいのですか。一番の原因というのは、猟友会も撃ってもいいと言われても、撃てないそうです。その責任がどちらに行くか、その辺の判断というか法的な部分に関しては、どういうふうな認識でいるのでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

緊急銃猟を実施するためには、4つの条件があると申しましたが、その中で一番重要なのが安全性の確保、先ほど議員がおっしゃいました物を壊したり、人に当たったりすることがないように安全性を確保できなければ、緊急銃猟は行えないというルールになっておりますので、基本的には安全が確保された上で実施されるものですから、人が亡くなってしまうとか、そういったことは想定されておりません。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えいたします。

緊急銃猟を仮に実施するといったときに、100%の安全というのではないというふうに想定しなければならないと思います。仮に何か事故があった場合は、補償をしなければならないということで、そういった保険も今出来上がってきているということでございます。ガイドラインに沿った、先ほど担当課長が申し上げた要件に必ず該当しているという中で起こったことは、猟友会の人に責任が行くことはございません。そういう保険をしっかりと町で使うということで考えておりますので、その点では猟友会の方々が撃てないとか、そういうお話をされている方もいらっしゃるかもしれませんが、今後実際に緊急銃猟を三戸町としてもルールを定めてやるといったときには、しっかりと説明会を開いて、ご納得の上で従事していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○9番（番屋 博光君）

そういうことであれば、猟友会の方々も納得、安心して業務に当たれるのではないかなと思います。詳しく説明をしていただいて、やっていただければと思います。

それと、ちょっと申し訳ないけれども、あちこち前後して申し訳ないのですけれども、最後にワイヤーメッシュについて伺いたいと思います。先月長野県のほうの小海町というところへ視察に行ってきましたけれども、ワイヤーメッシュをやっていました。その中で、視察に行ってきましたけれども、ワイヤーメッシュが……これが現状の写真を撮ってきたものなのですけれども、ちょっと見づらいかも知れませんが、こういうふうにして寄せない、前にも町長も言っていましたけれども、寄せない、入れない、捕まえる、そういった形でやっています。これは寄せないほうですけれども、こちらもこういう形で、こういうふうにガードレールの道路のそば全部、入らな

いようにやっております。ここは野菜が主体なので、野菜の被害を防ぐために、こういう形を取っていると思いますけれども。

三戸町の場合は果樹、野菜もあるけれども、ほとんど果樹とか、様々ないろんな作物の種類があって、その中で、こういう状態ができるのかできないのか。これは、農家とも相談ですけれども、資材のほうは全部町のほうで負担しております。ただ、最後の設置に関しては農家がやると。だから、それが三戸町でできるのかできないのか。また、この材料費というか、それは予算的にどうなのか。これも前にも農林課長が言っていました、国の助成事業を使ってワイヤーメッシュも考えていきたいというふうな話も伺っておりますけれども、使用する可能性もあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

広域的な侵入防止柵の整備については、全国的にも効果が上がっているというふう言われております。国のほうでも交付金を活用して支援する体制ができております。農林課としまして、様々これまでも集落の方々と話をしてまいりました。これから冬に入っていきます、農閑期になってきますので、私ども地域のほうに入りまして、こういった制度があって、こういうエリアを囲めるのだけでも、どうでしょうかという話をしながら、実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えをいたします。

ツキノワグマをはじめとする有害鳥獣、野生鳥獣による農作物の被害防止ということで、自治体が十分な活動が可能となるように、鳥獣被害防止総合対策交付金というものがあるようございますので、この拡充と予算確保ということで、青森県町村会及び青森県市長会において、先般要望活動に国のほうへ赴いておりますので、そういった予算等の充実をこれからも求めていって、その予算が充てられるような事業には、どんどん町としても使っていくと、そして農業を守るということで取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○9番（番屋 博光君）

鳥獣問題に対しては、町長からも力強い意見も出されましたことですし、ぜひ三戸町の農業を守っていくためにも、対策を取っていただきたいと思います。

そのほかに、今シカの問題も結構出ていますけれども、猟友会の話によると、昨年、一昨年と、その前は結構シカが多かったはずなのですが、今はシカの場合は北上しているみたいなのです。そんなに今までよりはシカは少ない。ただし、イノシシに関しては倍以上に増えていると。何でそうなっているのかということ、温暖化なりでシカの場合は北上しているみたいですし、イノシシの場合はその周辺においてどんどん繁殖はしているようです。

それだけ頻繁に見られるし、クマの場合も去年は大豊作で繁殖がどんどん増えて、現在こういうふうなクマの頭数が増えていますけれども、今年は逆に大凶作になるので、来年は恐らくクマは頻繁には出てこないのではないかなと、繁殖が薄れているのではないかなというふうに見ています。その辺も重視しながら、町のほうでも頭数の把握、繁殖能力の把握とか、行政側としてある程度把握して、農家の方々に周知して

いただければと思います。

そして、捕獲した処理方法については、行政側としてどういうふうに考えていますでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

有害鳥獣として捕獲したものにつきましては、県のルールに従いまして、土中に埋設をするという処理をしております。

○9番（番屋 博光君）

埋設するだけですか。捕獲したものに関しては、埋設して終わりですか。それとも、防疫管理とか、そういう処理方法とか、そういうのはやらないで、ただそのまま埋設して終わりということなののでしょうか。埋設した頭数に関しては、今年何頭ぐらい埋設しましたか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

埋設する場合に、ある程度の深さをもって埋設しますので、病気であるとか、そういったものは大丈夫だというふうに考えております。

埋設頭数ですが、有害鳥獣として捕獲したもの、今年度であればクマ4頭、イノシシ1頭、シカ1頭、こちらは有害鳥獣として駆除しましたので、埋設処分をしております。もちろん今11月から猟期に入っておりますので、猟期で捕ったものについては、その方たちが様々な処分をしているということでございます。

○9番（番屋 博光君）

今ちょうど猟期に入っているのですが、その部分に関しては猟友会の方々が処分すると思えますけれども、それプラス鳥獣のほうの捕獲、そっちのほうの処分もあると思えますけれども、それで処理施設、そういうのが猟友会のほうでは足りないし、場所がない。そういった形の処理施設、その辺のところは考えていますでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

処理施設というのは、焼却施設とか、そういったものになりますでしょうか。ではなくて、ジビエの関係の処理。仮にジビエの施設を整備ということになりますと、先ほど申しましたとおり、当町では十数頭の捕獲しかございませんので、広域的な連携ができるかどうか、そういったこともあります。現状ではジビエの施設については、まだ考えていないところでございます。

また、仮に焼却施設であるとしても、捕獲頭数がまだまだ少ないです。安全を保てる深さまで穴を掘って、そこに埋設するというので、焼却施設についても今のところ計画はございません。

○9番（番屋 博光君）

それは、役場、行政側に届けている部分に関しては、多分そうだと思います。ところが、今猟友会によると、それが半端でなく捕っているのです。皆さんはご存じだと思いますけれども、クマにしてもシカにしてもイノシシにしても、箱わな、くくりわ

な、それから銃による捕獲、結構捕っています。その処理どうしますかといって、処理できないです、結局は。だから、そういう施設が欲しいということの要望が来ております。それは、小規模な施設でもいいのですけれども、そういうような処理施設、普通にやると大体3,000万円から4,500万円ぐらいかかります。もっと小さくすると1,000万円以下では多分できるのだろうなという、概算ですけれども、そういう施設が欲しいということで聞いておりました。もう目いっぱい、どこに持っていても処理の仕方がない。埋めるといっても外を掘らなければならないし、あちこち掘って埋めているのだけれども、同じところ掘ってみたり。したがって、そういう施設が欲しいということがありましたけれども、まだ行政のほうにそれだけの頭数が来ていないということは、それは考えづらい部分もあるかもしれませんが、今後増えていくに従って、その辺も検討しなければならないのではないかなと思います。いかがでしょうか。今後の課題としては、そこまで持っていけるのか、お伺いしたいと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

現時点では、先ほど申しましたとおり、まだ検討に至っていないというところがございます。先ほど議員のほうから伺いました猟友会の皆さんの話等もよく聞きながら、これから検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

それでは、今後に向けて猟友会とも十分相談、意見を聞きながら、そして町としても、鳥獣問題に対しても、市街地への侵入とか、そういうのも防ぎながら検討していただいて、ワイヤーメッシュに関しても農家との対話、意見を聞きながら進めていただければと思います。

私からは以上でございます。終わります。

<11番 久慈 聡議員>

1. 沼澤町政1年目の成果について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

11番、久慈聡議員。

○11番（久慈 聡君）

まず最初に、今回の定例会に先立ちまして黙祷をささげました多賀さんにおかれましては、生前、私が議員になる前、それからなつてからも、本当にお世話になった方でありました。特に消防団の無線の件では、何度もご苦労いただきましたことも含め、この場を借りて感謝の意と心からの哀悼の意を表します。

さて、私の今回の質問は2点6項目になります。1点目は沼澤町長に対してであり、2点目は原教育長に対してであります。

沼澤町政がスタートし、1年が過ぎました。この1年は、沼澤町長にとって非常に濃密な1年だったのかなというふうに思っています。組織変更や、事業計画の見直しや新規事業を含め、地域振興や住民サービスの向上に向けた施策を進めてまいりました。特にさんのへ感謝祭、すごく盛況だったと、非常によかったなと思っています。これは、私自身も、町民の皆さんも要望していたイベントであって、非常によかったなというふうに感じています。

しかし、地域の力は人口減少とともに弱くなってきていて、多くの政策を注入していかなければ、地域の活性化は非常に難しく、そして子育て支援、若者流出、高齢化問題など、多くの課題も山積しております。町長は、かせぐ自治体としていくためにも、一度振り返り、そして現状確認させていただきたく、今回質問させていただきたいと思っています。執行部の皆様におかれましては、誠実で明瞭な答弁をお願い申し上げて、今回の私の一般質問に入らせていただきたいと思います。

沼澤町政1年目の成果について。昨年11月から沼澤町政は、さんのへ前進のため7本の柱を掲げ、実現のためにスピード感を持って政策実行を行い、1年が過ぎてきました。かせぐ自治体としての役場をつくるために、職員一丸となり進めてきているのかと思います。このことから、以下4点伺います。

沼澤町長が第一に掲げてきたふるさと納税に関する改善実績や実績予測と今後について。

最低賃金上昇による経営圧迫に苦しむ事業者と所得向上のための施策について。

町民の安全安心を確保するためのクマの対策について。

町長就任から1年を経過した現時点での自己評価と今後の方向性について。

この4点をお伺いいたします。

○町長（沼澤 修二君）

久慈議員からの町政1年目の成果についての4点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目のふるさと納税に関する改善実績、実績予測及び今後の取組についてでございますが、私はさんのへ前進のための7本の柱の一本としてかせぐ自治体を掲げ、その実現に向けて、4月1日にまちづくり課内にふるさと納税強化室を設置するとともに、人員も増員し、体制を大幅に強化いたしました。

新体制により、返礼品の拡充、プロモーションの強化、事業者との連携の強化に注力した結果、返礼品の数は米などの農産物の新規採用、既存返礼品のバリエーションの追加などが実現し、3月末の162品目から226品目と大幅に拡充することができました。

プロモーションにつきましては、寄附者からのレビューへの返信、前年度寄附者へのカタログの送付によるリピーターの獲得に加え、首都圏イベントへの積極的な参加により、新たな寄附者の獲得につながっております。また、事業者との連携強化により、ふるさと納税制度の理解の促進、返礼品の品質の向上及び新たな返礼品の開発につながっているところでございます。

これらの取組もあって、11月末現在の寄附額は前年を3割強上回っているところでございますが、ふるさと納税制度の改正に伴い、9月の駆け込み需要が相当ありましたので、残り4か月は例年どおりの傾向とはならないものと見込んでいるところでございます。目標額である4億5,000万円の達成に向けて、引き続き担当課において取組を継続するとともに、私自身も進捗管理にしっかりと関わってまいりたいと考えております。

また、先般寄附金の使い道において優れた成果を上げた自治体を表彰する第1回ふ

るさと納税未来創造AWARDにおきまして、11ぴきのねこのまちづくりが交流・にぎわい創出賞部門にノミネートされ、全国11自治体のうちから、栄えある受賞を果たしました。これまでの取組が全国的に評価されたものと受け止めており、今後も全国の皆様からいただいた寄附金を有効活用するとともに、新たな三戸ファンの獲得により、町のさらなる活性化と課題解決につなげてまいります。

次に、2点目の最低賃金上昇による経営圧迫に苦しむ事業者と所得向上のための施策についてでございますが、今年の最低賃金の改正については、9月までに各都道府県の地方最低賃金審査会で取りまとめられ、引上げ額は全国加重平均で過去最大の66円、時間額は1,121円となり、青森県におきましても、改正前の953円から76円引き上げられ、1,029円となっております。

このような中、国では最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を後押しするため、中小企業向け賃上げ促進税制などの税制面での支援や、各種補助金についての要件緩和等を行っております。また、県では賃上げに資する取組を行う県内中小企業者を支援する特別保証融資制度を設けるなど、国、県において事業者の賃金引上げに向けた環境整備に係る支援に包括的に取り組んでいるところでございます。

町といたしましても、商工業パワーアップ事業費補助金における販路拡大等の支援のほか、国、県が行っている様々な支援策について、商工会等関係機関と連携し、周知を図るなど、引き続き町内事業者を支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目の町民の安全安心を確保するためのクマ対策についてでございますが、町では現在クマの目撃情報があった場合は、猟友会の会員及び町職員で構成する鳥獣被害対策実施隊や警察、役場各課で情報を共有するとともに、防災無線、SNS及びほっとスルメールなどの活用により、町民への注意喚起並びに警察との連携によるパトロールを実施しております。あわせて、実施隊が被害状況の確認を行い、状況に応じて追い払い、箱わなによる捕獲など、適正な対策を講じているところでございます。

本年9月に緊急銃猟制度が創設され、クマが人の日常生活圏に侵入した場合、住民の生命に危険を及ぼす前の予防的対応として、自治体の判断により市街地での銃猟が可能となりました。現在、先日県が示したマニュアル案を参考に、町独自の緊急銃猟対応マニュアルの作成に着手しておりますが、要件に該当する場合は、関係者と連携し、緊急銃猟を実施してまいります。

今後も町民の生命、身体を守ることを最優先し、国、県及び関係機関と連携し、安全安心な生活を確保するため、国が示したクマ被害対策パッケージによる対策を中心に、各種対策を積極的に講じてまいります。

次に、4点目の現時点での自己評価と今後の方向性についてでございますが、町長就任からあつという間に1年経過いたしました。この間公約として掲げた7本の柱と27の施策を基本に、さんのへ前進のため、皆様のご理解とご協力を得て、何事にもスピード感と危機感を持って馬車馬のように、そして愚直に取り組んでまいりました。

その結果、就任から1年間で、27施策のうちの4分の3程度に当たる21施策に着手し、具体的な取組を開始することができたことは、自分なりに一定の評価をしているところでございます。しかしながら、ネーミングライツの募集、宿泊施設の誘致につきましては、制度を創設したものの、現段階ではまだ成果として表れておりませんので、引き続き実現に向けて取り組んでいかなければならないと、気を引き締めているところでございます。

今後は、これまでの取組の進捗管理を行いながら、深化、発展させるとともに、残る6つの施策に加え、日々新たに、または姿を変えて現れる諸課題に立ち向かっていくため、副町長、教育長、そして職員一丸となって、7本の柱の実現に向け、全力で

取り組んでまいりますので、引き続き町民皆様、議会の皆様、そして職員皆様の格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○11番（久慈 聡君）

では、1つ目から追加質問させていただきたいと思います。

今第一に掲げてきたふるさと納税に関する追加の質問をさせていただきます。本年10月にポイント付与の全面禁止ということになって、来年10月からまた指定基準がさらに改定、そして厳格化される予定であります。新たにまた付加価値基準、返礼品となる製品や加工品について、価格に基づいて算出した付加価値の過半が自治体内で生じていることが要件となるようですけれども、今現在仮にこの基準が上がった場合に対応できないような返礼品とかというのがあるのかどうか。金額を上げればいいよということではなくて、今の返礼品の中で、現状で対応するのが難しいというのがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

令和8年10月施行の基準改正ということで、付加価値基準の明確化が示されました。当町の返礼品におきましても、一定程度その基準に引っかかるものはございます。また、付加価値基準の明確化とは別に、広報目的の厳格化というところでも、11ぴきのねこの返礼品を出しておりましたけれども、こちらのほうもある程度基準に引っかかってくるというものになってきます。

ですので、今後こちらの基準改正に伴いまして、来年度以降、ではどのように返礼品を拡大していくのかということになりますが、やはりまず町としてはリンゴだとかニンニクだとか、そういった主要品目もありますし、あとは体験型であるとか観光だとか、そういった三戸らしさを前面に出した返礼品の充実を図っていくということが大事になってきますので、今後も安定した寄附を確保できるようにしていきたいと考えてございます。

以上になります。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。今後に向けて、そういうのがあるというのは、きちんと把握されていればいいと思います。今回町長自らがふるさと納税の返礼品になるというやつもありますし、今後いろんな形で新しいものができていくのかなと思いますので、その中でそういったものを増やしていただければ、面白いのではないかなと感じています。

それでは、昨年と比較した寄附額の増、増えている部分というか、これをどのように分析して、評価しているかどうか。何かそういうものがあるかどうか、お伺いします。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

お答えをいたします。

まず、現在までの金額につきましては、具体的な数字ですので、全国の自治体というところでの競争もありますので、そちらのほうはこの場での公表は差し控えたいと思っております。

先ほど町長答弁にもございましたとおり、今年度、今現在で約3割ぐらいの伸び率

というふうになってございます。ただ、今年度10月からのポイントの付与禁止に伴う駆け込み需要というものがございましたので、そちらに対する駆け込み需要がありましたので、それもあつての3割増というふうになってございます。今後10月、11月、これから3月に向けてというところで、ますますこちらのほうは今後も緩めることなく、これまでやってきた対策というところ、返礼品の拡充、プロモーションの強化、あとは事業者の連携という3つの柱を基に、どんどん緩めることなく進めていきたいなというふうに思っております。

以上になります。

○11番（久慈 聡君）

ということは、町長の答弁にもありましたけれども、12月になって一発目というのか、12月末までにだんだん増えていくではないですか。そういうのが印象的に少し下がってきているのかなという印象はあるのでしょうか。その辺も含めて、印象と言えばあれかもしれないけれども、実際に数字が少なくなっているかどうかだけは、お答えできればお知らせください。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

お答えをいたします。

12月に関しましては、まだ始まったばかりですので、ちょっと何とも言えないのですが、いろんな情報を得ますと、12月に関しては、まだまだ寄附されていない方がいらっしゃるという情報も得ております。ただ一方、ポータルサイトによっては、12月の寄附が前倒しになったというお話もあります。

いずれにしても、寄附をされていないという層がまだ一定程度おりますので、そちらの方に向けての対策というところを今取っているところでございます。

以上になります。

○11番（久慈 聡君）

ポイントに関して、使っている人と使っていない人がいるので、ある一定の部分はあるのかなと私も解釈はしていたのですが、これが状況によって見えてくるようであればいいのですけれども、またそれなりに見えないようであれば、また対策していかなければならないのかなというふうに感じています。

返礼品に関してなのですけれども、返礼品の見直しだったり新規開発の件に関しては、町長のほうからも答弁がありましたけれども、数は増えましたよということなのですけれども、成果としてはどうなのかなというふうな感じ、新しいものについての成果というか、そこら辺で分かるものがあればお知らせください。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

お答えをいたします。

まず、具体的に今年度増えた返礼品として主なものをお答えさせていただきますけれども、これまで取扱いのなかったお米、それから桃、サツマイモなどの農産物であるとか、あとはたまごプリンなどの加工品、あとは秋まつりの体験ツアーであるとか、まち歩きなどの体験型の返礼品も新規に導入しております。

また、既存の返礼品に関しましても、サイズ違いであるとか数量違い、あとは重量違いなどのバリエーションも追加しまして、できるだけ寄附者の選択肢が広がるような工夫をしております。それをもって、寄附者の選択肢が広がりますので、おのずと

ユーザーの方も寄附しやすいというふうな環境を徐々に整えてきているのかなというふうに思っております。

以上になります。

○11番（久慈 聡君）

実際に増えているという解釈で承りたいと思います。

それでは、返礼品の開発に関して、今三戸町の商工業パワーアップ事業費補助金交付事業などによってインセンティブを図っていると思うのですが、町内の事業者からの新規参入の問題だったりとか、それから事業開発等に関する問題点というのがあるのかどうか、そういった部分は把握しているかどうか。また、そういったのを把握しているのであれば、どういう内容があったのか、それに対してどのように対応しているのか、そういうところがあればお伺いしたいと思います。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

お答えいたします。

新規参入に関しての問題というものは、特にないというふうに認識しております。

以上になります。

○11番（久慈 聡君）

事業者がこういったものを作りたいなという部分に関してだったりとか、あとは行政のほうからこういったものを作ってくれないだろうかだったりとか、そういったやり取りだったりとか、そういったものがあるのかなという中で、パワーアップ事業費補助金だけで対応できる部分とできない部分というのがあるかと思うのですが、そういった部分に関しては、もしあった場合は対応しているという形で、今は問題ないよというふうな形で解釈しますので、いいのかなと思います。もしそういった事例があるのであれば、親身になって対応していただきながら、一点でも多くの返礼品を増やしていただければなというふうに思います。

以前の質問でもちょっと話ししていましたが、先ほどリピーターの話も町長の答弁からありましたけれども、寄附者の皆さんの思いが実績となって、リピーターの増加につながっていけばいいと思っています。この中で、ふるさと納税のアワード受賞となったのは、非常に誇れる町でもあると、喜ばしく感じております。

今後も寄附される方の傾向だったり変動もあるのかなというふうに思うのですが、以前はこういうのに使いましたよ、だから見に来てください、もらったふるさと納税の用途、どういうふうに使っていますよというのをきちんと教えてあげることによって、またリピーターが増えてくるだったりとか、そういったような形で、自分たちが寄与したものがどのように活用されて、どのように使われているのですよと、だからまたお願いしますよというようなリピーターを増やすというのですか、そういった部分も含めてやっていかれるのではないかなというふうに思っているのですが、現在の寄附者層の中で、年齢だったり地域だったりとか、リピート率だったりとか、状況調査だったりとか、そういった統計的な部分で何かの調査をしているかどうか、お伺いしたいと思います。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

お答えを申し上げます。

まず、リピーターの数、現状どれくらいあるのかというところにつきましては、先

日集計をしまして、令和4年1月1日から令和7年11月19日時点の数字にはなりません、寄附者総数がこの間約6万人になります。このうち2回以上寄附された方というのは約9,800人です。なので、約16%がリピーターという数字になっております。

以上になります。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答え申し上げます。

ふるさと納税のデータをしっかり活用しなければならないということで、寄附者層の年代とか地域、都道府県別、全て管理できるツールを使っておりますので。我がほうは、ポータルサイトを幾つも使っております。それを一元化して管理するツールがございますので、このツールの中である程度の寄附者情報は分析できておりますので、そういった形で、今そのツールを活用したデータを申し上げたということで、皆さんにそういうのがあるのですよということでお伝えしたくて、ご紹介申し上げました。よろしく願いいたします。

○11番（久慈 聡君）

一元管理をされるようなツールがあるということなのですね。それであれば、分析をしていただいて、調査していただければいいと思います。それを、例えば去年から今年にかけて、何かこういうふうに変化があっただったりとか、そういったものが何かあるのでしょうか。要は、ふるさと納税の返礼品が増えましたよということによって、何かそういったものがあるのであれば、まだそこまで調査していないのであれば結構ですけども、もしそういうのであれば、この1年間で何か変わったかというのがあればお知らせください。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

答弁申し上げます。

今年度は、4月1日からふるさと納税強化室が設置されまして、人員も増員されております。これまでできなかった業務というところで、例えば先ほど町長が申し上げた県別の寄附者層であるとか、年齢別の層であるとか、なかなか返礼品の手配だとか、そういったものに注力して、間に合わないというところもございました。そこで、今年度人員が増員されまして、私たち4人体制になりましたけれども、そこでそちらのほうにも手を回せるというか、分析に回せるようになっております。なので、成果というところでは、これからなのかなというふうに思っておりますので、今後の成果のほうにつなげていければなというふうに思っております。

以上になります。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

今ふるさと納税のポータルサイトを結構使われているということなのですけども、これのPR戦略だったり、そういったものを見直しなんかはどのような形で行われたのかなということだったりとか、その部分をちょっとお知らせください。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

お答え申し上げます。

まず、ふるさと納税のポータルサイトになりますが、令和6年度、ポータルサイト

の直接契約者数、契約サイト数は5、パートナーサイトは6、合計11でしたが、令和7年度、今現在になりますけれども、直接契約サイト数が5、パートナーサイト数が15の現在合計20になっております。

そこで、今現在ポータルサイトでやっておりますのは、ポータルサイトには現在65万もの返礼品が掲載されていると言われておりまして、そちらのほうで寄附者の皆様に選んでいただくためには、見せ方とか、そういったものが必要になってきます。なので、今現在取り組んでいることとして、商品画像の見せ方であるとか、レビューへの返信だとか、そういったところに今力を入れているところでございます。

以上になります。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。こう言うのはあれかもしれないけれども、行政らしからぬ、いいと言っていか分からないけれども、そういうのをやれるということは、すごいなと感じます。それがまたきちんと反映してきてふるさと納税に行くというのは、非常によいことなのかなというふうに思います。ぜひ続けていっていただきたいと思えます。

町内のほうをちょっとお聞きします。町内の事業者の参画数の推移だったりとか、あとは事業者に対しての経済効果はどのように評価されているか、お伺いしたいと思います。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

お答え申し上げます。

町内の事業者の数でございますが、返礼品の提供事業者も増えておりますので、今この場で正確な数字というものは、申し訳ございません、申し上げられませんが、返礼品も増えておりますので、事業者も増えているという解釈をしていただいて結構でございます。

経済効果につきましても、寄附額が増えているというところでの経済効果というのは、あるというふうに解釈しております。

以上になります。

○11番（久慈 聡君）

先ほど4名に職員を増やしたというところで対応しているということなのですけれども、今後町長の予定であれば、もっと増えていくというようになった場合、人的資源が不足するのではないかなという懸念もあるのですが、例えば役場内の業務効率化だったりとか、そういった部分で外部委託だったりとか、あと運用コストの削減とか、そういうことを、今すぐということではないでしょうけれども、考えられているのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

本年強化室を設置いたしましたので、直ちに返礼品の拡充等、様々な今までできなかったことをやっていくために2倍に、職員を4名に増やしたということでございます。今は、しっかりとミッションがある程度進んできましたので、今後はさらに寄附者とか寄附額が増えたからといって、それに応じてどんどん人を増やしていくことは考えておりませんで、逆に今の強化事業がある程度落ち着けば、その分をま

た処理の分に充てる、あるいは今後件数をこなす場合は、正職員でなくてもよいということで内部で雇用する、あるいは外部に何かお願いをするという発想は、常に持っているところがございますけれども、ここ一、二年で、そういった外部委託をするといったことはまだ考えていないところがございます。十分今の体制で処理できるというふうに判断しているところがございます。これは、経験も踏まえてということでお受け止めいただければと思います。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

この一、二年で評価していただいて、実務の内容だったりとか、業務内容とかも含めて考えていただきながら、意向も含めて考えてもらえなと思います。

また、今国がいろいろ変わってきていて、規制強化をしてきたりとか、寄附競争が厳しくなっていく中、やっぱり三戸は差別化というのもしていかなければ、差別化戦略を図っていかなければならないというふうに感じていますので、その辺をぜひ強化室の予算とともに一緒にやっていただければなというふうに思います。

では、次の質問のほうに移らせていただきたいと思います。最低賃金法のほうです。令和3年の最低賃金は822円でした。令和4年853円、令和5年はプラス45円の898円、令和6年はプラス55円の953円、そして今年7年はプラス76円の1,029円となりました。これは、青森県の最低賃金です。この3年間で176円時給が上がっています。令和3年の822円を基準とすれば、令和7年では25%上がっているのです。25%が上がっているという状況の中で、今年の最低賃金の上昇により、青森県内では約4万5,000人が恩恵を受けて、全体の32.1%とされています。

東京商工リサーチの情報では、1,000万円以上の負債で倒産した青森県の件数は、令和6年は77件でした。だけれども、本年は9月時点で61件と、昨年を優に超えそうな勢いがあります。

町長に対してお聞きしたいのですが、このような県内の状況を捉えて、町内の業者にそれを置き換えた場合、時給が上がって行って、そして倒産件数も増えてきているという状況の中で、それを私たち三戸町の町内に置き換えた場合、この状況をどのような形で把握しているのかなというふうに伺いたいと思います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

どのような形で把握しているかというお尋ねでございました。今般の人件費の高騰等につきましては、農業者はじめ各商工業の皆様、経営されている皆様等から大変だというお声はいただいております。一般的に、そういう座談会等という場面ではございませんけれども、雑談の中あるいは何かの面会の際に、そういった町の状況をお伺いしているということで、そういった形でございます。

○11番（久慈 聡君）

状況を見て、今県内がこういう状況になっている状況を把握した中で、三戸町としてはどう考えているかなというように感じて思ったところで、私は事業者の目線で少し考えて話させてもらっているのですが、就職活動において、働く側の選別肢の要素として、賃金というのは大きな要因の一つでもあるというふうに私は考えています。皆さんもそうかもしれません。

ただ、その中で町内の事業者に対して、市部の事業所のほうはスケールメリットは、

要は地域の優先的な部分というのは、必然的に地域的に有利なのかなというふうに思っています。町内の事業者は、最低賃金ぎりぎり雇用していて、事業運営をしていることは少なくないというふうに聞いております。今町長が話しされましたけれども、私もいろんな会話の中で、苦しいという状況下をこの何年間も聞いてきていて、何とかならないのかなという話も聞いている中で話をしているのですけれども、例えば1日8時間、260日稼働すると、本年の76円アップでは、年間15万8,000円の増になるのです、掛け算すれば分かるのですけれども。この3年間の上昇の幅で計算すると、年間36万6,080円、約36万円ほど上がると。仮に10人雇用していれば360万円、1.56人分ぐらいの給料と同じような形になります。

青森県の就業地別の有効求人倍率は現在1.19ほどで、募集しても応募者がいない、応募してもらうために給料を上げたいが、既に先ほど言った1名分の給料、最低賃金アップのために募集人員を減らさざるを得ないというようになっているという話を聞きます。賃金上がることによって、それで会社からの支出が多くなるために人件費を払えないと。

町として、このような民間事業者の経営に関して関与するという権限は持っていませんし、関係ないといえば関係ないのかもしれない。だけれども、経済の自立性の確保から考えていくと、町長のほうではオール三戸で消滅可能性自治体からの脱却を目指していると。町長は、また町の経済のボトムアップを図っていくという考えはお持ちだと思います。このことから、今の状況下で、やっぱり今県内ではこのような状況だと言っているのだけれども、実際に三戸の地域の中で組織運営している、会社経営している人たちにとって非常に苦しい部分だと思うのですけれども、その部分について、町長としては何かお考えがあるかなと思うのですけれども、その辺は何かありますでしょうか。

○町長（沼澤 修二君）

お答え申し上げます。

人件費の高騰による部分で経営を圧迫しているということにつきましては、当町はじめ全国的な問題であるということがございますが、一方働き手にとっては非常に好ましいということで、歓迎されているところはございます。

ただ、やはり経営ということで圧迫されてまいりますと、どうしても次に考えるのは時間を減らしたり、人数を減らしたりということで、今三戸中央病院等もそういった形で、今までのパート的な役割を担っていただいていた人を少し時間を減らしたりとか、あとは業務を効率化して人数を減らしたりというような取組を実際しておりますので、民間におきましても、そういった取組が進んでいるものだろうというふうには推測しております。

そういった中で、ただそれだけでは限りがございますので、しっかりとした売上げなり、収入の向上というところを支援していかなければならないと思っております。やはり稼ぐ自治体ということだけではなくて、稼ぐ農業、稼ぐ商業、稼ぐ工業、稼ぐ林業ということで、町全体が稼ぐ町になっていくという観点では、今日の観光の話でもございましたけれども、観光がにぎわえば、町がにぎわえば、町での外貨の獲得も進むということにつながれますし、ふるさと納税を拡大すれば、町から返礼品を買い上げることによって経済効果も上がっていくということで、つながってまいります。

なかなかそこに関係していない事業者の方々もおられるかもしれませんが、直接的に行政としてアップ分に支援するというよりも、やはり今後の企業体力のことを考えれば、側面支援ということが望ましいのだろうというふうな認識は持って

いるところがございますので、様々今お困りの方のお声を聞いて、でき得る支援をしていきたいという思いは、いつでも持ち合わせているところがございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私も職柄いろんな話を聞かせてもらったりしているのですが、民間の経営者の話を聞くと、非常に苦しいという人が結構多いのです。その格差というのがすごくありまして、以前から雇用している人が従業員に対して最低賃金アップ、例えば今回76円上がりましたよと、この最低賃金アップと同等以上の給料改定をすることができない。要は最低賃金の人、それから最低賃金ではなくて前から雇用している人、この人と同じ76円を一緒に上げられないと。こちらを上げなければならないけれども、こっちは上げられないから差が詰まってしまうと。そういった給与改定ができないので、新人の従業員との差が少なくなってしまうと、そういう結果が出てしまうと。中堅層の職員に対して給料を上げることができなくて、退職していくというような悪循環が発生している、そういう話を聞くのです。

これは、今に始まったことではなくて、もう3年も前からそういう話を聞いています。それがだんだんひどくなってきていると。子育て世代や働き盛りの方々が町外へ再就職をしたりとかしているという状況を目の当たりにすると、非常に残念だなというような気持ちにもなります。三戸は好きだし、仕事も好きだけれども、給料が上がらないと。格差が広がってきて、自分たちは頑張ってきたのに新入社員のほうが給料高いと、上がってきていると。下手すると逆転しているところもあるという状況下で、子育ての進学費用だったり生活の費用というのを考えて、今のままでは難しいなというところで、転職を考えるという方もいらっしゃる。これは、現実としてあるのです。

事業所の中では、国や厚生労働省では業務の効率化を図りつつ最低賃金を上げる場合、最低賃金引上げ額や引上げ人数により、設備投資基金の75%から80%の助成を受けることができる制度があります。この国の制度は、要件が非常に厳しいところもあって、弘前のほうの自治体では自分たちで要件を緩和したりするなど、最低賃金の賃上げを行った事業者に対して、奨励金を交付したりとかしているところもあります。頑張っている事業者を応援して、事業者の生活を守っていくという取組なのですけれども、このような一時金を受けて賃上げをしたとしても、経営の改善努力をしていかないと維持することができない、これは当然だと思っています。

しかしながら、ここ数年の最低賃金の上昇幅を見ると、事業所の負担は非常に大きいと感じているのですけれども、このような状況を捉えて、先ほど町長は側面からという話をされましたけれども、町として賃上げを行った事業者に対して支援するだったりとか、負担の軽減を図って雇用の確保だったりとか、町民の生活を守るような対策ができないか、また検討の余地があるかどうか伺いたいと思います。

○副町長（本宿 貴一君）

ただいまのご質問に私からも少しお答えさせていただきます。

事業者の方々が今の最低賃金の改正を受けて厳しい状況というのは、やはり想像できるものかと思います。この議論するときには、最低賃金の引上げの部分と、あとは時給で働いていない、いわゆる正社員として働いている方々の部分の賃上げというのは、もっと大きな問題というところで捉えていただければと思っています。

一つ国のほうの流れを申しますと、最低賃金というのは上げていく、年々上がって

いって、議員ご指摘のように上がっていております。そこについては、国としても最近の上げ幅については、要は経済の活性化をするためには、賃上げがないと回っていかないのだという中での今の動きだと私は認識しています。その中で、当然中小企業、小規模事業者が厳しくなるというのは見えているところですから、そこに対しては先ほど言った生産性の向上であったりとか、もっと言うと、やっぱり中小規模の事業者というのは、価格転嫁がないとそこは埋まっていけないですから、そこを国としては、行政全体としては、事業者に対して働きかけをするところを非常に強力にするという旗振りの下に現在動いているところだと思います。それに応じて、様々な支援メニューというのがあるところになっております。適切な価格転嫁であるとか生産性向上の部分については、国であるとか、様々な支援メニューがあるところですから、それは町としても商工会等を通じながら、様々な事業者にお知らせして、まずはぜひ活用していただくということになるかと思えます。

あとは、先ほど言った事業者の苦しいところがありますけれども、労働者の部分の物価高騰に対しての対応というところもありまして、そこも苦しいという声も、両方ありますから、賃上げの部分はどう生かしていくかというところは、労働者の方も生活の中で上がった賃金を経済に使っていただいて、それがまた事業者に戻って行って、また事業者のほうでもお互いの取引の中で適正な価格転嫁を受けながら、しっかりと収入を確保していく、収益を保っていくというところの回転がうまくいけばということになるかと思えますが、そこに対しての支援メニューをしっかりと我々も伝えながら、企業の体力で何とか対応できる中でしていただくということが最初の取組なのかなというふうに認識しておりますので、まずはそういったところから取り組んで、何とか事業者にも頑張ってもらいつつ、労働者のほうの生活も守りつつというところで、そういった状況を両方見ながら取組を進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

〇11番（久慈 聡君）

商売に関して見ると、やっぱり単価を上げて利幅を上げるという形になってしまうのかもしれないし、買う側にとっては安いほうがいいとなるし、非常によく分かります。ただ、事業者も自助努力をして効率化を図り、そして利幅を減らして数年耐え忍んできた。コロナ禍になって、そして今の現状の中で増えてきているのだけれども、金額を上げて、今補正予算ありましたけれども、それ以外の部分で上がってきている中で、やっぱり苦しい。先ほど話したみたいに、東京商工リサーチでは1,000万円以上の中だとしても、9月も61件なのです。要は自助努力しても難しいという状況下の中で、やっぱりどこの社長さんも自分の部下にはいっぱい給料あげたい、でもあげられない、よって離れていってしまう、そういうところによって回らなくなって、最終的に畳むというのが増えているというふうに思います。

また、そういった中で、非常に残念だなと思っているのですが、今副町長からも話がありましたけれども、ではどこをどうやっていけば一番いいのかというのは、なかなか難しい部分はあるかと思うのです。ただ、その中で、国や県から出ている、それから商工会等を通じてやるとしても、ゼロ・100ではないのですよね。何か事業やるとしても、こちらからの持ち出し、事業者からの持ち出しが絶対あって、それが全てに対して合致して使えるものと合致していないものがあるって、効率的になるのかといったら、非効率の部分もどうしても出てきてしまうと。そういうことを考えると、実際にその事業が事業者にとって非常に有意義なものになるかというのは、また違って

くるのです。だから、そこの部分で考えてみると、やはりそれぞれの事業者が自助努力をしていくしかないというふうになってしまうのですが、そこに対しての若干の支援があればなというふうに考えていました。

最後になりますが、総務省のデータに基づく全国市町村の所得ランキングというのがあるのです。それを見ると、1970年代から2020年代にかけて、近隣町村と比較して、三戸町の町民所得ランキングは大きく低下しているのです。この背景には、少子高齢化による働く世代が減少していることや年金暮らしの高齢者の割合が増加していること、町外に働きに出る方や町外での買物が多くなっている、町外で買物する人が多くなってきているなどの様々な要因が考えられると思います。だから、数字を見ると、この半世紀で三戸町は近郊のまちに比べて大きな変化もなく、経済的に衰退していることが示唆されていると感じています。かつて商業のまちだった三戸町は、商業力の低迷や第1次産業の労働力不足に直面して、経済発展のための取組が進まない状況ではないかなというふうに考えているところもあります。

町長は、かせぐ自治体を目指し、三戸町の全体の収入を増やす考えを持っていると思います。観光、特産品、福祉、歴史、教育などにおいて、特別視できるものを見いだす必要があるのか、もしくはそのために町で働いている人々に活力を与えるということが非常に重要になってくるのかなというふうに思います。

11月29日の新聞報道によると、青森の労働局は10月の有効求人倍率が1.06と、2か月連続で低下したと発表しています。平均賃金が上昇する一方で、求人数は減少しており、最低賃金の引上げの影響が表面化していると、そういうふうに記載がありました。また、県内の事業者のコメントもあり、商売にとっては値上げの選択をしなければならない。客が減るなど、自助努力の限界を迎えそうな状況下であると。基本的には、民間事業に対しての支援や助成は、行政にとっては直接的な関係性はないというのは理解しています。ただ、次年度またこの時期に上がりますよね、3年間で170円、25%上がっていると。来年も上がります。ぜひ次のときには、何かしらの対策を考えていっていただかないと、やっぱり自助努力だけでは難しいという事業者も出てくるのかなと思いますので、考えていただければなお願ひして、次の質問に入らせてもらいたいと思います。

次、クマ対策の件、先ほど番屋議員がいっぱい質問したので、何質問しようかなというところになってしまうのですが、クマの目撃が48件、被害件数30件、180アールの68万円被害がありましたよということを先ほど答弁されていたので、その辺は理解しました。

ただ、住民からの通報というのは、全部が全部あるわけではないと思うのです。実際にもっと目撃はあると思うのです。そういう中で、クマの個体数の確認というのはどのように行われていて、今現在何頭ぐらいいるのかなというような予測数とか、そういうものがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

今年11月に策定されました青森県第二種特定鳥獣管理計画によりますと、県内のクマの推定個体数1,848頭とされております。また、三戸町、田子町、新郷村などを含む北奥羽ユニット、こちらのほうでは160頭と推定をされております。県のほうでは、カメラトラップ法というものを採用しているようではありますが、これは1地区当たり60台のカメラを設置して、撮影されたクマの姿を識別して個体数を推定しているというものでございます。このように、個体数の把握につきましては、都道府県ごとに

手法などについてばらつきがあるということで、今後は国が中心となって統一的な個体数把握を実施していくということになってございます。

○11番（久慈 聡君）

今回三戸町で人的被害があったということを町長からも話がありましたし、今後予測できないことが起きる可能性があるのではないかなと思っているのですけれども、その辺に対しての対策だったりとか、あと被害防止のために町内各種団体や各組織との体制だったりとか、町民からの通報だったりとかというものの対応協力というのは、どういう形で連携、構築されているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

市街地にクマが出没した場合には、今年の9月から運用されております緊急銃猟制度によって対応させていただくことになります。

あと、クマ等の有害鳥獣の出没に際しましては、目撃した方から警察を通じて町に情報が入ったり、直接町のほうに情報が入ったりいたします。その情報を受けまして、役場関係課と情報共有をして、それぞれの、例えば教育委員会であれば学校施設に、住民福祉課であれば保育施設に、また総務課であれば無線放送等々によりまして、町民のほうに注意喚起を行います。その後農林課と鳥獣被害対策実施隊の皆さんとで現場を確認して、適切な措置をしていくという連絡体制、行動体制を構築してございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

仕組みやルールは分かったのですけれども、例えば実際に小学校の近くにクマが出たのではないですか。あの後学校は停止になりましたよね。次の日とか2日後には学校開始されたのですけれども、それに対しての基準とかがあってやったのか、どこでどう話し合っただけか、それがオーケー出たのか、またその辺の連携の中で、もし何かあった場合の対応だったりとかというのが、ルールでこういうのをやりますよというのは分かるのだけれども、実際それが、例えば町の中で対策本部が結成されて、そしてそれに対応して話が出たのか、その辺がちょっと分からないのですけれども、その辺分かるように説明していただきたい。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

目撃情報があった場合、まず各課で情報を共有するわけですが、教育委員会等であれば、国のこども家庭庁から出されているクマの出没に対する保育施設等の安全確保についてという通知に基づいて、学校に親御さんに迎えに来てもらうとか、休みにするとか、そういった判断を個々対応するということになるかと思えます。

○11番（久慈 聡君）

では、マニュアルどおりにやられたという形で解釈します。

クマを発見してから防災放送がかかったりとか、いろんな形で対応はしているのですけれども、実際に目の前で発見した場所から、それと変わらない場所を散歩してい

る老人とかいるのを見たりとかするわけです。学校に出たときも、学校の通りを歩いている人も結構いました。でも、実際にそれがきちんと対策されているのかといったときに、私は対策されていないのではないのかなと感じます。もしそれでリスクか何かあった場合、どうなのというふうにも思うのです。ルール上は、そうなっているよと言っているけれども、実際にそれができていないというところに関しては、やっぱり警察だったり、いろんな形で協力が必要になってくると思うのですけれども、その辺というものの体制はどうなっているのでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

クマ等目撃された場合、先ほど申し上げましたような情報共有をして各課が動いていくわけですが、どうしても防災無線を流すまでにはタイムラグがございますので、目撃情報を受けた時点で警察署がまずパトロールいたします。連絡を受けた農林課のほうでも近隣をパトロールして、先ほど議員おっしゃいました散歩している方とか、朝の農作業をしている方に声がけをしたりして、できるだけ安全を確保できるように対応しております。そして、町内放送がなされて、皆さんに周知が行き届くというような体制で対応しております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。私が言ったのは放送かかった後の話なのだけれども、放送があったのだけれども、歩いているのです。なので、警察のほうで話ししているのであればいいですし、もしパトロールするのであれば、警察のほうで来てくれているのも分かっていますし、何か対応できるところがあるのであれば、対応してもらいたいと思います。まず、一番は安全確保になると思いますので。

時間がなくなってきたので、ちょっとはしょって質問させてもらうのですけれども、春季のクマの捕獲の推進及び農業集落に出没する里に慣れた個体の捕獲強化による個体数の削減、管理の徹底というふうにこのパッケージには書いてあるのですけれども、それについて、実際に猟友会の方たちと連携をしていかなければならないと思うのですが、基本猟友会の人たちは、私たちの安全を守るための会ではなくて、目的が全然違う形になるかと思えます。それに関して、それを含めて、行政としてどのような形で対策するのか、どのような話し合いをしていくのかお伺いします。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

国のほうで先般出しましたクマ被害対策パッケージによりまして、先ほどの春の捕獲であるとかを様々推進していくということが示されております。一方で、実施隊を構成する猟友会の方々は、仕事をもちながらの活動になってくることとなりますので、町としましては人材を確保するための支援であるとか、出動報酬であったりといった環境整備を整えて、猟友会、実施隊の皆さんが活動しやすいように支援をしてまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

猟友会の方が言うには、前は襲ってくるクマなんていなかったと、人が来れば逃げるというのが、今は襲ってくるという中で、駆除というのは私たちの仕事ではないというような形の解釈の中で、皆さんがそこに頼り過ぎてしまっているということもあ

るし、それに補償しなければならないということもあるかと思います。そういうところを連携しながらやっていただければなと思いますし、こちら側の要求、要望だけを押しつけることなく対応してもらいたいというふうに思っています。

11月9日の朝にクマに襲われた方がある状況で、抵抗できない子供や老人がもしその場合にいたとしたら、非常に怖いなというふうに思います。こういうときだから猟友会にお願いするというのは、やっぱり都合のいい話だなと私は思っていて、危険と隣り合わせの現場に自ら町民のために向かっていただけるという感謝を持って、それを行政はできるだけ迅速に町民の安全を図っていただきたいなというふうに思っています。

秋田の話によると、何かのテレビかあれだけれども、1日10件以上の通報があつて、対応中にまた通報があると報道されていました。ハンターは平均70歳以上で、すぐ対応できるのは150人いるうちの5人だそうです。危険手当含み時給1,000円、1日1万円の報酬で命の危険と隣り合わせの現場に行くというのは、なかなかできないというふうに思っています。では、私たちの三戸の猟友会の人たちはどうなのかという考えがあると、非常に苦しいところもあるのかなと思いますので、できる限り話をさせていただきながら対応してもらいたいと思います。

それでは、次の町長のほうの質問に移らせていただきます。ちょっとはしょってきますけれども、いろいろいっぱい聞こうかなと思ったのですけれども、もし言えるのであれば町長の点数、自己評価で何点なのかと、言えるのであれば聞きたいなという思いがありまして、もし言えるのであればお聞かせください。

○町長（沼澤 修二君）

自己評価で何点かということでのお尋ねでございます。自己評価の採点基準を実は持ち合わせていなかったもので、採点をするのはなかなか厳しいなとは思っていました。例えば任期を終えるタイミングの人だったりとか、そういった方だったら、これまでざっくりと点数を自分で言ってもいいのかなと思っておりますが、私はまだ1年生でございますので、このタイミングで、例えば厳しい自己評価で50点です、60点ですと言ったとすれば、それぐらいしかないのだったらちゃんとしっかりやれ、やめろとか、そういうご意見もありましょうし、逆に過大な100点だとか120点だと言ったとすれば、それは甘過ぎるのではないかというご批判もあるかもしれません。いずれにしても、点数によって別な議論が起きてしまうことは避けたいなと思っておりました。

ただ、やはり支えてくださっている皆様、そして職員たちもおりますので、例えば優、良、可ということと言うとしたら、これは優だなというふうに自己評価はしております。逆に良とか可であれば、これは皆様に大変申し訳ございませんということですし、これまで支えてくれている職員たちにも顔向けできないということでございます。27のうちの21の施策に着手できているということであれば、これは優の評価であり、これは私だけの評価ではなくて、もちろん事務面で支えてくれている職員の評価でもあるというふうに受け止めているところでございます。今後も引き続き、この2年も優を目指して様々な業務を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

正直な回答で、ありがとうございます。実は町長に対して、今の質問の中で職員の評価はということも聞こうと思ったのですけれども、そこまで含めて話ししていただいて、ありがとうございます。1年間、ほぼ休みなしで町政を担っていただいたとい

う町長に対して、何点なのかなという評価の中で、よい評価をいただければなというところで聞かせてもらいました。インフルエンザの警報レベルもありますし、百日せきなどはやっていますから、健康に気をつけていただき、活躍していただきたいというふうに思います。

2. 教育長が目指すこれからの町の教育について

○11番（久慈 聡君）

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。教育長である原教育長に質問いたします。

平成19年、当時三戸地方教育研究所の指導主事であられ、三戸町立小・中学校の義務教育振興に関する検討会議の委員でもあり、現在の小中一貫校の取組を進められた方でありますこと、またその時代の考えが今現在どのように変化し、今後の三戸町の教育をどのように行っていく考えなのかお聞きしたくて、今回質問させていただきます。

教育長が目指すこれからの町の教育について。町は、小中一貫校の取組を進め、教育のまち三戸を実践してきました。しかし、地域力に大きく影響する人口減少に直結する出生数の減少と少子化に歯止めがかからない状況にあります。このことから、以下2点質問いたします。

- 1、小中一貫校取組当初の理念はどのようなものだったのか。
- 2、小学校の統合も含めた町の教育の今後の在り方についてお伺いします。

○教育長（原 寿君）

久慈議員からの教育長が目指すこれからの町の教育についての2点のご質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の小中一貫校取組当初の理念についてでございますが、町が抱えていた教育に関する諸課題を解決するため、平成21年度から小中一貫教育を導入いたしました。その理念の2本の柱は、確かな学力の定着と向上、そして心豊かでたくましい児童生徒の育成でありました。これは、学習指導要領を基に町が独自に作成いたしました三戸町小中一貫教育要領に明記されているところでございます。

児童生徒に求められる学力とは、知識や技能はもとより、学ぶ意欲や自ら課題を見つけ、解決し、主体的に判断、行動するといった資質や能力を含めたものであり、これを小中一貫教育の中で確実に育てていくことが現時点でも引き続き重要であると考えております。

次に、2点目の小学校統合を含めた町の教育の今後の在り方についてですが、当町の今後の児童数は急激に減少していく見込みであり、教育委員会といたしましては、学校統合の時期について適切に判断し、進めてまいりたいと考えております。また、中長期的には1つに集約されていく三戸小中学校においても、さらに児童生徒数は減少していくこととなります。

このような中、既存の恵まれた小中施設一体型校舎と周囲の施設環境を有効に活用しながら、激しい変化が止まることのない時代を生きていく子供たちに、町としてどのような教育を行うかを常に意識していかなければなりません。現在次期学習指導要領で議論されている改訂内容と、当町の小中一貫教育が目指す方向は同じものであると認識しており、国の動向を精査しながら、必要に応じてアップグレードしてまいります。また一方で、町1つの学校として、地域や家庭との連携、協働を一層集約でき

るコミュニティ・スクールとして、充実した学校運営を行っていただけるものと考えております。

私自身、三戸地方教育研究所に勤務していた平成18年に三戸町立小学校の義務教育振興に関する検討委員会のメンバーとして、小中一貫教育の導入につきまして、当時の丹新也教育長に提言したところでございます。また、平成22年度からの3年間は、三戸小学校の教頭として施設一体型の小中一貫校開校に向けた建設推進員としても携わらせていただきました。そして、今教育長として13年ぶりに三戸町の小中一貫教育を改めて見詰めているところであります。当初の理念を大切にしつつ、複雑化、多様化する教育環境に適切に対応していき、未来を担う子供たちの豊かで確かな成長のために、県及び八戸市教育委員会での勤務経験も生かし、微力ではありますが、三戸町の小中一貫教育を前進させてまいりたいと思っております。

○11番（久慈 聡君）

お言葉を聞いて、非常に安心しました。今後このような形で進めていただければなというふうに思います。率直な気持ちです。

町長のほうから議会開会のときの挨拶で、教育長の思いを学校の教員に伝えましたよと。初心に立ち返り、教育を進めるよという話ししていたと思います。具体的にどうという形の内容だったのか、もしよろしければ伺いたいのですが。

○教育長（原 寿君）

答弁を申し上げます。

11月に就任いたしましたので、ちょうど中頃でございましたが、小中一貫教育の第2回目の研修会がございました。町内の小中学校の全職員が集まる場でしたので、私のほうからは、ちょうど今ご答弁申し上げた小中一貫教育にどのような形で三戸町で取り組んできたのか、それからそのときいた教職員が集ったあの施設がどういう経緯で建設されたのか、そして地域、保護者の方、町民の方々がどんな思いで小中一貫教育に取り組んできたのかというふうなことを、本当は10分程度ということでしたが、話しているうちにだんだん熱がこもって、30分近く話してしまったのですが、歴代の教育長さんであるとか、それから一貫校の校長を務めた方々の思いがエデュレポという形で広報さんのへに載ってございましたので、そういうものを自分なりにまたひもひもといてみて、小学校、中学校の教職員の皆様と、その価値であるとか意義であるとかを共有させていただいたところでありました。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。基本的な考えは、トップダウンでいいと思うのですが、その部分に関して、職員が自ら動いていただけるというふうになるためには、ボトムがしっかりしていなければならないと思います。その部分に関して、10分が30分になっても、1時間になってもいいのではないかなと思いますので、ぜひ事あるごとに話ししていただければなと思います。

それでは、当時掲げた理念という部分と現在の運用が乖離している部分というところがあるかどうか。今現在来たばかりで、どうなのかなということもあるかもしれないし、逆に来て今見たからこそ分かる部分があるのかもしれないですけども、そういった部分があるのかどうか、ちょっと伺いたいです。

○教育長（原 寿君）

ご答弁を申し上げます。

まだ就任して1か月というふうなことでございますが、それでも今久慈議員さんのご質問にあったことと関連して、とにかく学校のほうに数回足を運ばせていただきました。そして、授業の様子、特にも今日も話題になりましたが、英語科がどのように行われているか。それから、当町の独自につくった教科の立志科がどのように行われているかというふうなことを見させていただきました。小中一貫教育スタートのときの理念というものは、やはり生きていますというふうに思いました。

一方で、先ほど答弁で複雑化している、それから困難なことがたくさん起きているということを申し上げましたが、今国の不登校の数というのは35万人を超えているというふうなこと、そういう側面からは、三戸町の小中一貫教育、つまり中1ギャップと言われたものは、やはり他地域に比べて解消しているなということは実際感じているところでございます。

一方で、今不登校、また登校渋りというふうな面では、小学生の数が全国的に増えています。今後そういう部分にも注視しながらお子さんの教育の質を担保していくということは、とても大事だなというふうに感じているところでございます。

アップグレードというふうな言葉を使わせていただきましたが、今国で取り組もうとしていることは教育課程の弾力化ということで、千十何時間という総時数は変わりませんけれども、その地域に応じて、こういうところを重点的にやっていきましょう、そういうふうなことを今盛んに議論されてございます。そうなったとき、三戸町は、先ほど申しました立志科、それから英語科というようなことは先んじて十数年前から取り組んでおりましたので、その中身がさらに充実するように努めてまいりたいなというふうな自分の印象を持っているところであります。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

中1ギャップはなくなったということをおっしゃられていまして、私もそう思いません。実際に、当初に比べると全然違うのかなと思いますし、小中の先生との連携なんかもよくなってきて、全然変わってきているのかなと思っています。

その中で、不登校の数という部分に関しては、やはり全てなくなるということもなく、そういう方々が大きくなってからひきこもりになって、そして社会に出ていけないという方もいることもあるので、その部分に関しては、子供や先生や、親と環境という部分が非常に大きくなっていくのかなと感じます。学力向上と学習連続性の確保という点で、今結果がそういう形で出ているのかなと私は思いましたので、この辺は理解しました。

9年間の教育課程に関して、当初私なりたてだから七、八年ぐらい前に1回ここで話ししたことがあるのですけれども、教育の9年間の中のうちの8年間で9年間分の授業を進められるようにしていき、そして最後の9年生で自立した部分で自分たちが好きな授業、考える授業をしていくというような形の思想があったというふうに聞いていました。それが立志科に変わっていきながら、そして英語の教育も進められているという事実があるということが現状につながっていくのかなというふうに思っています。

その中で、1点お聞きしたいのですけれども、小中一貫校の9年間で初等部、中等部、高等部の4、3、2に分けたと、このような教育課程を設計したのは、どのような形でそのような形にしたのかお伺いしたいと思います。

○教育長（原 寿君）

お答えを申し上げます。

先ほど答弁申し上げました平成18年の三戸町のこれからの義務教育の創造というふうな検討会がございましたが、その中で、小中一貫教育の先進地である品川区を本町の小中一貫教育は一つ参考にさせていただいた部分がとても大きかったです。議員ご指摘の4、3、2という義務教育9年間のくくりにつきましては、まず初等部の部分で幼稚園から、保育園から小学校の義務教育に入った時点、やはり幼保は遊びが学びというところから、いわゆる教科の学習に入って、集団も大きくなることから、学習のルールであるとか、それから学び方の基本的なこと、そういうふうな基礎を4年間でつくっていく。その上で、思春期の前期に差しかかる小学校の5年生ぐらいから、中1ギャップと言われる中学校1年生のところを小中の教員と一緒に育ちとか、課題とか、悩みとか、そういうものを共有して情報交換しながら、特に中等部のところを大事に育てていきたいと思います。そして最後、高等部、8年生、9年生の部分で自分の志、夢に向かって進路というふうなものをしっかり考えてやっていきたいと思いますというふうな、そういう3つのくりにしたところでございました。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

最初の初等部の部分と高等部のほうで、手をつないで入場したりとかという部分も含めて、やはり核家族化してきている中で、こういった年齢差のあるところで一緒に共同な教育ができるというのは、非常にいいところなのかなというふうに感じますし、6年生が中等部の最上級でリーダーシップの育成だったりとか、そしてそういった部分を考えていければ、非常によいなというふうに感じていました。今後の中で、今の時代でそれが正しいのかどうかということも含めて、いろいろ考えていただければなというふうに思っています。

それでは、教員のほうなのですけれども、教職員の連携体制についてお伺いしたいと思います。導入時に掲げた理想の教育というと、小学校と中学校の先生同士が、小学校のときはこうだった、中学校はこうだったということがあったのかもしれないですけれども、教員の連携体制についてどうだったのか、そしてそれが今どうなっているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○教育長（原 寿君）

お答えを申し上げます。

今ご指摘のあった小中の教員と一緒に職場にいるところで、小学校の教育文化、それから中学校の教育文化、これはもっと端的に言いますと、小学校は学級担任であるということ、それから中学校は教科の担任であるというふうなこと、そういうところの文化の違いということを小中一貫の中で壁を取り除いて、一緒に子供たちの9年間の育ちを見ていきたいと思いますということでございます。そのために、中学校の教員が小学校の部分の授業に乗り入れという形で、全部ではありませんけれども、部分的に入ることによって、中学校の先生の専門性が生かせるし、それから子供たちの理解も深まっていく。一方で、小学校の先生の丁寧さとか、例えば授業の板書の字一つとっても、随分これは違うというふうなことが実際言われていました。そういうことは、実際一緒になってみるとよく分かることで、相互作用でそういう部分をいろいろ互いに学びながらというふうなところがあります。

ただ一方で、どうしても人事異動というふうなことがございます。そうしますと、他町から来た先生方に小中一貫、乗り入れであるとか、そういうものをご理解いただくということがとても重要になると思います。学校運営上、それから先生方の組織として、それを学校に任せるだけではなくて、今教育委員会として新しく三戸町においてになった先生方に対して、教育委員会の者が三戸町の小中一貫教育についてご理解いただくための研修を取り入れています。そのような形で、小中の教員の共通理解を後方からも、教育委員会として、これはずっと続けていかなければいけないことだなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

連携体制も含めて理解しました。では、当初考えていた小中一貫校の考え方、大体現状はクリアしていきながら、これから変えていけるところは変えていくという考えでいるという形で理解したいと思います。不登校だったりとか、その部分に関してもしっかり考えながら、教育の在り方を見守っていただければなというふうに感じております。

では、2つ目のほうの質問に入らせてもらいます。少子化の現状を踏まえて、学校規模を適正化するという形になるということを考えていますけれども、将来的に統合といったことを含めて、地域の人たちとかのいろいろな説明会があったりとか、そういった部分に対して、どのような形で進捗しているのか、話ができる範囲でご回答ください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

ただいまの久慈議員の質問にお答えいたします。

三戸町では、急激な少子化ということで、児童生徒の数が急激に減少している中で、今現在あるのが三戸小学校、三戸中学校、それから三戸小学校に対しまして、同じ小中一貫を取っております斗川小学校という形で学校が残ってございます。今学校の経営として、非常に難しくなってきたのが斗川小学校の状況でございます。

斗川小学校の状況でございますが、今後の推移等を見ても、今現在の在籍の児童、今年度の在籍の児童でございますが、12名となっております。今後でございますが、令和8年度、来年度は1名の入学者の見込みと、その後9年度は6名の見込み、10年度は1名の見込み、11年度は1名の見込みというような形で続いてまいります。ただし、現在もそうでございますけれども、斗川小学区という学区があるのですけれども、三戸小学校のほうに指定学区の変更という制度でもって、ある事情を考慮して学校の変更が許される場合は、その措置が許されるということで、三戸小学校のほうに通っている場合もございます。

こういったことを加味すれば、今申し上げました各年度の入学者がそのまま斗川小学校に入るかということにはならないような方向でもございます。こういった状況から、教育委員会のほうでも地域あるいは保護者の方に対する懇談会というものを今まで行ってまいりました。最近で申しますと、前年度、令和7年の1月29日に斗川小学校に関する懇談会ということで行っております。こちらには、地域の代表者、保護者、教育委員等が参加して行いました。これは、内容的には斗川小学校、三戸小中学校のこれまでの推移と現状を説明してございます。

次に、第2回目として令和7年3月7日に行いました。こちらは、保護者、教育委員とで懇談会を行ったものであります。内容につきましては、前回の懇談会でアンケ

ートの調査をしていただきたいと斗川小学校の保護者のほうからあったものでございましたので、アンケート調査の結果を令和7年3月7日の第2回目の懇談会でお伝えしたところでございます。

そして、第3回目ということで、令和7年7月17日に斗川小学校に関する今後の方向性についての説明会ということで、対象は地域の代表者、保護者、教育委員ということで説明を行ってございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

そうしますと、町の将来的な人口動態を踏まえた持続可能な教育体制ということに対しては、それなりの考えを持ち、動いているという解釈でよろしかったのでしょうか。そこを1点お伺いします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

議員のご指摘のとおり、適切に統廃合について判断していくという教育長の考えのとおり進んでいっているものと考えております。

○11番（久慈 聡君）

最後になりますけれども、三戸町の小中一貫校は少子化や不登校、学力低下といった課題を前向きに乗り越えてきていると。9年間を一つの連続した成長の過程として捉えて、学力、心、そして身体、社会性、そしてまた英語、総合的にこういうことを想定されていると。当時丹教育長の強い思いがあり、教育のまち三戸の未来づくりとしてスタートした先駆的な取組であったのではないかなと思っています。それが現在その理念が全ての教職員の方々に共有されているのか、そして実際また落とし込まれているのかというのを確認させていただきました。

課題の整理だったりとか、そして連携体制が形骸化していないかだったりとか、今後バージョンアップという形でおっしゃられましたけれども、現状を捉えながら、そして改善すべき点はやはりあると思いますので、その部分に関しては、改めて初心に戻って、そして理念の再確認をしながら具体的な成果指標の設定をつくるなど、9年間を貫いた教育方針の再調整をしながら、真に子供たちの成長につながる小中一貫校に深化させていただきたいなというふうに思いますので、重なって今回お聞きしましたが、町長とお話ししながら、教育長も前に進んでいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後4時26分 散会

第4日目 令和7年12月5日（金）

○議事日程

第1 一般質問

- 澤田 道憲議員 1. 認知症予防対策について
2. 災害への備えについて
- 千葉 有子議員 1. 町内浴場施設の現状と課題について
2. 町立病後児保育施設の運営について
- 松尾 道郎議員 1. 観光まちづくりについて

第2 議員提案第3号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

第3 議案第73号 三戸町職員倫理条例の制定について

第4 議案第74号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

第5 議案第75号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第6 議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

第7 議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

第8 議案第78号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

第9 議案第79号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第6号）

第10 議案第80号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第11 議案第81号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

第12 議案第82号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）

第13 議案第83号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第14 議案第84号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第2号）

第15 常任委員長の報告について

- ・総務文教常任委員会
- ・民生商工常任委員会
- ・建設農林常任委員会

第16 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

第17 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 一部事務組合の報告
 - ・三戸地区環境整備事務組合
 - ・田子高原広域事務組合
 - ・八戸地域広域市町村圏事務組合
3. 視察報告
 - ・総務文教常任委員会
 - ・民生商工常任委員会
 - ・建設農林常任委員会

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

1番	五十嵐	淳	君		
2番	松尾	道郎	君		
3番	柳	雫	圭	太	君
4番	小笠原	君	男	君	
5番	和田	誠	君		
6番	山田	将之	君		
7番	栗谷川	柳	子	君	
8番	藤原	文雄	君		
9番	番屋	博	光	君	
10番	千葉	有	子	君	
11番	久慈	聡	君		
12番	澤田	道	憲	君	
13番	佐々木	和	志	君	
14番	竹原	義	人	君	

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤	修二	君		
委任説明員	副町長	本宿	貴一	君		
	参事（農林課長事務取扱）	貝	守世	光	君	
	参事（会計課長事務取扱）	武士	沢	忠	正	君
	参事（総務課長事務取扱）	太田	明	雄	君	
	参事（住民福祉課長事務取扱）	極	檀	浩	君	
	建設課長	齋	藤	優	君	
	健康長寿課長	中	村	正	君	
	まちづくり課長	櫻	井	学	君	
	税務課長	下	村	太	平	君
	三戸中央病院事務長	松	崎	達	雄	君
	三戸中央病院事務次長	中	村	義	信	君
	まちづくり課ふるさと納税強化室長	高屋	敷	一	弘	君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅	田	晃	君	
委任説明員	事務局長	貝	守	世	光	君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	原	寿	君		
委任説明員	事務局長	奥	山	昇	吾	君

事務局次長

金子祐之君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長

井畑淳一君

総括主幹

相馬英生君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<12番 澤田 道憲議員>

1. 認知症予防対策について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続けます。

12番、澤田道憲議員。

暫時休憩いたします。

(午前10時00分)

休 憩

(午前10時19分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

澤田議員の一般質問を行います。

○12番（澤田 道憲君）

おはようございます。早速ですが、一般質問の通告に従い、順次質問事項から質問をします。2項目ありますので、よろしくお願いいたします。

1として、認知症予防対策についてです。質問の要旨、2023年6月に共生社会の実現を推進するため、認知症基本法が成立し、認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らせるよう、お互い尊重し支えつつ共生社会を実現することを目的としています。認知症全般について質問いたします。

(1)、認知症を発症する原因は何かですが、日本人口の高齢化が進む中、認知症の問題がますます重要になっています。2012年には、65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症の人、またはその予備群とされ、2025年には約700万人に達すると予想されていることから質問します。

(2)として、支援対象者の把握についてですが、症状が軽いからこそ、正しく知らない、家族や本人でさえも見逃してしまう場合があります。そこで、早期に症状を発見し、早期に対策や改善をすることにより、発症を遅らせる可能性があることから質問します。

(3)として、介護予防の取組ですが、認知症の本人が日常の生活で介護を必要とすることなく、自立を目指す取組として健康増進と認知症予防に努め、その人らしく

生きることが大事と考えることから質問します。

(4)として、認知症サポーターの地域での役割についてであります。認知症サポーターは認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けするとあり、地域の力になります。令和7年3月31日現在で、1,343人が受講終了されております。

以上、(1)から(4)まで質問をいたします。

○町長（沼澤 修二君）

おはようございます。澤田議員の認知症予防対策についての4点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の認知症を発症する原因でございますが、認知症には幾つかの種類があり、それぞれ特徴が異なりますが、主なものとしてアルツハイマー型認知症、脳血管性認知症が挙げられます。このうち、約6割を占めるアルツハイマー型認知症は、脳の全体的な機能が少しずつ低下して発症するもので、約2割を占める脳血管性認知症は、脳梗塞や脳出血などの病気により発症するものとされております。このほか、精神的なストレスや生活環境の変化など、心理的な要因も関係していると言われております。

次に、2点目の支援対象者の把握についてでございますが、町では認知症を早期に発見し、積極的に支援するため、75歳、80歳、85歳の方を対象に、もの忘れ気づきチェックリストを用い、支援対象者を把握しております。このほか、毎月第4月曜日に保健センターで開催の認知症専門相談や、随時の電話相談、訪問相談などにより、支援対象者を把握しているところでございます。

なお、もの忘れ気づきチェックリストは、令和5年度までは70歳から80歳までの5歳刻みの年齢を対象としておりましたが、認知症初期集中支援チーム検討委員会のメンバーでございます認知症専門医から、80歳頃からの発症が多くなる傾向にあるということから、対象年齢を引き上げてはどうかとの助言があったため、令和6年度から対象年齢を75歳から85歳までとしておりますので、申し添えます。

次に、3点目の介護予防の取組についてでございますが、高齢者が要支援・要介護状態にできるだけならないように、通所型介護予防事業「生き生き教室」や、いきいき百歳体操による住民主体の通いの場など、介護予防事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、認知症予防を推進する事業として、認知症の人とその家族、地域住民が気軽に集える交流の場「認知症カフェ」、当町ではオレンジカフェとして運営しているところでございます。その運営の支援や、認知機能を測定するファイブ・コグ、体を動かしながら計算をするなど、脳と体の両方に刺激を与える認知症予防運動プログラム「コグニサイズ」を実施しているところでございます。

次に、4点目の認知症サポーターの地域での役割についてでございますが、認知症サポーターは認知症に対する正しい知識と理解を持ち、自分のできる範囲で見守り支援する人のことをいまして、認知症の人やその家族の心強い味方となるなど、地域の共生社会の実現のため重要な役割を担っております。町では、認知症サポーター養成講座を毎年開催しており、今年度も来年1月に梅内地区の健康教室で、3月には保健協力員の研修会で開催する予定としております。

今後も共生社会の実現を推進するための認知症基本法に定める基本理念を踏まえ、認知症になっても、「共に支え合い、安心して暮らせる健康長寿のまち さんのへ」の実現のため、認知症施策をはじめ、各種健康づくり事業を効果的かつ強力に推進し

てまいります。

○12番（澤田 道憲君）

それでは、（1）の再質問をさせていただきます。

現在認知症と判定、登録されている方が何人ぐらいおられるのか伺います。

2つ目として、認知症の方の平均年齢は何歳ぐらいなのか伺いたします。

（3）として、高齢者の割合からいうと、どのぐらいの割合になるのか。その3点をお伺いたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

澤田議員からの3点のご質問でございます。まず、認知症と判定されている方の人数でございますが、認知症状がありましても診断を受けていないという方もいらっしゃいます。正確な数字というのはちょっと把握できませんが、介護保険で使っている主治医の意見書の中に認知症高齢者の日常生活自立度というのがありますが、この自立度が、日常生活に支障を来す症状等が見られるレベル2以上の方を認知症状相当とみなして集計しますと、11月末の直近の数字でお答えいたしますと485人となっております。

この方の平均年齢でございますが、86.4歳でございます。

高齢者の割合ということでございますが、11月末の65歳以上の人口が3,820人となっておりますので、その割合は12.7%となっております。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

了解しました。

次に、認知症基本法の制度として、現在三戸町で受けられているサービスがどのようなものがあるのかお伺いたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

認知症基本法ということでございますが、この制度につきましては、2024年の1月に施行された認知症基本法、正式名称のほうが生社会の実現を推進するための認知症基本法、この中では認知症の人が尊厳を保持しつつ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが目的とされております。

町のほうでは、三戸町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画において、この認知症基本法にのっとり取組を進めることとしてございまして、具体的には、認知症の人に関する国民の理解の増進等というところでは、個人、家庭、職場、認知症への正しい理解を深めることが重要であることから、各種団体とか町内会を対象として、認知症サポーターの養成講座を開催しますということをうたっております。

次に、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進というところでは、八戸圏域連携中枢都市圏事業の一つとして、三戸町あんしんカード事業というのを実施しております。この事業は、徘徊の心配のある方の情報をご家族が町と警察署のほうに登録をいたしまして、徘徊時に迅速な捜索を行うほか、保護されたときに速やかに家族と連絡を取ることができる仕組みとなっております。

このほか、認知症予防の推進というところでは、町長答弁の中にもございましたが、

住民主体の通いの場、認知症カフェ、通称オレンジカフェ、こちらの運営支援、ファイブ・コグ、これは認知機能を測定するものでございますが、ファイブ・コグや認知症予防運動プログラムのコグニサイズという体験をいただけるよう取り組んでございます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

先ほど通いの場などを開催していると。具体的に状況などはどうなのか、ちょっとお知らせいただければと思います。

○健康長寿課長（中村 正君）

通いの場がどういう状況かということでご説明をしたいと思います。

通いの場、いきいき百歳体操でございまして、平成26年にスタートした事業でございまして、現在町内で23地区で実施されております。週1回の活動の中で、自主的に介護予防の運動であるとか、お食事を通してとか、おしゃべりを通して、介護予防、認知予防に取り組んでいるものでございます。参加されている皆さんからは、それを楽しみにしているということで、どんどんやってほしいとか、こういうことをやりたいのだけれどもという相談のほうもありますので、とても皆さん積極的に活動をしている会でございます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

了解しました。ずっと長く継続していただきたいなと思っております。

それとあと、加齢による物忘れと認知症による物忘れの違いはどのように違うのか、そこをお聞きしたいと思います。

○健康長寿課長（中村 正君）

加齢による物忘れと認知症の物忘れの違いということでございますが、例えば朝御飯に何を食べたか思い出せないというのは、体験の一部を忘れるのは普通の物忘れ、脳の自然な老化によるものと言われてございます。一方で、朝御飯を食べたことを、それ自体を忘れてしまう場合というのは認知症が疑われることから、早めの認知症専門窓口への相談なり、医療機関への受診というのをお勧めしております。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

了解いたしました。

次に、(2)についてですが、再質問させていただきます。もの忘れ気づきチェックリストによる把握ですが、先ほども町長から説明がありましたのですが、現在75歳から実施していますが、やはり早期発見、早期治療が大事だと思いますし、高齢者という65歳からの対象にできないのかお伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

物忘れのチェックリストの対象年齢を、75歳から85歳でやっているものを65歳から5歳刻みでできないかというご質問かと思えます。町長答弁の中にもございましたように、現在は75、80、85歳という対象でございすけれども、以前は70、75、80歳の

5歳刻みでしたが、支援対象者がゼロでして、その際に認知症初期集中支援チーム検討委員会というものがございますが、その委員でもある精神科医であり認知症サポート医、医師のほうから、80歳頃が非常に発症が多くなるから対象年齢を上げてはどうかというご意見、ご助言がありまして、令和6年度から対象を引き上げたということで、それによりまして対象者が支援対象者、候補者とか、そういう方も支出ができておりましたので、65歳からであれば、その中には怪しい人というか、引っかかるような人もいるかもしれませんが、まず対象者の人数というのも相当に上がりますものですから、ご理解のほうをいただきたいと思います。

○12番（澤田 道憲君）

今説明を聞きましたのですが、そうすると包括支援センターのほうに行くと、窓口でもの忘れ気づきチェックリストにより75歳以下でも判定を受けることができるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

もの忘れ気づきチェックリストがいつでもできるかということでございますが、ご自身のどのようなことが心配で受けたりとか、まずそういうご相談のほうをさせていただいて、必要に応じこのチェックリストを使って判定をすることかということが必要かと思っておりますので、ご相談に見えられる際には、何かしらのちょっと気になっていることとか心配なことがあるかと思っております。ぜひそういうお話を、健康長寿課のほうに来ていただくなり、お電話いただければ訪問のほうでお話を伺わせていただきますので、ご相談いただきたいと思っております。

○12番（澤田 道憲君）

了解いたしました。

次にですけれども、令和6年度の実績で、チェックリストの把握から1人、随時相談からの把握が1人で計2人が支援対象者となっているわけですが、ここで考えられるのが公的支援をどのように行っているのかお伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

もの忘れ気づきチェックリストからの支援対象者1人、相談からの対象者1人、それに公的支援をどう行っているかというご質問でございます。まず、もの忘れ気づきチェックリストということをご紹介いたしますと、令和6年度に介護保険の要支援・要介護認定者と総合支援事業の対象者を除く75歳、80歳、85歳の対象者373人にこのチェックリストを発送し、360人から回答がありました。このチェックリストの内容というのは、財布や鍵など物を置いた場所が分からなくなることがありますとか、今日は何月何日か分からないことがありますかというような質問を10項目、これを点数化して判定をしまして、その結果、さらに詳しい評価が必要というふうな判定をされた方、令和6年度は21人ございました。これを認知症初期集中支援チーム会議で検討いたしまして、支援が必要となった方というのがお一人いたということの1名を指すものでございます。その方につきましては、治療の必要はないものの、定期受診の中で主治医から経過観察をしていただくということとしております。

また、随時相談から把握いたしましたお一人の方については、医療機関での治療が開始されていると聞いております。

公的支援というものにつきましては、その後も必要に応じまして、介護保険とか福

祉サービスのほうにつなげてまいりますし、その方の周りの方の協力を得ながら、様々な方が関わり合いながら支援がされていくものと考えております。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

了解いたしました。

次に、令和6年度現在で要介護認定者が何人ぐらいなのか。

そして、介護保険支援者が何人なのか。

サービスの利用者が何人なのかお伺いします。

それと、介護保険利用者1人当たりの年間の給付額がどのくらいになるのか。

以上、4点お伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

まず、要介護認定者数でございますが、要支援の認定を受けている方は要支援1、2を合わせまして80人、要介護の認定を受けている方は要介護1から5までで672人、合わせまして752人いらっしゃいます。

その中で、介護サービスの利用をしている方というのは、688人の方がサービスを受けてございます。

次に、介護保険の給付費と1人当たりの金額はどのくらいになるかということでございますが、令和6年度でいきますと総額が15億3,500万円、これを6年度末を第1号の被保険者3,900人で割りますと、1人当たりは39万3,000円となっております。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

了解しました。ありがとうございます。

次に、(3)の再質問ですが、現在、脳トレ体操「コグニサイズ」ですが、参加者が何人ぐらいなのか伺います。

また、脳トレ体操「コグニサイズ」は、おおむね6か月から12か月程度で週1回、6か月に1度評価を行いますとありますが、評価で効果の向上が現れたら、脳トレ体操がそこで終了なのか、次のステップがあるのか。その2点をお伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

脳トレ体操「コグニサイズ」のご質問でございます。コグニサイズというのは、ご承知かもしれませんが、コグニションという認知の言葉と、エクササイズ、運動の言葉を組み合わせた、つくられた造語でございます。頭で考える課題と体を動かす課題を同時に行うことで、健康増進、認知症予防に役立つことが研究でも明らかになっているものでございます。

参加された方ということでございますが、令和6年度でご紹介いたしますと、コグニサイズに参加された方は、実施期間が6か月と12か月ございますが、7人ずつの計14人の方が参加してございます。6か月から12か月の実施期間とありますが、これ一度6か月をやって、その終わった後に評価をして、再度継続したいという方があれば、最大12か月までの延長が可能になります。このうち、結果でいきますと、実施期間6か月の方で評価した結果、改善が見られた方というのは7名中ゼロ、状態を維持した方は4人、その他で3人ございますが、その他のうち、悪化がお一人、辞退がお二人となっております。実施期間が12か月で見ますと、7人のうち、改善したという方が

3人、維持が4人となっております、フォローの期間が長ければ、それで改善、維持しているというふうな結果になってございます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

分かりました。

それでは、あと1つは、脳トレが6か月から12か月で終了となるわけですがけれども、改善された方を見れば、やはり脳トレの自宅で軽い運動ができる認知症機能の運動のレシピがあれば、家族の健康づくりにもつながるのではなかろうかなと思って、広報等で広げる考えがあるのかどうか、その辺もお伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

先ほどの質問で、終了後の取扱いということをちょっとお答えしていませんでした。申し訳ございません。実施期間が6か月とか12か月、終了した方というのは、通所型介護予防事業の生き生き教室であるとか、いきいき百歳体操、このような介護予防の事業への参加というのを促しているものでございます。

あと、運動レシピというご紹介がございました。恐らく澤田議員も参加されている通いの場のほうで、運動レシピという、テレビを見ながらとか家事をしながらの合間の時間にできる運動ということのご紹介をしていたかと思えます。それを広報等でお知らせしては、広く皆さんが取り組めるのではないかとのご提案かと思えます。通いの場というのは、生きがいつくりであるとか、仲間づくりの輪を広げる場にもなっているということで、できればそちらのほうに参加をしていただきたいというのが期待しているところではあるのですけれども、それぞれの事情ということもおありでしょうから、ご自身の健康づくりに役立てていただく、取り組んでいただくということでも、広報で紹介するということがいいアイデアかなというふうに考えてございます。ご自身だけではなくて、ご家族の方と一緒にとか、健康とか運動に興味を持っていただけということが大切なことかと思えますので、十分検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

健康レシピを広報等で配布するようによろしくお伺いいたします。

次に、(4)の再質問ですが、地域住民が認知症サポーターであることが分かる周知方をどのようにしているのかお伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

認知症サポーターの養成講座が終わった、終了した方が修了者だよというのが分かるようにどのようにしているかというご質問かと思えます。以前は、認知症サポーターの講座を受講、修了した方には、認知症サポーターのあかしとしてオレンジ色のリストバンド、オレンジリングというものを配布しておりましたが、令和3年度からは名刺サイズの認知症サポーターカードに切り替わっております、日頃携帯するようになっていることはお話はしております。認知症サポーターの受講者には、認知症に関する正しい知識を持って、ご自身の日常生活でできる範囲で、認知症の方、その家族を見守ってサポートして欲しいというふうにお伺いしております。中には、活動とか対応を求められることで負担に感じる方がいらっしゃるかもしれません。こちらの修

了した方というのは、地域とともにその方、認知症のある方、ない方、一緒に共に支え合って安心できるまちづくりを目指してございます。何かそのようなお困りのことがございましたら、いつでも役場のほうにご相談をいただきたいと思います。特段この方が修了者ですよというふうな周知というのは行っていないというものでございます。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

了解しました。

次に、地域には民生委員だとか保健協力員がおりますが、認知症サポーターとして支援体制への関わりについてお伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

民生委員や保健協力員のサポーターはどうかというところでございますが、町の民生委員、児童委員や保健協力員の皆様には、改選のときに合わせて、認知症サポーターの養成講座の受講をいただいております。その後というのは、毎年フォローアップ研修というのがございまして、そのご案内をしているところです。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

私が思うには、やはりできる限り地域には、先ほど申し上げましたが、児童・民生委員または保健協力員の方々がおられるわけですので、会議等での機会を捉えて、そういう協力体制の呼びかけのお願いも必要ではなかろうかなと思いますが、その辺をお伺いいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

澤田議員おっしゃいますように、民生委員、児童委員とか保健協力員というのは、地域の方の様子というのをとてもよくご存じだと思います。養成研修で得た知識を生かしまして、ご自身の接し方、相手への誤解や偏見というのもなくして、正しく理解、対応していただいております。そういう方々がもし何か困ったことがあれば、いつでも健康長寿課のほうに相談くださいということはお伝えしてございます。また、担当保健師のほうにも民生委員、児童委員の情報であるとか、保健協力員からのご相談というのがありますので、ぜひ健康長寿課、担当保健師のほうにご相談のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○12番（澤田 道憲君）

了解いたしました。

それで、これまで認知症のサポーターとして地域のほうで関わり、課題があったのかどうか。サポーターとして課題があるのであれば、どのようなケースなのかお伺いをいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

認知症サポーターでの課題というご質問でございます。特にサポーター側、養成講座を修了した方からの課題とか要望というのは把握してございません。

また、要請する側は、町の立場といたしましては、町内の商店とかスーパー、ドラッグストアとか、そういった高齢者の方、町民の方が日常的に利用しているお店の従業員とかにも認知症の理解とか、そういうような考え、思いとかが浸透していければいいなというところを考えておまして、今後そのような講座を受講いただけるようにちょっと呼びかけのほうを続けていきたいというふうに考えております。

○12番（澤田 道憲君）

了解いたしました。

これで質問事項1を終わりますが、最後に町長をはじめ、担当課のこれまでの事業をさらに向上させ、努めていただくことをお願いし、令和9年度から新たに介護保険料が所得に応じて会計になります。現在標準月額基準額で7,510円、間違えていないと思いますが、同じか、または下回るように努めていただくことを期待して、次の項目に移ります。

2. 災害への備えについて

○12番（澤田 道憲君）

質問事項2として、災害への備えについてですが、地球温暖化が加速する中、気候変動による豪雨災害や雷、竜巻、突風など、全国規模で頻繁に発生しており、三戸町でも8月の豪雨により土砂崩れや町道の洗掘やのり面崩落が発生してきたことから質問します。

(1)として、町道及び農免農道に接する危険木や崖崩れなどの点検は万全か。これにつきましては、危険木や斜面崩壊で土砂が道路まで流入する心配から、危険箇所から災害発生前に危険が取り除かれるよう質問します。

(2)として、現在使用中の湧き水確保と整備支援についてですが、水資源を大切にしながら、周りの環境を守り整備することにより、災害などに活用できることから質問をいたします。

(3)として、外部向けトイレカーの確保についてですが、災害発生時の際、被災地や避難所などに素早く対応が可能であり、しかもプライバシーが守られ、明るく衛生的であり、町の各種イベントにも活用できることから、トイレカーの確保が必要と考え、質問いたします。

1から3まで、以上、質問をいたします。

○町長（沼澤 修二君）

澤田議員の災害への備えについての3点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の町道及び農免農道に接する危険木や崖崩れ等の点検は万全かについてでございますが、道路の路面のほか、標識や道路照明等の道路附属物、のり面や擁壁の道路構造物、道路に接する危険木の有無等の確認につきましては、町の職員が週1回を基本頻度として目視により点検を実施しているところでございます。また、道路附属物や道路構造物につきましては、国が定める要領に基づき、定期点検としておおむね5年に1度、業務委託により実施しているところでございます。

次に、2点目の現在使用中の湧き水確保と整備の支援についてでございますが、近年災害が激甚化、頻発化しており、災害時における水源の確保は全国の自治体に共通する喫緊の課題であるものと認識しているところでございます。特に令和6年能登半島地震では、上下水道が大きな被害を受け、長期にわたる断水の継続により、生活用水

の確保が課題になったと伺っております。

このような状況を踏まえ、令和6年8月に新たな水循環基本計画が閣議決定されるとともに、令和7年3月には災害時の代替水源確保のための実効的な取組を推進するため、災害時地下水利用ガイドラインが策定されたところでございます。

町といたしましても、災害時に使用可能な水の確保のための方策について、当該ガイドラインを参考に、他の自治体の事例等の情報収集を図るなど、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目の外部向けトイレカーの確保についてでございますが、トイレカーは災害発生時において避難所のトイレとして使用できるだけでなく、平時における防災イベントや屋外での各種行事でも活用が可能であることから、その有用性は高いものと認識しているところでございます。

国では、令和8年度中の防災庁の設置に向け、現在関連法案の提出に向けた準備を進めており、その後関係予算も確保されると見込まれるため、今後トイレカーなどの導入に活用できる補助制度が創設された際には、導入を検討してまいりたいと考えております。

○12番（澤田 道憲君）

聞いたのは全部町長が答弁したから、今年8月以降、危険箇所の問合せが担当課にあったのかどうか伺います。

また、連絡があったのであれば、どのようなケースでどう対応したのかお伺いしたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

8月以降に大雨とか、そういった際の道路の点検とか、そういったものの要望といったもの、補修の要望とかというところのお話でございますけれども、8月以降ということではなくて、今年度11月末までの時点でこちらのほうにきている道路の補修であったりとか、そういったものの件数のほうを把握してございますので、そちらの報告をさせていただきたいと思います。

まず、道路の補修、砂利敷き、穴埋め等の件数、要望は62件、側溝、ガードレール等の補修の要望が44件、路肩、のり面補修、土砂撤去といったものが15件、あと草刈り、枝払い、倒木等の処理の要請が37件といったものが主なものでございまして、11月末現在で172件の問合せをいただいております、現在150件程度、そちらのほうの部分に関しましては改善をさせていただいているというところでございます。

○12番（澤田 道憲君）

了解しました。

これまで道路区域外の危険木の場合、民有地の地権者に状況をお話しして、危険防止の対応を求めたケースがあったのかどうかお伺いをいたします。

○建設課長（齋藤 優君）

民有地の危険木の処理の相談ということでございますけれども、こちらの正確な数字というところは、申し訳ありません、ちょっと把握しておりませんが、二、三件は来てございまして、その都度所有者の方には、個人の財産のものになりますので、個人の方の管理でそこはやってくださいというようなお話もさせていただいておりますし、あとは業者をご紹介したりとかといった対応は取らせていただいております。

○12番（澤田 道憲君）

今建設課長からいろいろ話を聞きましたが、地権者としても大木とか、そういったのを考えれば、いろいろな事情から、すぐに除伐とかそういったのはできない経済的なものがあるかと思しますので、やはり将来にわたって有り得ることであり、環境を整備する意味で、突風だとか大雨とか、そういう強風が来れば、枝折れ、そういったものの危険が増すわけですから、何か町としても補助金を出して、そういう環境と、そういった危険を取り除く方法はないのかなと考えております。

言うなれば、私が考えるのは、森林環境譲与税が国のほうから2,390万八千何がし、6年度決算ですが、入っているわけですから、やはりこういったのを利用して、林地ですか、本来の目的は治山治水の環境整備とか、そういった森林の整備に使われるわけですが、こういうのも要綱などをつくって、ある程度担当課とかいろんな、議会にも建設常任委員会もありますので、そういった方々と危険の判断をして、そういったのを調整する必要もあるのではなからうかなと私は考えていますが、いかがなものでしょうか。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

今お話にありました森林環境税であります。これは国税として1人年間1,000円納めていただいているようでございます。それを森林環境譲与税として県や自治体へ譲与しているというものでございます。

その使い道につきましては、法律で定めがございまして、市町村であれば、森林の整備に関する施策、そして2つ目として森林の整備に伴う人材の育成と確保です。あともう一つは、木材の利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策に使えるということが示されております。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

先ほどの説明を聞きましたが、町なかを見ますと、森林というのは林が生えていることですから、林地のことです。市内でも、木が大木なりいっぱいある、危険だと。やっぱりそういうのを整備する、いわゆる危険を除去する意味で、そういったのを活用できないか、そういう解釈の仕方だと思いますが、その辺をお伺いいたします。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

森林環境譲与税の用途が示されておりますが、まずほかの自治体の事例等を集めさせていただきます、実現できないかどうか検討させていただきたいと思っております。

○12番（澤田 道憲君）

分かりました。十分検討していただき、前向きに考えてください。お願いします。

(2)の再質問をします。湧き水は、火災の際、初期消火に素早く対応が可能であり、また水道水が災害により断水したときなど、飲料水以外の生活用水として供給ができることが強みであり、湧き水の場所が個人の私有地にかかわらず、災害や環境整備の目的等であれば、何かしらの支援が受けられるのかどうかお伺いいたします。

○総務課長（太田 明雄君）

湧水の整備の支援に関するご質問でございますが、現在のところそういった支援というものは町のほうでは行ってございません。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

今総務課長から、現在のところそういう支援はないということですが、やはり水というのは、先ほども町長が言われましたが、大切なものであり、昔はかつて水の湧くところでは農家の生産物を洗ったり、1つのコミュニティの場でもあったと思います。そういったのをこれからは大切にしながらやっていくのが本来だと私は思うし、今そういった支援体制がないのであれば、前向きに検討していただいて、やはりそこには災害に対する大きな強みがあるわけですので、どうかその辺、町長からお伺いをいたします。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまご質問をいただきました。やはり議員ご指摘のとおり、災害に強いまちづくりという面而言えば、あらゆる面で整備をしていく必要があるということで、もちろん水の面においても何らかの方策があれば、それはどんどん取り入れていきたいという考えは持っております。防災庁の設立に伴って出てくる関連予算等で整備できるようなメニュー等があれば、今後もそういった水を活用した防災に強いまちづくりというものは進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

よろしくスピード感を持って検討していただきたいと、そう思います。

次に、(3)の再質問ですが、トイレカーのことでございますが、今年4月、八戸市で防災に関する公民館講座がありました。三戸もあるけれども、八戸はどういう話しするだろうかと聴講に行ったわけです。そうしたら、八戸市の危機管理部の次長である館合次長が講師として説明し、その中で一番感じたのがトイレカーでした。それを見ますと、すごく、今紹介いたしますけれども、それは「軽トラックで1台いくらするのですか」と聞いたら、「1台700万円です」と。「いや、これについて、次長、補助金か何かないのですか」、「今のところないので、1台で購入いたしました」という話でございます。これについては、プライバシーの関係で、「男女別、分かれていますか」と言ったら、結構分かれています。写真も撮ってきました。後で御覧いただきたいと思います。使用回数は、大体70回から100回と言っていました。貯水タンクに100リッター入っておりますということで、「今年の4月からの反応はどうでしたか」と聞きましたところ、反応は、「市民の反応は、明るくて衛生的、きれいだ」ということでした。普通だと、こういうこと言っただけなんですけれども、三戸のイベントとかあれば、高齢者の方とか若い人から聞けば、「いや、仮設トイレはちょっと暗い感じがするな」という話もしたから、トイレカーを導入して、三戸でやれば、一番明るくて、プライバシーが守られていいなと感じたものですから、導入を今一般質問しているわけですが、それで八戸市の買った、導入したきっかけは、令和6年度の1月の石川県の能登半島の震災を受けて、ライフラインを考えた場合、外部向けにトイレを確保するというところから導入しましたという話でございます。

そして、「ふだんはどのようにしているのですか」と聞きましたところ、「非営利

団体に貸付けしております」と。今年30件から40件の問合せがあつて、貸付けしておりますということでした。

そこで、トイレカーですが、先ほど来町長が国のほうの導入のあれがあれば、そういうふうに導入したいという話ですが、ちょっと私聞き逃したのですが、失礼ですが、やはり私が思うことは、先ほど来から言っていますが、災害はもちろんのこと、行事や町内会の催しや、非営利団体に貸し出して、可能であれば町民の防災に関する意識が高揚するのではないかと考えております。そういう意味から質問しているわけですが、まずトイレカーを購入するに当たっては、三戸を象徴するようなラッピングをして、三戸のPRにもつながりますし、小中高の生徒に図案を決めてもらい、公募するのもいいのではないかなと考えております。小中高というのも、何か、私には夢がないというわけではないのですけれども、子供たちから図案を書いてもらえば、夢があり、その5年後、10年後、生徒が成人になったとき防災にかける意識が一層高まるのではないかなと思ひまして、質問ですが、お伺いいたします。

○総務課長（太田 明雄君）

トイレカーの導入に関するご質問でございます。去年におきましては、災害発生時における避難所等のトイレ確保対策として、議員がおっしゃいますように八戸市と、あとむつ市で自走式のトイレカーを導入しております。八戸市は、本年2月に3台導入しております。車両は小型のトイレカーということで、個室が2個ついたものということで、使用可能回数は約70回から110回ということだそうです。むつ市でも同じく今年の3月に5台導入しているということでございます。

また、十和田市では、先般11月に市内の事業者とトイレカーのリースに関する協定を締結したというふうなところも聞いてございます。

災害時に断水であるとか下水道施設の損傷などでトイレが使えなくなったという場合は、避難されている方の衛生面はもちろんのこと、避難者が水分摂取を控えることで、心筋梗塞であるとかエコノミークラス症候群などにつながるおそれもございます。また、トイレカーの導入は、こういった長期避難時のみならず、平時の防災意識の向上にもつながるということで、その重要性、有用性が高いというところは認識しているところでございます。

議員がおっしゃいましたように、現在活用できる補助金がないというところがございますので、今後財政的に有利な補助制度が創設された場合は導入を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、ラッピング等につきましても、八戸市は今ご当地キャラクターのラッピングをしているというふうに聞いておりますので、当町におきましてもそういったイメージアップにつながるようなラッピングというのでも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（澤田 道憲君）

気持ちは十分分かりましたが、補助制度を待っていないで、やはり早めに検討し進めていただくことを期待します。

最後になりますが、町長、私は主には、安全、安心は準備に比例するものと考えておりますので、十分に検討され、災害から町民を守ることを期待し、質問を終わります。

<10番 千葉 有子議員>

1. 町内浴場施設の現状と課題について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

10番、千葉有子議員。

○10番（千葉 有子君）

初めに、一言話させていただきます。

6年ぶりにイレギュラー開催となったさんのへ感謝祭、大変盛況に終わり、私も楽しませていただきました。先日、2日の12月定例会初日での町長のお話の中にも、ほっこりした雰囲気の中での皆さんの笑顔が見られたとお話してくださっていました。町民の方から、こういうところに来るだけで楽しい、うれしいとの声をたくさんいただきました。町民の方々の声を伝えさせていただき、町長はじめ職員の方々の準備から土日返上の運営のご労苦に感謝申し上げます。

では、通告により一般質問をさせていただきます。2項目です。

1項目め、町内浴場施設の現状と課題について。町内浴場施設は、地域の憩いの場としての役割を担っているものと考え、次の4点について伺います。

1点目、老人福祉センター浴場の1日の平均利用者数、季節や曜日による利用者の変動について。

2点目、老人福祉センター浴場が人員配置の都合、設備の不具合や点検などにより休業となった日数がここ数年でどの程度あったか。

3点目、運転免許返納が進む中で、老人福祉センターの浴場利用を希望する方が利用できる町内の公共交通機関や移動手段がどの程度確保されているか。

4点目、町内の浴場が民間の経営で再開されたが、現在は休業となっています。行政として、経営そのものに関与できないのは当然のことですが、地域の憩いの場として一定の役割を担っているものと考え、町として事業者との情報共有など検討していく考えがあるか。

以上、4点についてよろしくお願ひいたします。

○町長（沼澤 修二君）

千葉議員の町内浴場施設の現状と課題についての4点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目の老人福祉センター浴場の1日の平均利用者数と季節、曜日による利用者の変動についてでございますが、令和6年度の1日平均利用者数は69人となっております。四半期ごとに平均を申し上げますと、4月から6月までが68人、7月から9月までが63人、10月から12月までが67人、1月から3月までが77人で、夏場は少なく、冬場は多いという傾向が表れております。

また、曜日ごとでは、土曜日、日曜日が休業日となっている関係からか、月曜日と金曜日は多く、火曜日と木曜日は少ないという傾向が表れております。

次に、2点目の人員の配置の都合、設備の不具合や点検等により休業となった日数についてでございますが、令和6年度の休業日数は8日でございます。そのうち、人員配置の都合によるものは5日、設備の不具合や点検等によるものは3日となっております。

ります。

次に、3点目の町内の公共交通機関や移動手段がどの程度確保されているかについてでございますが、公共交通機関はコミュニティバスの利用が可能でございますが、最寄りの三戸小中学校バス停を通過する本数が少ないのが現状でございます。

また、浴場利用者の移動手段は、自家用車が約4割、ほか6割の方は徒歩、自転車、コミュニティバス、タクシーとなっております。

次に、4点目の民間公衆浴場の事業者との情報共有や支援の検討についてでございますが、町民はじめ、地域の皆様から長く親しまれてきた時代の経営者が令和4年6月に廃業をされた後、令和6年2月に新たな経営者によって再開されておりますが、先日当該経営者に確認したところ、本年9月20日で営業を休止し、再開のめどは立っていないと伺っているところでございます。

公衆浴場は、健康的で衛生的な生活を送るとともに、交流を通じ、生き生きとした生活を送る上でも必要な場になっているものと認識しております。議員ご承知のとおり、経営については関与できませんが、今後も引き続き情報収集に努めてまいります。

○10番（千葉 有子君）

ご答弁いただきました。平均人数が以前お聞きしたときは100人前後だったのですが、ちょっと少なくなっていることに、ああ、そうなのだと、前は100人前後いらしたので、ちょっと少なくなってきたなという印象でございます。分かりました。

2点目について再質問いたします。休みとなった日が8日、それから人員の関係で5日、不具合で3日ということで、ちょっと私の認識よりは少ないなと思っていましたが、この数をお示しいただいて、承知いたしました。また、施設の維持管理については、ボイラーなどは日常業務の操作、点検、清掃などを三戸町社会福祉協議会に業務委託し、法定点検などは専門業者に委託していると認識しています。今多分業務はお一人かと思うのですが、以前は2人体制であったと思います。

伺います。ボイラー管理から清掃まで1人での業務は負担であろうかと思えます。また、継続のためにも、それから衛生面や安全面からも、1人体制の現状と今後について人員の配置をどのようにお考えか。これ1つ目の再質問です。

2つ目です。計画休業、臨時休業が発生する際の、先ほど8日というお話でしたが、そのときの利用者の方への現行の周知方法をお知らせください。2点お願いいたします。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、人員の配置ということです。議員おっしゃるとおり、以前は2人で交代、交代にやっていたということになります。ただ、1人の方がちょっとやれなくなったと。今現在1人でやっております。これまでやはり1人では大変だということで、ちょっと知り合いに聞いてみたりとか、やってもらえませんかという願いはしていますが、なかなかボイラーの操作も難しいということもあって、新しい人を見つけれないでいるという状況が今続いているところでございます。

ボイラーですが、操作の人の腕といいますか、経験、これがかなり必要なボイラーでして、ボタン1つ押してお湯が沸くと、そういうふうな家庭とはまた違うような形になっているので、それ操作するのは難しいと。これについて、マニュアル化できないかとかいろいろやってみましたが、かなり複雑で、1回、町のボイラーの資格を持っている方にもやってもらおうと思って見たのですが、ちょっとなかなか難しいよと

言われた経緯もございます。今1人でやっているということもございます。

ただ、この方ができなくなるということになるのが一番つらいというか、本当にお風呂を維持できない、操作、運営できないということも起こりかねますので、引き続き後任の方がいるかどうかは探しながら進めていかなければならないと思っております。

あと、休日ですね、休みになったときの対応ですが、まず職員の方々にはできるだけ前もって休みのほうを予定してもらって、計画的に取っていただきたいということも言っております。休みについては、館内で貼り紙をしたりとか、来ている方、お風呂利用者の方々にはいつかは休みになるよと館長のほうから声かけしていただいたりというような対応で、休日の周知には努めているというところでございます。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

1つ目の人員配置については、ご苦労なさっていることをお聞きしました。私もちょっと承知していますが、一生懸命な方で、技術も確かな方で、助かっていると思います。また、社会福祉協議会に委託での人員配置ですので、いろいろと大変だと思うのですが、先ほど答弁にもあったように、経験がとても大事だということはやはりこの先かなりの懸念があると思いますので、今も一生懸命探してくださるということですが、今後のことをぜひ考え、安全面からも進めていっていただけたらと思います。

2つ目の周知方法についてですが、頻繁にあることではない、8日だけだということなのですが、歩いてこられる方も一定数おられます。これからは、寒い時期歩いてきて、玄関に行って、ああ、休みだと、無駄足になることも全くゼロではないと思います。

周知方法の一つとして、町の公式ラインの活用はできないものでしょうか。たまたま昨日の質疑応答の中で、町の公式ラインが周知方法に有効で、町長の答弁でもラインの普及を推奨していかなければならないと話されていました。高齢者の方にはちょっとハードルが高いのかもと考えましたが、設定と登録さえしてしまえば簡単に使えるかと思っております。実際私も若い方から教えてもらって、町の公式ラインを入れて、とても重宝しています。高齢者の方々が集う機会が先ほどの中でもいっぱいあったと思いますので、関係機関連携を取って、高齢者支援の一つになるのではないのでしょうか。必要な人に、必要なときに情報を届けることができるかと思っておりますが、機会を捉えて、まずは希望者からとか、関係課内でちょっと情報を集めて、公式ラインの普及を進めていただくこと、検討できないものか伺います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

公式ラインの活用によりまして、公衆浴場の臨時休業等の周知を図るということのご質問でございます。公式ラインのさらなる普及については、今朝も課長会議の際に、昨日の一般質問等を受けて、これからどんどん進めていきたいと思います。そして、これまでとは違うやり方でやはり普及も進めていかなければならないということで、各施設にポスターを貼ったりというようなことも、今はしていませんけれども、どんどんやっていくということで、当然その中には老人福祉センターも入ってくるということになろうかと思っております。ぜひ公式ラインをより普及させて、公衆浴場の臨時休業、あるいは今も当然緊急性の高いものは公式ラインを使っておりますので、公衆浴場だけではなくて緊急的なもの、ある

いは臨時的に発生した情報を多くの人に届けるために、公式ラインを活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

ただいま、昨日の質疑応答から早速会議を開いて、そちらのほうに目を向けてくださるといふことで、まさにスピード感を持って動いていらっしゃるというのがとても今感心して聞いておりました。もちろん老人センターの休業だけでなく、クマが出たとか、イベントとか、私も瞬時に見て大変重宝していますので、よりよい方法を検討して進めていただけたらと思います。ありがとうございます。

質問を続けます。老人センターへの配置や様々な観点からですが、高齢者の方には遠慮深い方も多く、また話を聞いていると、無料で利用しているということからも、なかなか意見が伝えにくいようです。私も実際昨年度まで仕事柄センターへ行くことが一定数あり、そのときに浴場利用者の方からセンターや浴場のこと、話を受けることがありました。危険なことや伝える必要があると思ったことは、センター長や担当課へつなぎ、善処いただいたことが数件ありました。

そのようなことから、提案です。センター長は、小まめに利用者の方とコミュニケーションを取られているようですが、安心、安全な運営を確保するためには、利用者の声を継続的に吸い上げる仕組みがあればよいかと考えます。伝言箱のような簡易な方法でも構いませんので、苦情箱ではなく、利用者が意見を伝えられる環境としてあればと考えますが、いかがでしょうか。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいまの利用者の方の意見をとということでございます。私は、今年住民福祉課に来まして、お風呂のほうの利用者の方、どういう方いますかとかというのは館長からも聞いてございます。目安箱のようなものがないなというのを気づきまして、設置しましょうよという話で指示はしてございます。その他、児童館のほうにはあるのですが、老人センターのほうにはないということで、どちらからの意見も酌み取れるような体制を取りましょうということで指示はしてございます。

また、ちょっと有料化の話も出ましたのでありますが、近隣の自治体を見ますと有料、お金を取っているところもありますし、老人の方は無料、ただその他の方は有料というようなやり方をしているところもあります。施設の新しさとかそういうのもございますので、それについてはこれからどういうふうにできるのかは少し考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

そういうところにも目を向けてくださっているということで、承知いたしました。何か無料というワードを言ったことで、そういうことの視点も考えた今の答弁がありました。ちょっと私が調べて、確実ではないのですが、全国の自治体で公営でのお風呂、浴場施設で無料というところはほとんど調べられなくて、まれであるという、そういう文言が出てきました。でも、三戸町は児童館にしる、病後児施設にしる、老人の浴場にしる、町で無料で提供しているということはちょっと特徴的なすばらしいことだなと思っておりますが、いろいろ検討してくださるといふことで。

さっき課長の答弁の中にもありましたが、併設の児童館には保護者の声を受けるこ

とが義務づけられている箱が設置されていると思います。もし設置されることになりましたら、場所とか周知の仕方にご配慮いただけたらと思います。

では、3点目について再質問いたします。先ほど町長答弁の中でも、コミュニティバスがあるが、本数が少ない、これは少し前に私が質問して聞いたときも同じように、コミュニティバスがちょうどタイミングよくはいかない、デマンドタクシーは集落のみで、なかなかコミュニティバスの利用が難しい、それから移動には車の方が4割、それから徒歩とか自転車の方が6割という利用者の方の移動をお聞きしました。

そこで、質問です。来館される方の移動手段として車を利用する方が一定数おられる一方で、現状の駐車スペースはそれほど広くなく、さらに児童館との併設ということもあり、利用者の安全確保の観点から、現在どのような工夫や課題意識がもしあればお聞かせください。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいま駐車場の件でご質問でございます。確かに駐車場、あそこの形もちょっと入り組んでいるというので使いにくいということもあります。私も、子供が小さいときにはそこに行ったりして、車止めるときに苦労した記憶もございます。

今現在ちょっと考えているのは、遊具がございます、使っていない遊具、あと砂場とか、あそこを取壊しできれば6台ぐらいは止められるのかなというところもあったり、あとは建物の横のところ、そちら少しのスペースありますが、そこに止められれば2台ぐらいは増えるのかなと。あと、区画ですね、駐車場の区画、この線引きによって何台か増えるようなこともできるのかなというようなことで、いろいろ考えてはございます。ただ、工事費いくらかかるかとか、それはこれから考えていきたいなと思っております。

何にしる使う方があそこで事故を起こしても困りますし、先般も壁にちょっとぶつけたというふうな話も聞いてございますので、そういうことがないように配慮しながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

これまでもセンター長、それから児童館館長が細部にわたっての対応をしてくださったことは、私も承知していました。今の答弁で、これからできる範囲で対応を進めていくということをお聞きしましたので、事故回避や安全、安心の面からも、ぜひ早急に進めていただければと思います。

続いて、4点目の再質問をいたします。先ほどもちろん民間の経営には関与できないということは、私も認識していました。ただ、事業者の方と情報共有をしてくださったということをお聞きしましたので、ちょっと一安心しました。再開のめどはないとかということですが、それはそれとして、事業者の方と話をしてくれたということはよかったと思います。

なぜかといいますと、前の温泉再開のときに町側からの応援策として、温泉を通過するコミュニティバスの運行を行ってくださっています。温泉休業中の今も温泉前の停留所でのバスの発着が見られます。時刻表には利便性の高い運行時間が記されておりました。玄関前には、改修工事のため休業しますという貼り紙があるのです。なので、そこに行った方は、バスも止まっているし、改修のため休業ということで、期待をしている方もおられます。

また、たまになのですが、温泉での発着でバスを利用される方もいるようです。近

くの方なのか、近くの商業施設に飲食部のところに行くのか、ちょっとそこは分からないですが、はっきりした数はお聞きできませんでしたが、たまに数名いますよということをお聞きしました。

伺います。バスの運行については、年度の運行計画、契約になっているものか。今後の計画などあればお聞かせください。

○総務課長（太田 明雄君）

コミュニティバスの運行計画ということでございますけれども、町では町内の民間公衆浴場が今営業を休止したという情報を受けまして、まずコミュニティバスの運行事業者と情報共有はしてございます。現在も現状再開のめどが立っていないということで、もし今後バス停の利用者があまりない、少ないという場合におきましては、手続としては三戸町の地域公共交通会議、こちらのほうで一部路線の変更等についての協議を行いまして、その後八戸圏域の地域公共交通計画の変更というものが必要になりますので、八戸圏域地域公共交通活性化協議会のほうと協議をするということになります。その時期等については、今何か予定があるというものではございません。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

今の答弁で、地域交通での会議、それから八戸での協議会のまた計画変更の会議とかというのを経て、今後の方向性を決めるということで承知しました。先ほども申しましたが、温泉バス停の利用については私も詳しくは調べられませんでした。会社のほうには、町側からの聞き合わせがよいかと思えます。お一人でもお二人でも利用者がいらっしゃれば、その方的人数を照らし合わせていただけたらと思えます。

この項の最後の再質問です。民間への応援には様々なハードルがありますが、老人センターの浴場は開設から43年経過しています。老人センターの浴場だけに負荷が集中していくことを避けるためにも、また高齢化が増していく中、身体の清潔を保つだけでなく、地域住民の憩いの場としての入浴環境について、先ほど民間の浴場が期待できないというお話もありましたが、とても存在の大きい町老人センターの浴場かと思えます。今後も含め、総じて町長のお考えをお聞かせください。

○町長（沼澤 修二君）

お答えいたします。

浴場につきましては、答弁でも申し上げましたし、議員もご承知のとおり、衛生的で健康的な生活を送るために必要な場でありまして、またコミュニケーションの場としても活用されているものと認識しております。現在お使いいただいております老人福祉センターにつきましては、かなり老朽化が進んできておりまして、その都度補修をしながらご活用いただいているという状況ではございますが、やはりさらなる安全、安心で快適な利用をしていただくためには大規模な改修ができればいいなということはお考えしておりますし、私も今回7本の柱のうちの27の施策の一つとして高齢者利用施設の充実ということも掲げておりまして、残りまだできていない6つの施策の一本であります。

したがいまして、引き続き高齢者利用施設の充実については、スピード感を持って検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

また、民間の浴場が今仮にもう再開しないとなった暁には、またそこを活用して営業してくださる人を見つけて、活用していただければ幸いですし、町でも空

き店舗活用補助金として応援は少しできると思っておりますので、ぜひそういった情報も収集してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、高齢者の皆さんをはじめ、町民の皆様が快適に施設を利用していただけるように、今後も老人福祉センターの改修については検討を鋭意続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

今とても思い入れの深い丁寧なご答弁いただきました。高齢者利用施設の充実をこれからしっかりと考えていく、それから快適な生活をきちんと考えていく、それから民間のもしそういう可能性があれば心を寄せてくださるという町長の答弁をいただきまして、大変安心いたしました。理解いたしました。

当町の65歳以上の人数が12月1日現在で3,819人、単身世帯が1,065世帯、夫婦世帯とか親子の2人暮らしの方が574世帯、総人口8,576人、4,110世帯のうち、1,639世帯が、4割程度ですが、高齢者のみの世帯です。年を重ねると、いろいろなことが大変になってきます。私もとても実感しています。家で一人でいても誰とも話すことがない、お風呂に行くと誰かとしゃべって、笑ってくれるのだよねとお話ししてくださる方もおられます。先ほど町長からは、とても丁寧な、前向きな答弁をいただきましたが、入浴環境は高齢者の健康づくりや地域交流の面でも大切な生活の基盤かと思えます。民間浴場の営業も再開することを期待しますが、歩いて老人センターのお風呂に行く方もおられます。

昨日の町長答弁の中で、ふるさと納税の寄附金額が膨らんでくれば、デマンドタクシー、コミュニティバスの利用も拡充したいと話されていました。コミュニティバスの利便性が増すことによって、町の浴場の利用が可能になり、助かる方もおいでかと思えます。町民の生活の大切な視点として、町としての継続的な関心をお願いしまして、次の項目の質問に移ります。

2. 町立病後児保育施設の運営について

○10番（千葉 有子君）

2項目め、町立病後児保育施設の運営について。町立病後児保育施設は、令和2年10月5日の開設から本年で5年を経過しました。これまでの成果と今後の運営について、次の3点を伺います。

1点目、これまでの利用者数、利用率、延べ利用者数と、利用希望があったにもかかわらず、利用に至らなかったケースの有無とその理由について。

2点目、5年間の実績を踏まえて、開所体制、運営方法、医療・保育との連携強化などなど、町として改善していることや新たな取組などについて。

3点目、病後児保育施設の担当長……ここでちょっと訂正させていただきます。今まで私は、病後児施設の施設長と捉えて何度か質問しておりましたが、保育士派遣の担当だということで、病後児保育施設の担当長と話させていただきます。担当長と中央児童館館長の兼任について、以前の質問の答弁では問題ないとの町の認識でしたが、病後児保育では看護師、保育士の配置が安心、安全の根幹になるものと考えます。人材不足の課題もある中、公設公営の施設としての責任を果たすため、また職員の働き方の観点から、人材確保、体制強化についての見解を伺います。

以上、3点よろしくお願いたします。

○町長（沼澤 修二君）

千葉議員の町立病後児保育施設の運営についての3点の質問に答弁申し上げます。

初めに、1点目のこれまでの利用者数等と利用に至らなかったケースについてでございますが、まず利用者数等について申し上げます。令和2年度の利用者数は2人で、登録者に対する利用率は4%、延べ利用者数は2人、令和3年度の利用者数は10人で、利用率は14.3%、延べ利用者数は25人、令和4年度の利用者数は1人で、利用率は1.4%、延べ利用者数は1人、令和5年度の利用者数は12人で、利用率は15.8%、延べ利用者数は17人、令和6年度の利用者数は16人で、利用率20%、延べ利用者数は27人となっております。今年度、現時点までの利用者数は10人で、利用率は12.7%、延べ利用者数は25人となっております。

希望があったにもかかわらず、利用に至らなかったケースは、開設からの5年間で49件となっており、その理由は面倒を見てくれる人が見つかった、引き続き医療が必要な病状になったなど、利用者側のご都合による取消しとなっております。

次に、2点目の5年間の実績を踏まえて検討している改善点や新たな取組についてでございますが、事業を実施する上で生じた問題につきましては、必要に応じ、担当課を交えて相談しながら、その都度改善を図ってきておりますので、現在未改善事項はございません。

また、新たな取組でございますが、近年からのものではございませんが、ふだんから施設になれ親しんでいただくため、令和3年度から年1回、親子のスキンシップの上手な取り方などを体感するイベントを開催しております。

次に、3点目の人材確保、体制強化についての私の見解でございますが、担当職員、担当長と先ほどお話しされましたが、担当長と児童館長の兼任につきまして、施設運営上は特段の支障はございませんが、利用者の増加等により、それぞれの施設の業務負担が現在よりも大きくなったときは、兼務ではなく、それぞれの専任職員を配置すべきものと考えております。

保育行政につきましては、今後も多様性を尊重した子供への対応など、子供を取り巻く環境が複雑化していく中、安全、安心な体制を確保していく必要があると認識しておりますので、よりよい体制となるよう引き続き努めてまいります。

○10番（千葉 有子君）

1つ目の利用状況については承知をいたしました。利用者が少なければ、家庭内で対応ができていて、また一定数の利用があれば、子育て世代の大きな支援になっていると思います。私の個人的な思いですが、昔も今も病気になったときは、おうちの方、保護者の方が一緒にいればいいなと思うのですが、今の社会情勢の状況であれば働く方も増えているので、私は個人的に理想は理想として、そういう社会になってくれればいいなということを思っております。

病後児保育の施設は、担当長のご労苦と、職員の方が大変心を寄せた対応をしてくださっていますので、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

それから、2点目について伺います。改善点は今のところない、その都度、都度対応しているということで、答弁は承知いたしました。それから、イベントも令和3年からですか、始めていまして、図書館とかいろんなところにポスターが貼っていますので、大分周知はしてくださったのではないかなと思います。それも担当長はじめ、いろんなアイデアを出してやってくださっていることに、本当にありがたいと思います。

ちょっと気になっていることを伺いたいと思います。令和5年6月の一般質問で、病後児保育施設の老朽化が今後さらに進んでいく観点から、危険度などを調査しているかの質問に対し、病後児保育施設の老朽化に伴う調査は実施していないとの答弁を受けました。病後児施設を開設、運営することの基準を満たしていることは承知しております。ですが、今後運営を続けていく中で、施設内外での問題、課題はないものでしょうか、伺います。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

ただいま施設の状況についてということでのご質問だと思います。確かに建物自体は、古い建物でございます。外から見れば古いですと言うしかありませんが、中に入りますと、マットを敷いたりとか、壁のほうもきれいにしたりとか、できる限りのことで、子供たちが来たときにもけがのないように生活していただくというような対策等は取らせていただいております。

また、建物自体古いのあって、修繕等々はかかります。特に水回り、こちらのほうが漏水があったりとか、そういうふうなものはございますが、その都度手を加えて、修繕して、なるべく長く使えるようにしていくという長寿命化を図りながらということで進めている現在でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○10番（千葉 有子君）

危険なことや、そういうことを見てくださいっているということで、承知をしました。できるだけのことを行って対策している、修繕をしていると。水回りのこととおっしゃっていましたがけれども、それが一番ちょっと大変なことかなと私も認識しています。さらなる衛生面、安全面、それから園庭が広いですから、屋外の環境などにも注視していただけたらと思います。

再質問を続けます。以前の質問での答弁で、当初考えていた三戸中央病院での病後児保育はゼロベースと受けています。多分現在も町の考えとして、三戸中央病院の設置はないものと認識しています。私も病院内での病後児保育設置は適切ではないと感じています。

次の設置場所の構想は、病院はない、それから現在の場所が老朽化が進むということから伺います。2019年に民間施設での病後児保育の実施意向を町が受け、予算措置をしましたが、看護師の確保ができず、実施に至らなかったと認識しています。その後もアプローチを行っているのかもしれませんが、現時点でもないものか。民間施設での運営が可能となるような町からの働きかけ、どんなサポートができるのか検討などしているのか、また検討する考えがあるのか、町長に伺います。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまご質問のありました民間での病後児保育ということでございます。私も当時職員としてそのことは伺っております、今も再開できていないということも承知しております。そのことにつきましては、担当課のほうでもしっかりと話をその施設の皆様に対して申し上げているところでございますし、これは県のほうからも話が当該施設に対してされているところでございます。今現状は、必要な職員の確保ができないということのようでございますが、引き続き、施設のやはり補助も受けて建設したということもございまして、しっかりとそうした面でも役割を果たしていただけるように、これからもアプローチしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

今担当課でも話をしている、それから県のほうからもちょっとお話があるということで、引き続きアプローチをしてくださるということで、ちょっと心強く思い、一定の理解をいたしました。病後児保育とかだけでなく、保育施設関係では、公営から民営の移行には、軌道に乗るまで物心人的面で自治体として支援を行っているところも全国にはあるようです。病後児保育も子育てや働く家庭を支える基盤の一つかと思えます。老朽化が進んでいく施設の再利用では限界があると思います。将来の町の子育て環境の充実のためにも、今後公設公営で続けるか、民間に働きかけるか、さらに方向性を進めていただきたいなと強く思います。

3点目について再質問いたします。先ほどの答弁では、担当長と館長の今現在の負担はあまりないのではないかとということで、もちろん負担がありますという申出はないと思いますが、やはり子供が少なくなるからという観点ではないかもしれませんけれども、会計年度任用職員の方も児童館のほうにはたくさんおられ、病後児保育のほうも短時間で勤務の保育士、看護師が一生懸命担当長を支えてくださっていると思うのですが、負担のときが来たら配置するということでしたが、保育士もどの職業もそうですけれども、特に専門職でありますので、一朝一夕にそういう役目をできるものでもありませんし、私が申し上げたいのは公設公営、本当に児童館も病後児保育も、先ほどの町営の浴場もですが、町で、自治体でやって、無料でやっているところは本当に少ないのです。だから、私は、もう本当にこれは何回も言っていますけれども、三戸町の誇れる事業だと思っています。

そういうことから、町としての保育士の採用が27年間ないのです。今後もその事業を持続可能な形で運営していくためにも、町職員の保育士を将来的に育成、採用、育成のためもあると思いますので、やはり会計年度任用職員の方、それから町職員の方、業務、仕事、作業というものがあると思うのですが、やっぱり職員としての業務というのは仕事以上にかなりの量があるかと思うのです。ですから、病後児保育のまた質問ですけれども、ぜひ公設公営の児童館をずっと継続していくためにも、もしかしたら公設公営でずっと病後児保育、それから病児保育までいくかもしれないですが、将来的な育成を考えて、町職員として採用していく視点が必要でないかと私は考えます。町長のお考えを伺いたいです。

○町長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

千葉議員のこの事業の公設公営であることへの強い誇りというものをこれまでも伺っているところでございます。当町で行う事業につきましても、とにかく適切な管理運営をしていくということにおきましても、どの施設におきましても必要な人員は配置していかなければならないということで全て考えております。今後児童館、ただいまは児童館のお話でございまして、保育士ということでございますけれども、ご指摘のとおり、27年間募集がなかったということで、今、当時の採用の方々も年齢が上がってきているということはお想像のとおりでございますので、今後の保育行政全般のことを考えれば、将来的にこの施設を続けていくということであれば、新しい方を採用するという時期も来るものと思っております。現段階で何年後ということは、まだ見込みを立てておりませんが、業務の継続性、そして安全、安心な施設利用サービスの提供ということで、今後も人事配置を適切にしていきたいと思います。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

今現在は適切な人事管理であると、人事に関する質問ですので、ご答弁については理解できました。また、今後保育行政を考えてくださるということなので、そこに期待をしたいと思います。専門職の確保や育成は、避けて通れない課題かと思えます。そうした視点を今後の組織づくりの中に位置づけていただければと思います。

終わりに、子育て支援事業は、学童保育や病後児保育ではありません。当町の子育て支援メニューは、多岐にわたって拡充され、保護者の方々からも感謝の声が届いています。老人福祉も入浴環境だけでなく、課題も山積みされています。子供の出生数も減り、高齢化は進んでいますが、高齢者の数は減少しています。子育て支援も大事、また若者支援も忘れてはなりません、歩みがゆっくりとなった高齢者の方々の日々の暮らしを大切に、行政と協力し合っていきたいと思えます。この2つの質問は、これまでの一般質問で行ってきましたが、現町長のお考えを聞くことができました。ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

午後2時再開予定をもって休憩いたします。

（午後 零時23分）

休 憩

（午後 2時00分）

<2番 松尾 道郎議員>

1. 観光まちづくりについて

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

2番、松尾道郎議員。

○2番（松尾 道郎君）

また観光まちづくりです。私のテーマは、これとにぎわい創出だと思っておりますので、またしばらくお付き合いいただきたいと思います。

では、通告に従って進めていきたいと思えます。観光まちづくりを推進するために、新しい事業、継続の事業等様々な事業が行われ、一定の成果が上がっていると感じています。9月定例会において、事業遂行を直営、委託、指定管理、補助等で進めるとの答弁をいただいております。それぞれある程度の成果が出ていると認識しております。

来年度の予算編成に当たり、今後の観光施策を立案、推進するために必要なアイデアや、町民からの様々な意見、データなどをどのような方法で集めて、判断の参考にしているのかを伺います。

○町長（沼澤 修二君）

松尾議員の観光まちづくりについての意見、データなどをどのような方法で集めているかについて答弁申し上げます。

今年度、恒例の春、夏、秋のまつりを除き、町主催及び補助等の活用により開催されました観光、まちづくりに関するイベントや施策は、町職員が観光客や三戸ファンをおもてなしの心を持ってお迎えするおもてなし大作戦、国史跡三戸城跡城山公園を活用したさんのへ城山ジャンボリー、100万人のクラシックライブ、そして先日開催したさんのへ感謝祭でございます。

また、宿泊施設を誘致するため、宿泊施設の誘致に関する条例を制定しております。

これら施策の立案の基やヒントとなったのは、町民、観光客及び三戸ファンの声、そしてまちづくり団体並びに私ども行政の提案からでございます。

令和8年度の予算編成におきましても、三戸のさらなるにぎわいづくりのため、これまでに寄せられております声やアイデアをはじめ、ふるさと納税寄附者や県外イベントへの来訪者など、外からの声も参考に、観光施策を立案してまいりたいと考えております。

また、さんのへ城山ジャンボリーの運営に参加したメンバーなど、町の活性化に取り組む若い世代が育ってきていることから、若手、そして中堅の発想を最大限に取り入れるとともに、一体となって文化観光、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○2番（松尾 道郎君）

細かいことを質問する前に、1つ確認しておきたいことがございます。

今町では、観光施策全体に関して相談する組織とか会議みたいなものがあるのかな、ないのかな、その辺を教えてくださいませんか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

観光について相談するような組織といったものはないのかというご質問でございますが、特別観光に絞ったという形での組織というものはございません。例えば11ぴきのねこであればふるさと会議といったようなものがございしますが、観光全体を1つに絞ったような組織というのではなく、それ以外の場所で様々な形で意見を吸い上げているという形でございます。

○2番（松尾 道郎君）

分かりました。その件については、後でまた詳しくお話ししたいと思うのですけれども。

先日のさんのへ感謝祭、すばらしいイベントになっていました。町長はじめ、副町長も率先して2日間頑張っていたし、ひよっとしたら役場の職員全員行ったのではないかなと思うぐらいのスタッフが頑張っていて盛り上げていただいていたので、すばらしいイベントになっていたし、さらに三戸高校の放送部もすばらしい仕事をしていました。さっき千葉議員も言っていましたが、ほかの町村から来たお客さんは、あの日同時に南部でもりんご市やっていたのですけれども、ずっとこちらのほうが面白いという話を何人かから聞いて、頑張った皆さんに頭の下がる思いでした。

ただ、やり方としてはこれがベターかということ、決してそうではないという気がし

ます。あまりにも職員に対する負担が大きい。だから、2日目を見ているとある程度疲弊しているし、今後こういう事業を続けていくためには、やっぱり今のやり方ではちょっと厳しいのかなという気がするのですけれども、担当課のほうから正直なところどうだったのかというお話をちょっと聞きたいのですけれども。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

感謝祭2日間、また準備、片づけ等がございました。当然かなりの労力のほうはかかったことは確かでございます。ただ、職員としては、やはりあれだけの方がいらっしやったということで、達成感というのが非常に大きなイベントでありました。

今後でございますけれども、職員のほうともいろいろ話をしている中で、その負担の大きさというのはやっぱり皆感じているところでもありますので、そこをどうするかということで、先ほど町長のほうからもあったとおりですが、若手の町民の中でまちづくり、にぎわいづくりに取り組んでみたいという方も少しずつ育ってきておりますので、そういうまちづくりに対して主体性を持った方、昨日の小中一貫教育の目指す子供像でもあったとおり、主体性を持った人を集めて、仲間づくりをまずはしていくと、そこを増やしていくということが大事なのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

せっかくですから、私からも誤解のないようにお答えを差し上げたいと思います。

今回さんのへ感謝祭、職員かなり従事してもらいました。これは、決して通常業務に加えて働かせて、働かせてというわけではございません。しっかりとその分の休みは、代休を取っていただくということでございます。今回やはりこういうイベントに内外から来て、たくさんの方が来てくれるイベントに従事することによって、今後の職員としての幅も広がりますし、自分の長い公務員人生の中でも糧になることでございますので、得手不得手はあるかもしれませんが、一つの経験として従事してもらっているところもでございます。

やはり今後は、先ほど担当課長申し上げましたとおり、町民の声を聞いて、この喜びを感じていく職員も増えていけば、またさらにまちづくりに関しての熱意も上がってきますし、町民に対する思いも強く出てくるというふうに理解しておりますので。委託して実施することは簡単でございます。ただ、費用も莫大にかかるということもございますので、今回6年ぶりの復活に当たりましては、職員の力を大いに借りたところもでございますし、また実行委員会で組織してもらいました商工会の皆様、関係の皆様からもたくさんお力添えをいただきましたので、我々また今回の経験を基に、次回に向けての改善点等を話し合われると思いますので、そういったものをしっかりと来年以降の開催に反映させていくということで考えております。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

さすが町長、私が思ったよりも1つ上の人間教育まで入っていましたので、感心している次第です。

ここで最初の話が出てくるのですけれども、民間の協力を得る、若い人たちの意見を聞く、そうしたらそういう組織をつくれればいかがですか。

たまたまこの間民生商工で遠野の視察に行ってきました。遠野も観光が主なので、遠野では観光マネジメントボード遠野という組織をつくっているのです。これ資料見

て、ちょっと説明が大変ですけれども、どういふので構成しているかという、まち、遠野市ですね、それから観光協会、商工会、それから遠野ふるさと商社、これ遠野で指定管理やっている業者なのですけれども、ここやたらでかくて、従業員が80人ぐらいいて、遠野の施設3つ、4つの管理をしているので、ちょっと参考にはならないのですけれども、そういう業者、それからあそこは地場のビールをやっていますので、その会社、それからホテルの組合、それから地域、たまたまあそこに広告会社があるらしくて、そういう人たちが入って、取りあえずそこでグループをつくって組織をしています。

これ何やるかという、若干説明受けたのですけれども、要は地域全体の観光に関する意思決定をそこですると。さらに、そこで例えばこういう事業をやりたいと、そうしたらそのメンバーの中から選んで、ある業者にその事業を委託する。そして、結局情報の共有をするということです、全体の。これが一番大事なので。ちょっと話戻るけれども、さんのへ感謝祭のときも出店業者で、もう少し早く日にち決めてもらえればという話もありましたし、さらに何をしているかという、年間通した観光の行事の予定を決めると。例えばキッチンカーの業者なんかもう年間通して予定組むわけです。そうすると、三戸のイベントがこうありますよといくらでも早く出してあげば、彼らもそれに合わせて自分たちの仕事を入れてきますので、有利に立つ。

今回、ちょっとまた話ずれるけれども、南部町のさっき言った話で、南部町にはキッチンカー1台しかなかったそうです。三戸は結構いたので、それだけ担当の職員たちが頑張ってきてきたのではないかなと思うのですけれども、要は早め早め、いわゆる地場の人たちに対する情報もそうですけれども、出店業者に対する情報も早めに出しておけば、それだけの恩恵を得られるわけなので、その辺も含めて、さっき言ったこういう組織が、相当三戸にアレンジしなければいけないと思います。丸々これでもいいわけではないし、逆に言うと、三戸の場合は農業関係の組合もあるわけですし、三戸でなければならぬグループもあるわけですから、そういうのも入れて1つの組織をつくって、その中で観光関係の行事、その他を一括で審議するということがやっぱりこれからは必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

遠野市の観光マネジメントボードのような組織を三戸町でつくってはどうですかといったようなご質問でございますが、こちら遠野市のマネジメントボードについては先ほどあった遠野ふるさと商社、そちらのほうが事務局でして、これは観光地域づくり法人、DMOと呼ばれるもの、このDMOが事務局になっているということで、DMOの役割というのは観光地域づくりの司令塔というふうに言われておまして、まさに今業務の中でマネジメントボードの運営を行っている。市の観光事業の役割分担、それから進行管理を行っているということでございます。

同様のものを三戸町でできないかといったことではございますけれども、組織をまずつくるといふことはできるのかもしれないのですが、私が思っている大事なことは、それが実効性、また成果を上げられるような団体にならなければならないということ。考えた場合に、それぞれ会議をやった際に、この部分はうちでやりますよ、それができますよといった形で、どんどん自分たちでやれるものを決めていけるような組織といったものになる必要があるのかなというふうに考えております。今三戸町の現状を考えた場合に、もしかすれば集まったときに将来の夢を語る場にはなると思っています。それが実効力のある組織にすぐに持っていけるかといえば、今の状況ではどうかなと

いったところが実はございまして、それを考えると、今町でやっているおもてなし大作戦といったもので機運を盛り上げる、また若手等から出てきている方の仲間づくりをする、そういったことの中からこういう組織を立ち上げていくというような方向性というのも一つあるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副町長（本宿 貴一君）

私から、ちょっとだけ1点補足したいと思います。

今の遠野の観光マネジメントボード遠野ですけれども、こちらの事務局が遠野ふるさと商社というところがやっているというお話でした。今担当課長からも話あったとおり、このふるさと商社自体が地域のDMOになっております。DMOというのがその地域の観光を進める上で、先ほどは司令塔という話ありましたが、多様な関係者といろいろ合意形成していくという役目もあります。そういった中で、合意形成する中で必要な機能として、会議として今のマネジメントボードというのが設立されているということなので、どちらかというDMOがまずあって、その中の機能としてマネジメントボードが置かれているというような位置づけで捉えていただければと思います。

以上です。

○2番（松尾 道郎君）

分からない名前もいっぱい出たのですけれども、DMOというのはひょっとするとかせぐ観光をやれるのがDMOだったのかなという気がするのですけれども、いずれ、先ほど担当課長言ったように、いろんな危惧があると思います。確かに今、例えばさんのへ感謝祭も実行委員会つくっているし、そのメンバーと城山ジャンボリーの実行委員会のメンバーはまた違うし、だからその辺を逆にうまくこれから取りあえずは使えることができれば、役場の負担も少ないのかなと。当然イベントですから、役場の職員が先頭に立ってやらないことにはこれ始まらないのです。それも確かなのです。

ただ、あまりにも仕事がそこに集中してしまうと負担が増えるので、例えばこの間の感謝祭だったら、感謝祭を構成していた実行委員会、その中のメンバー、ちょっと勉強不足で分からないけれども、その人たちに彼ができる例えば情報発信をお願いするとか、前もって宣材ポスターとかなんとかは、ではここやってもらえないかとかというような役割分担はできると思うのです。そういうふうなことをして、徐々にそういうのに引き込んでいかないと、いつまでたっても何でもかんでも役場でやらなければいけないということになってしまうと思うので、その辺はやっぱりこれからそういうふうな方向に向けて。

だから、さっき言った組織もそうなのですけれども、確かに遠野でもこれ簡単にはいきませんでしたよと言っていました。いろんな反対があって、厳しかったですよと、ただ取りあえずはもう今スタートしたので、これを基にして進めていきますと。だから、それ以上に多分、三戸の場合だったらもっと大変だと思うのです、この組織つくるのに。ただ、何かしないと、今の状態が変わっていかないので、その辺はやっぱりイベントをこれから続けていかなければいけないし、この調子でいくともっと増える可能性もある。そうすると、その負担がどこ行くかということを考えれば、やっぱりある程度のことを考えて進めていかなければいけないのかなという気はします。

確かに職員、さんのへ感謝祭を見ていると、本当に頭が下がる思いで、2日目、町長も副町長も相当疲れていましたけれども、職員も同じだと思うのです。ただ、口に

は出さないし、それが仕事ですから、逆に頑張ってもらわなければいけないのですけれども。

ただ、やっぱり疲弊してくると新しいアイデアも出てこないし、一番怖いのは、ある程度この仕事をやりたい、このイベントが面白いなという、ひょっとするとこれほどの仕事になるのではないかなとなると、そのアイデアをしぼめてしまう、そういうおそれもあるので、何とかまい具合に回していくためにも、もう一つどこかで何かを変えないと順調に回っていかないような気がするのですけれども。何回も同じこと聞くのですけれども、町長、どうですか。

○町長（沼澤 修二君）

今議員からは、案じてのお話と、もっとよくしていきたいという思いでのお話、両面からいただいたと思っております。遠野の好事例を出していただいたお話でございました。遠野の例で今また少し申し上げますと、ここは観光協会とは別にDMOがあるということで、そういったいい事例だと思っております。

今後は、こういった新しい事例をいろいろと勉強しながら、次の時代に向かって三戸町の観光を進めていくために、組織等も考えていかなければならないと思っております。このまま役場主体でずっと何か業務を抱えていけば疲弊してくるということは、お話のとおりだと思っております。かなり補助等で実行委員会形式でやれるようになってきておりますので、その実行委員会に入る方々をもっと増やしていくことを続けながら、団体がそれぞれ立ち上がってくれば、またそういった団体を入れてDMOなりをつくっていくところまでできればいいなという考えは持っておりますけれども、その前にまず個別の町内にいる各まちづくりのプレーヤーを育て、あるいはつなげていくという作業も必要になってくるかと思っておりますので、引き続き三戸町のまちづくり観光をさらに前に進めていくためのご意見はたくさん聞いてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

一朝一夕ではできないというのは、もう重々承知しておりますので、ただそれに向けてベクトルを同じ方向に向ければ、少しずつでも変えていけるのではないかなという思いはしていました。

遠野の資料の中にいい言葉が書いてありました。だから、最後それ読ませていただいて。「関係機関、団体の役割分担を明確にし、その進行管理を行いながら、地域の多様な関係者を巻き込みながら事業を進めることが地域産業の発展に寄与し、住む人も訪れる人も働く人も心豊かになる観光まちづくりを目指していく」。全くこのとおりに思うので、そのために地域全体の観光に関する意思決定とか、その他の設定を話し合いの上で進めていくというのが一つのモデルになっていましたので、何とかこれに向けて頑張って、こっちも頑張らなければいけないのですけれども、いきたいなと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

これで終わらせていただきます。

日程第2 議員提案第3号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第2、議員提案第3号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

8番、藤原文雄議員。

○8番（藤原 文雄君）

議員提案第3号 三戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由を申し上げます。

この改正は、三戸町議会議員の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議員提案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議員提案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第73号 三戸町職員倫理条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第73号 三戸町職員倫理条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第73号 三戸町職員倫理条例の制定について、補足説明申し上げます。

本案は、職員が遵守すべき倫理原則など、職員の職務に係る倫理の保持のために必要な事項を定めることにより、公務に対する町民の信頼を確保することを目的として、本条例を制定するものであります。

条例の主な内容であります。第1条では目的について、第2条では本条例における用語の定義等について規定しております。

第3条では、職員の服務規律の確保及び職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため、職員が遵守すべき倫理原則を定めております。

第4条では、第3条に規定する倫理原則を踏まえ、利害関係者からの贈与等の禁止など、遵守すべき事項を定めております。

第5条及び第6条では、町長及び管理職員の責務を定めております。

第7条では、倫理監督者の設置について規定しております。

第8条では職員が不当要求行為を受けた場合の報告義務、第9条では職員が不当要求を拒否した場合に必要な援助等の措置を講ずることを規定しております。

第10条では職員倫理委員会の設置について、第11条では職員倫理委員会への職員の協力と守秘義務について規定しております。

最後に、第12条では、公正な職務の遂行を損なう行為の要求があった場合、当該要求をした者に対する警告等必要な措置を講ずることを規定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第74号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第74号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第74号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、県の特別職の期末手当の支給割合が改定されることに伴い、町の特別職の期末手当の支給割合についても同様の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給割合について、現行の3.25月分から0.10月分を引き上げ、3.35月分とするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第75号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第75号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第75号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、本町職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

初めに、給料月額に関しましては、若年層に重点を置きつつ、全ての年齢層の職員の給料月額を引き上げるものであります。

なお、行政職給料表における引上げ額は、月8,300円から1万2,300円までの範囲となります。

宿日直手当に関しましては、勤務1回に係る支給限度額を改定するものであります。

期末勤勉手当に関しましては、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る年間支給割合を従来の4.55月分から0.10月分引き上げ、4.65月分とし、定年前再任用短時間勤務職員に係る年間支給割合を従来の2.40月分から0.05月分引き上げ、2.45月分とするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第6、議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について補足説明申し上げます。

本案は、青森県市町村総合事務組合から当該事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、当該規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の内容であります。黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することを受け、当該規約の別表第1及び別表第2第8号の項から同組合を削るものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第7、議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について補足説明申し上げます。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合から当該組合を組織する地方公共団体の数

を減少し、当該規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の内容であります。黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することを受け、当該規約の別表第1から同組合を削るものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（竹原 義人君）

日程第8、議案第78号 三戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第78号はこれに同意することに決定しました。

日程第9 議案第79号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第79号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

議案第79号 令和7年度三戸町一般会計補正予算（第6号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町一般会計既決予算額71億4,050万2,000円に歳入歳出それぞれ9,567万2,000円を追加し、予算総額を72億3,617万4,000円にするものであります。

初めに、繰越明許費についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に繰り越して使用するため、予算に定めるものであります。

8款1項道路河川費において、橋梁補修工事請負費6,200万円、町道改良舗装工事請負費3,373万7,000円を繰越明許費として定めるものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。地方自治法第217条の規定により、翌年度以降にわたる債務について、予算に定めるものであります。令和8年3月に着手予定の町道の穴埋め等道路維持工事請負費について、債務負担行為の期間を令和8年度、限度額を370万円と定めるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款1項1目個人住民税は、決算見込みから3,000万円を増額しております。

10款1項1目地方交付税では、普通交付税3,879万1,000円を増額しております。

7ページをお願いいたします。15款2項4目農林水産業費県補助金では、中山間地域直接支払事業費補助金840万5,000円を増額しております。中山間地域直接支払交付金の4分の3が県から交付されるものであります。

7目災害復旧費県補助金では、農地及び農業用施設災害復旧費補助金1,209万3,000円を追加しております。令和7年8月の大雨で被災した農地2か所の災害復旧費に対する県補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。初めに、人件費の補正についてご説明いたします。令和7年青森県人事委員会勧告に基づく給与改定を実施するための所要額を計上したほか、本年度の給与の支払い実績等を踏まえた決算見込額としております。給与費、共済費合計で、一般職が2,315万6,000円、特

別職が108万5,000円、合計2,424万1,000円の増額補正となっております。

9ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では、役場庁舎の燃料費180万円、修繕費150万円を増額しております。重油使用量の増加に伴い、燃料費を増額し、修繕費については、非常用発電設備等の修繕費を増額するものであります。

3目総合行政情報システム導入費では、使用料792万8,000円を増額しております。令和8年2月に本格移行する標準準拠システムのクラウド使用料を増額するものであります。

10ページをお願いいたします。2款1項7目企画費では、記念品585万円、郵便料428万5,000円、手数料522万7,000円を減額しております。ふるさと納税返礼品や返礼品の送料、決済手数料等について、令和6年度の実績を参考に減額するものであります。

11ページをお願いいたします。同じく7目企画費の使用料1,512万4,000円は、ふるさと納税ポータルサイト使用料の増額であります。ふるさと納税サイトの新規ページ作成や検索連動広告の運用、検索上位対策など、ふるさと納税の増収対策について、ふるさと納税ポータルサイト運営会社へ依頼するものであります。

13ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金676万5,000円を増額しております。財政安定化支援事業費の確定及び職員給与費等繰出金の増額によるものであります。

5目老人福祉対策費では、介護保険特別会計繰出金404万9,000円を減額しております。過年度繰出金の精算等による減額であります。

17ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費では、野菜等産地力強化支援事業費補助金123万5,000円を増額しております。野菜生産の省力化を図る機械等の導入費に対する県の補助事業であります。

18ページをお願いいたします。同じく3目農業振興費では、中山間地域直接支払交付金1,120万7,000円を増額しております。令和7年度からスマート農業加算等の新たな対策が始まり、交付額の増加が見込まれることから、所要額調査に基づき増額するものであります。

26ページをお願いいたします。11款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費では、重機借上料1,310万円、災害復旧工事請負費2,302万7,000円を追加しております。令和7年8月の大雨で被災した農地14か所、農業用施設15か所の災害復旧費であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木議員。

○13番（佐々木 和志君）

10ページ、2款1項7目企画費の7節、11節、報償費、役務費、ふるさと納税の実績を令和6年度の実績に合わせるという今補足説明があったのですがけれども、ちょっとそれだけだと分からないので、もうちょっと詳しく内容を教えていただければと思います。

○ふるさと納税強化室長（高屋敷 一弘君）

ただいまの質問にお答えいたします。

2款1項7目7節報償費、まず記念品についての585万円の減額につきましては、こちらのほうは、当初予算のほうで返礼率を26.8%で見込んでおりましたものをより

今年度の割合に近い25.5%で見込んだものになります。

次に、役務費、郵便料についてですけれども、こちらは返礼品の配送に係る経費が主なものでございまして、今年度一斉に配送料の見直しを行ったものになります。

次の手数料になりますが、こちらの手数は各ポータルサイトの決済手数料、サイトの利用手数料になってございまして、各サイトによって手数料は異なってきます。よって、トータルで同じ件数でもその金額は異なるものになりまして、今回手数料の安いサイトが減って、高いサイトが増えたということで、こういった金額になってございまして。

以上になります。

○13番（佐々木 和志君）

手数料のほうは分かりました。記念品と郵便料に関してなのですけれども、一般質問でふるさと納税の質問があった際に、前年度比3割強の増額が見込めるという答弁があって、普通に考えれば、ふるさと納税が増えれば記念品、もしくはそれに伴う郵便料が増えるというふうにはちょっと考えるのですけれども、それがならなかった、もしくはそういう考え方は当てはまらない。どういう、26.8%から25.5%に返礼率が落ちたというのは理解するのですけれども、全体で下がるというのがちょっと分からないので、もうちょっと詳しく、分かりやすくお願いできますか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

企画費の報償費、役務費の減の理由ということでございまして、こちらにつきましては今年度の当初予算で4億5,000万円を目標として、4億5,000万円になった場合の昨年度の金額、それぞれの記念品、郵便料の単価でもって数を出して、当初予算を組みました。今年度につきまして、今年度に入ってから寄附額のほうを昨年度より上げまして、全体として寄附額を上げたことによりまして、記念品の数、それから郵便料の送る実際の数というものは減っているということから減額となったものでございまして。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第80号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（中村 正君）

議案第80号 令和7年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億5,269万2,000円に歳入歳出それぞれ3,681万3,000円を追加し、予算総額を17億8,950万5,000円にしようとするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入、3款2項国庫補助金、6目1節介護保険事業費補助金90万7,000円は、介護保険システムの改修に伴う補助金です。

7款1項1目繰入金1,586万8,000円の減額は、前年度一般会計からの繰入金の精算などに伴うものであり、事務費等繰入金及び介護保険給付費準備基金取り崩し繰入金の減額が主なものでございます。

8款1項1目繰越金は、令和6年度の決算に伴い、5,215万円を増額しております。

次に歳出についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、12節委託料181万5,000円は、令和7年度の税制改正に対応するための介護保険システム改修委託料でございます。22節の償還金、利子及び割引料の過年度負担金返還金3,588万9,000円は、令和6年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金でございます。

5ページをお願いいたします。3款3項1目任意事業費、12節のみまもり配食サービス事業委託料32万7,000円は、人件費の増に加え、利用者の減に伴い、見込んでいた利用料収入に不足が生じるため、その差額分を増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第81号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（極 檀 浩君）

議案第81号 令和7年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ619万1,000円を追加し、予算総額を12億6,893万5,000円にしようとするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は、高額療養費が増えたことによるもので500万円を増額するものであります。

5款1項1目一般会計繰入金は、職員人件費に係る職員給与費等繰入金119万1,000円の増額と、今年度の地方交付税算入額が確定した財政安定化支援事業繰入金557万4,000円を増額するものであります。

5款2項1目国保財政調整基金繰入金は、財政安定化支援事業繰入金などの増額に伴い剰余金が発生することから、557万4,000円を減額するものであります。

4ページをお願いいたします。次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費では、自治体情報システム標準化に伴い、新たな資格確認書の交付に必要な印刷製本費12万円の増額が主なものであります。

5ページをお願いいたします。2款2項1目高額療養費は、これまでの実績を基に精査したところ、当初見込んでいた1人当たりの医療費が増加傾向にあることから、500万円を増額するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第81号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第82号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第12、議案第82号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。
病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

議案第82号 令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について、所要の補正を行うものでございます。

初めに、第2条、業務の予定量の（2）、年間患者数でございますが、利用見込みに基づき、入院について2,920人減の2万1,900人とするものでございます。

次の（3）の1日平均患者数につきましては、（2）の年間患者数を入院診療日数365日で除した日数に改めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款病院事業収益では、既決予定額18億8,976万6,000円から1億533万4,000円を減額し、総額を17億8,443万2,000円に、支出の部、第1款病院事業費用では、既決予定額18億8,976万6,000円に8,009万1,000円を追加し、総額を19億6,985万7,000円にするものでございます。

次の第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費5,537万5,000円を追加し、総額を11億6,557万5,000円に改めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。予算の実施計画についてご説明申し上げます。収益的収入、1款1項医業収益、1目入院収益は、入院患者数の予定量の補正により、6,019万円を減額するものでございます。

次の2項医業外収益、3目補助金は、病床数適正化支援事業費補助金の交付額の確定により、4,514万4,000円を減額するものでございます。本補正につきましては、国

の当初の交付要綱において、令和7年3月末までに削減した病床数に対し、1床当たり410万4,000円を上限として補助するとされていたことから、既決予定額では、令和7年3月に削減した12床分の4,924万8,000円を計上しておりましたが、交付決定において1床分410万4,000円の交付となったものでございます。

次の2ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項医業費用、1目給与費は、給与改定や人事異動などにより、5,537万5,000円を増額するものでございます。

次の3目経費2,471万6,000円増額は、人材派遣や賃金の引上げ等による委託料の決算見込みによるものでございます。

次の3ページ以降、最終ページまでは、職員給与費の明細でございます。コロナ禍で減少した患者数が回復しない中、賃金の引上げや資材の高騰があり、また一方ではこれに比例した診療報酬の増加がなされていない状況となっております。当該状況がすぐに改善するといったことは難しいものと考えておりますが、一つ一つ地道に改善を図り、収益の確保と経費の節減に努め、赤字幅の縮小に向けて努力してまいります。非常に厳しい経営状況となっておりますが、職員一同、引き続き経営感覚を持って業務運営し、町民の生命を守るため、地域医療を維持してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第83号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第13、議案第83号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を

議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第83号 令和7年度三戸町簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町簡易水道事業会計予算につきまして、所要の改正を行うものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款簡易水道事業収益では、既決予定額9,908万2,000円に32万2,000円を追加し、総額を9,940万4,000円に、支出、第1款簡易水道事業費用では、既決予定額1億134万5,000円に32万2,000円を追加し、総額を1億166万7,000円にするものでございます。

次の第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費の既決予定額585万4,000円に32万2,000円を追加し、総額を617万6,000円にするものでございます。

次の第4条、他会計からの補助金は、一般会計からの繰入金32万2,000円を追加し、総額を3,326万6,000円に改めるものでございます。

1ページをお願いいたします。補正予算実施計画書につきましてご説明申し上げます。収益的収入の1款2項営業外収益では、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金32万2,000円を追加してございます。

収益的支出の1款1項営業費用の1目総係費32万2,000円の追加は、給与改定による職員人件費の増額によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第84号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第14、議案第84号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第84号 令和7年度三戸町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、令和7年度三戸町下水道事業会計予算につきまして、所要の改正を行うものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款下水道事業収益では、既決予定額2億7,816万2,000円に35万円を追加し、総額を2億7,851万2,000円に、支出、第1款下水道事業費用では、既決予定額2億5,369万6,000円に35万円を追加し、総額を2億5,404万6,000円にするものでございます。

次の第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費の既決予定額598万4,000円に35万円を追加し、総額を633万4,000円にするものでございます。

次の第4条、他会計からの補助金は、一般会計からの繰入金35万円を追加し、総額を1億6,794万9,000円に改めるものでございます。

1ページをお願いいたします。補正予算実施計画書につきましてご説明申し上げます。収益的収入の1款2項営業外収益では、一般会計からの繰入金に当たる他会計補助金35万円を追加してございます。

収益的支出の1款1項営業費用の1目総係費35万円の追加は、給与改定による職員人件費の増額によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第15 常任委員長の報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第15、常任委員長の報告についてを議題とします。
本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。
6番、総務文教常任委員会、山田将之委員長。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、11月18日委員会を招集、教育長のほか関係職員の出席を求め、学校施設の管理運営状況等について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和7年12月5日、総務文教常任委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。
7番、民生商工常任委員会、栗谷川柳子委員長。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、10月14日委員会を招集、道の駅さんのへの運営状況及び農産物加工センターの現状と今後の予定について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

また、今定例会において本委員会に付託されました陳情を審査するため、12月2日委員会を招集、審査の結果、陳情第1号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情については継続審査であります。

以上で報告を終わります。令和7年12月5日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。
11番、建設農林常任委員会、久慈聡委員長。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る9月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、10月15日委員会を招集、農林課長のほか関係職員の出席を求め、農作物の生育状況及び鳥獣被害状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和7年12月5日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第16 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第16、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第17 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第17、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席した状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

2. 一部事務組合の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、一部事務組合の業務概要について報告を求めます。

最初に、三戸地区環境整備事務組合について報告を求めます。

5番、和田誠議員。

○5番（和田 誠君）

三戸地区環境整備事務組合の業務概要について報告いたします。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和7年12月5日、三戸地区環境整備事務組合、和田誠。

○議長（竹原 義人君）

次に、田子高原広域事務組合の業務概要について報告を求めます。

9番、番屋博光議員。

○9番（番屋 博光君）

田子高原広域事務組合の業務概要について報告いたします。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和7年12月5日、田子高原広域事務組合、番屋博光。

○議長（竹原 義人君）

次に、八戸地域広域市町村圏事務組合の業務概要について報告を求めます。

6番、山田将之議員。

○6番（山田 将之君）

八戸地域広域市町村圏事務組合の業務概要について報告します。

当組合の報告につきましては、お手元に配付しております業務概要のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和7年12月5日、八戸地域広域市町村圏事務組合、山田将之。

3. 視察報告

○議長（竹原 義人君）

次に、総務文教常任委員会の視察研修の報告を求めます。

6番、山田将之議員。

○総務文教常任委員長（山田 将之君）

総務文教常任委員会の視察研修について報告します。

視察研修の概要につきましては、お手元に配付しております総務文教常任委員会視察研修報告のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和7年12月5日、総務文教常任委員会、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会の視察研修の報告を求めます。

7番、栗谷川柳子議員。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

民生商工常任委員会の視察研修について報告します。

視察研修の概要につきましては、お手元に配付しております民生商工常任委員会視察研修報告のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和7年12月5日、民生商工常任委員会、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会の視察研修の報告を求めます。

1番、五十嵐淳議員。

○建設農林常任委員長（五十嵐 淳君）

建設農林常任委員会の視察研修について報告します。

視察研修の概要につきましては、お手元に配付しております建設農林常任委員会視察研修報告のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。

令和7年12月5日、建設農林常任委員会、五十嵐淳。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で今定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（沼澤 修二君）

第527回三戸町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月2日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに可決、同意を賜りました。心から厚く御礼申し上げます。

今定例会は、私が町長に就任してから1年を迎え、2度目の12月議会でございます。また、原教育長を迎え、初めての議会でもありました。一般質問では、私の公約であります7本の柱の進捗に一定の評価をいただくとともに、今後についてもご確認をいただき、また教育長には町のこれからの教育についてお尋ねいただき、改めて皆様の三戸前進のための強い思いを感じたところでございます。引き続き町民の皆様のご意見を伺いながら、スピード感と危機感を持って懸命に取り組んでまいります。

また、会期中に議員皆様から賜りましたご意見につきましては、十分にこれを尊重し、町政運営に万全を期してまいり所存でございますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、いよいよ厳冬に向かいます折から、議員皆様におかれましては切にご自愛くださいませ、ご多幸な新春をお迎えくださるようお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。このたびの定例会、誠にありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第527回三戸町議会定例会を閉会します。

午後3時34分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
